

釧路湿原国立公園
公園区域及び公園計画変更書

[第2次点検]
(環境省原案)

令和 年 月 日
環 境 省

目 次

第1	公園区域の変更	1
1	変更理由	1
2	指定理由の変更内容	2
3	地域の概要の変更内容	4
4	変更する公園区域	18
第2	公園計画の変更	21
1	変更理由	21
2	基本方針の変更内容	22
3	規制計画の変更内容	28
(1)	保護規制計画等	28
ア	特別地域	28
(ア)	特別保護地区	30
(イ)	第1種特別地域	32
(ウ)	第2種特別地域	34
(エ)	第3種特別地域	37
イ	関連事項	39
(ア)	乗入れ規制区域及び期間	39
(イ)	普通地域	42
ウ	面積内訳	44
4	事業計画の変更内容	46
(1)	施設計画	46
ア	保護施設計画	46
イ	利用施設計画	47
(ア)	単独施設	47
(イ)	道路	48
a	車道	48
b	自転車道	49
c	歩道	50
(ウ)	運輸施設	51
(2)	自然体験活動計画	52
5	参考事項	54

第1 公園区域の変更

1 変更理由

釧路湿原国立公園は、我が国最大の湿原である釧路湿原を中核とし、全体に広がるヨシ原と散在するハンノキ林、蛇行する河川等が構成する広大な水平的景観が特徴的であり、これらが平野部において原生性を有する自然状態のまま、我が国最大規模のまとまりを持って存在する点において、我が国を代表するに足る傑出した自然の風景地となっている。昭和62年7月31日に指定され、平成2年12月1日に乗入れ規制の追加、平成15年8月20日に長距離自然歩道の追加、平成17年7月12日に自然再生施設の追加が行われている。また、平成23年9月30日に第1次点検を実施し、公園区域が拡張された。その後、平成28年4月1日に公園計画の一部変更（生態系維持回復計画の追加）を実施し、現在に至っている。

釧路湿原は、高層湿原、中間湿原、低層湿原それぞれに特徴的な植生が見られるほか、タンチョウやキタサンショウウオ等の貴重な野生生物の生息地となっていることから生物多様性の保全上も極めて重要な湿原である。湿原の主要部は、天然記念物及び国指定鳥獣保護区に指定されているほか、ラムサール条約の登録湿地でもあり、国際的にも重要な湿原と位置付けられている。また、湿原面積の減少やハンノキ林の増加等の問題に対応するため、湿原環境の再生や河川の蛇行復元等の自然再生事業が実施されている。本国立公園は原生性の高い広大な湿原を生かした散策路や展望台等の利用が見られる。特に、近年はカヌーやホーストレッキング等のアクティビティが行われており、利用形態に変化が見られる。

今般、第1次点検から10年以上が経過していることや本国立公園を取り巻く自然的・社会的条件等の変化を踏まえ、釧路湿原周辺において、現在の国立公園区域内の風致景観と同等の資質（湿原景観や多様な野生生物の生息・生育地等）を有しており、一体的に保護する必要がある地域、また、流域保全の観点から、湿原の富栄養化や土砂流入の軽減などを図る必要がある河川周辺やその付近の森林について、公園区域の拡張を検討する。

2 指定理由の変更内容

指定理由を次のとおり変更する。

(表 1：指定理由変更表)

変更後	変更前
1 指定理由 本地域は北海道の東部、釧路川に沿って展開する我が国最大の湿原、釧路湿原を中核とする地域である。釧路湿原においては、他の地域では既に喪失してしまっている我が国の平野部の原自然が保存されており、湿原全体を支配するヨシと散在するハンノキ林、蛇行する河川等が構成する自然性の高い広大な水平的景観は、我が国では他に類例のない特異性を有している。 高層湿原、中間湿原、低層湿原それぞれに特徴的な植生が見られ、特別天然記念物タンチョウをはじめとする各種鳥類のほかキタサンショウウオ、エゾカオジロトンボ等貴重な動物が生息している。また、湿原の主要部は、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」（ラムサール条約）の登録湿地とされるなど本湿原は国際的にも高く評価されている。 このように、壮大な景観を有し、貴重な野生生物が分布する本地域は、我が国を代表する傑出した自然の風景地であるので国立公園として指定し、風致景観を保護するとともに、これらの自然の特性を生かした利用の増進を図ろうとするものである。 <u>また、本国立公園のテーマを「日本最大の湿原と壮大な蛇行河川、それを育む森」とし、我が国最大の湿原と壮大に蛇行する河川が織り成す水平的景観と、それらを育む森林や湖沼、多様な湿原生態系を感</u>	1 指定理由 本地域は北海道の東部、釧路川に沿って展開する我が国最大の湿原、釧路湿原を中核とする地域である。釧路湿原においては、他の地域では既に喪失してしまっている我が国の平野部の原自然が保存されており、湿原全体を支配するヨシと散在するハンノキ林、蛇行する河川等が構成する自然性の高い広大な水平的景観は、我が国では他に類例のない特異性を有している。 高層湿原、中間湿原、低層湿原それぞれに特徴的な植生が見られ、特別天然記念物タンチョウをはじめとする各種鳥類のほかキタサンショウウオ、エゾカオジロトンボ等貴重な動物が生息している。また、湿原の主要部は、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」（ラムサール条約）の登録湿地とされるなど本湿原は国際的にも高く評価されている。 このように、壮大な景観を有し、貴重な野生生物が分布する本地域は、我が国を代表する傑出した自然の風景地であるので国立公園として指定し、風致景観を保護するとともに、これらの自然の特性を生かした利用の増進を図ろうとするものである。

<u>じて楽しむことができる国立公園として、風致景観の保護と適切な利用を推進する。</u>	
---	--

3 地域の概要の変更内容

地域の概要を次のとおり変更する。

(表 2 : 地域概要変更表)

変更後	変更前
2 地域の概要 (1) 景観の特性 ア 地形・地質 本公園区域は、北海道東部の太平洋側にあつて、根釧台地の西端に位置する釧路湿原を主体として周囲の丘陵地及び塘路湖などの湖沼群を含めた地域である。 釧路湿原の地形は、太平洋側に面した南側が開け、他の三方を白糠丘陵、鶴居丘陵、根室段丘など標高 100m内外の低い丘陵や台地に囲まれており、鶴居丘陵の北方には湿原に流入する諸河川の源をなす阿寒摩周国立公園の山々が望まれる。 釧路湿原は、南北約 36km、東西約 17km、面積約 21,000ha の我が国最大の湿原である。湿原の地表面は平坦で標高は、そのほとんどが 2 mから 10mと低い。湿原全体としては、北半部では南に向かって、南半部では東に向かって緩く傾斜している。 (ア) 河川 釧路湿原を主にかん養する河川は釧路川であり、屈斜路湖に源を発し、湿原の東端を南北に貫流して太平洋に注いでいる。釧路川は、河川改修工事により岩保木で放水路に切替えられ、<u>新</u>釧路川と分離されている。湿原の中央北部には、その西側から湿原に入るオソツベツ川、ヌマオロ川、<u>コッタロ川</u>、久著呂川、<u>ツルワシナイ川</u>、雪裡川、	2 地域の概要 (1) 景観の特性 ア 地形・地質 本公園区域は、北海道東部の太平洋側にあつて、根釧台地の西端に位置する釧路湿原を主体として周囲の丘陵地及び塘路湖などの湖沼群を含めた地域である。 釧路湿原の地形は、太平洋側に面した南側が開け、他の三方を白糠丘陵、鶴居丘陵、根室段丘など標高 100m内外の低い丘陵や台地に囲まれており、鶴居丘陵の北方には湿原に流入する諸河川の源をなす阿寒国立公園の山々が望まれる。 釧路湿原は、南北約 36km、東西約 17km、面積約 21,000ha の我が国最大の湿原である。湿原の地表面は平坦で標高は、そのほとんどが 2 mから 10mと低い。湿原全体としては、北半部では南に向かって、南半部では東に向かって緩く傾斜している。 (ア) 河川 釧路湿原を主にかん養する河川は釧路川であり、屈斜路湖に源を発し、湿原の東端を南北に貫流して太平洋に注いでいる。釧路川は、河川改修工事により岩保木で放水路に<u>切り</u>替えられ、<u>旧</u>釧路川と分離されている。湿原の中央北部には、その西側から湿原に入るオソツベツ川、ヌマオロ川、久著呂川、雪裡川、幌呂川など多くの河川があり、

幌呂川など多くの河川があり、釧路川に合流する。釧路川本川をはじめこれら主要支川の水面と湿原地表面との差は、渇水期でも1mを越えず、融雪期や大雨により湿原内でしばしばはん濫する。これら諸河川は湿原内で著しく蛇行し、細支流も屈曲して複雑な流跡を描いている。

湿原に東方から流入する河川はシラルトロエトロ川、アレキナイ川、達古武川などであり、いずれも流量はわずかで、シラルトロ沼、塘路湖、達古武湖をそれぞれ経由して釧路川に注いでいる。

(イ) 湖沼

本公園区域内の湖沼としては、湿原の東側丘陵地と接してシラルトロ沼、塘路湖及び達古武湖があり、これらはいずれも海跡湖である。

また、湿原北部には赤沼など十数個の小池沼が散在する。

(ウ) 地質

本公園区域の地質は、上部から沖積層、洪積層、新第三紀層及び基盤となる古第三紀層と白亜紀層である。

白亜紀層

本層は、釧路市から根室半島にかけての海岸沿いに広く分布する根室層群で釧路地方の基盤である。この層は、公園区域内では露出していないが、主として泥岩からなり、砂岩を挟む岩質でまれに化石を産出する。

第三紀層

第三紀層は、南部の東西両側の台地と丘陵に分布し、東側では含炭の古第三紀層（浦幌層群）、西側の丘陵地では海成古第三紀層（音別

釧路川に合流する。釧路川本川をはじめこれら主要支川の水面と湿原地表面との差は、渇水期でも1mを越えず、融雪期や大雨により湿原内でしばしばはん濫する。これら諸河川は湿原内で著しく蛇行し、細支流も屈曲して複雑な流跡を描いている。

湿原に東方から流入する河川はシラルトロエトロ川、アレキナイ川、達古武川などであり、いずれも流量はわずかで、シラルトロ沼、塘路湖、達古武沼をそれぞれ経由して釧路川に注いでいる。

(イ) 湖沼

本公園区域内の湖沼としては、湿原の東側丘陵地と接してシラルトロ沼、塘路湖及び達古武沼があり、これらはいずれも海跡湖である。

また、湿原北部には赤沼など 10 数個の小池沼が散在する。

(ウ) 地質

本公園区域の地質は、上部から沖積層、洪積層、新第三紀層及び基盤となる古第三紀層と白亜紀層である。

白亜紀層

本層は、釧路市から根室半島にかけての海岸沿いに広く分布する根室層群で釧路地方の基盤である。この層は、公園区域内では露出していないが、主として泥岩からなり、砂岩を挟む岩質でまれに化石を産出する。

第三紀層

第三紀層は、南部の東西両側の台地と丘陵に分布し、東側では含炭の古第三紀層（浦幌層群）、西側の丘陵地では海成古第三紀層（音別

層群）及び海成の新第三紀層（阿寒層群）から成る。公園区域内では露出していないが、浦幌層群は湿原の下 500m から 550m に横たわり、その上を洪積層及び沖積層が覆っている。また、阿寒層群は鶴居丘陵の下部に横たわっている。

洪積層

本層は、下部から順に釧路層群、阿寒火山古期噴出物、宮島層、屈斜路火山軽石堆積物及び河岸段丘堆積物から成り、湿原周囲の丘陵を構成しており、湿原の区域では沖積層の下部に横たわっている。

沖積層

本層は、釧路湿原を構成する地層であり、その分布は広大な面積を占め、湿原生成に最も重要な役割を果たしている。

層厚は、大部分が 20m から 40m であり、南部では 70m から 80m と厚くなる。この層は下部礫層を基底とし、海成の中部泥層、その上を泥炭主体の最上部層が地表面まで続いている。泥炭層は地表に沿って広く連続し、その厚さは 1 m から 4 m であるが、1 から 2 m の区域が大部分を占める。

イ 植生

釧路湿原とその周辺部では 700 種以上もの植物が確認されている。
釧路湿原の植生はキタヨシやスゲを主とする低層湿原に代表されるが、ヌマガヤやヤチヤナギを主とする中間湿原やミズゴケを主とする高層湿原なども分布し、発達段階の異なる湿原景観がみられる。

低層湿原は、キタヨシが優占するか又はほとんど純群落を成すキタヨシ群集やヤラメスゲ、アゼスゲ、ムジナスゲ、ビロードスゲなどの

層群）及び海成の新第三紀層（阿寒層群）から成る。公園区域内では露出していないが、浦幌層群は湿原の下 500m から 550m に横たわり、その上を洪積層及び沖積層がおおっている。また、阿寒層群は鶴居丘陵の下部に横たわっている。

洪積層

本層は、下部から順に釧路層群、阿寒火山古期噴出物、宮島層、屈斜路火山軽石堆積物及び河岸段丘堆積物から成り、湿原周囲の丘陵を構成しており、湿原の区域では沖積層の下部に横たわっている。

沖積層

本層は、釧路湿原を構成する地層であり、その分布は広大な面積を占め、湿原生成に最も重要な役割を果たしている。

層厚は、大部分が 20m から 40m であり、南部では 70m から 80m と厚くなる。この層は下部礫層を基底とし、海成の中部泥層、その上を泥炭主体の最上部層が地表面まで続いている。泥炭層は地表に沿って広く連続し、その厚さは 1 m から 4 m であるが、1 ≒ 2 m の区域が大部分を占める。

イ 植生

釧路湿原の植生はキタヨシやスゲを主とする低層湿原に代表されるが、ヌマガヤやヤチヤナギを主とする中間湿原やミズゴケを主とする高層湿原なども分布し、発達段階の異なる湿原景観がみられる。

低層湿原は、キタヨシが優占するか又はほとんど純群落を成すキタヨシ群集やヤラメスゲ、アゼスゲ、ムジナスゲ、ビロードスゲなどのスゲ類を随伴するキタヨシースゲ類群落がほぼ湿原全域に分布し、釧路湿原の広大なヨシ草原の景観を形成している。

スゲ類を随伴するキタヨシースゲ類群落がほぼ湿原全域に分布し、釧路湿原の広大なヨシ草原の景観を形成している。

このほか低層湿原には、地下水位の変化等により池沼の湿原化への一過程と考えられるムジナスゲ群集、キタヨシースゲ類群落より水位の低いところに発達するイワノガリヤス群集、湿原周辺部とそれに続く緩傾斜の沢地等にヤチボウズ（谷地坊主）現象を生ずるカブスゲ、ヒラギシスゲ群落、さらにはキタヨシを林床植生にみるハンノキーキタヨシ群集等の発達がみられ、特にハンノキ林は、湿原北部及び東部の丘陵地付近、湿原内の河川や高層湿原周辺に分布し、ヨシとともに釧路湿原の特徴的な景観の一つとなっている。

中間湿原は、赤沼周辺等に点在し、ヤチヤナギ、ヌマガヤを主とするが、低層湿原と高層湿原の中間にあつて、それらの移行帯に相当することから高層湿原にみられるツルコケモモや低層湿原にみられるサワギキョウ、タチギボウシ等多様な種が混生している。

高層湿原は赤沼、宮島岬及びキラコタン岬周辺等に分布し、ヨシのような丈の高い草木に覆われることがない。釧路湿原における高層湿原の極相群落とみられるイソツツジ－チャミズゴケ群集は、赤沼やキラコタン岬周辺にみられ、チャミズゴケの発達したブルト（湿原小丘）を基盤にツルコケモモ、イソツツジ、ガンコウラン、ホロムイツツジ、ヒメシャクナゲなどが密生している。ツルコケモモ－ホロムイスゲ群集は、赤沼を中心に広く分布し、イボミズゴケを地床としてムジナスゲ、ヤチヤナギ、ホロムイツツジなどを伴う。イボミズゴケ群集はムラサキミズゴケを混じえ、温根内高層湿原の東部に発達し、その中に小池塘を含み、緩やかな凹凸を作ってマット状に分布する。

このほか低層湿原には、地下水位の変化等により池沼の湿原化への一過程と考えられるムジナスゲ群集、キタヨシースゲ類群落より水位の低い所に発達するイワノガリヤス群集、湿原周辺部とそれに続く緩傾斜の沢地等にヤチボウズ（谷地坊主）現象を生ずるカブスゲ、ヒラギシスゲ群落、更にはキタヨシを林床植生にみるハンノキーキタヨシ群集等の発達がみられ、特にハンノキ林は、湿原北部及び東部の丘陵地附近、湿原内の河川や高層湿原周辺に分布し、ヨシとともに釧路湿原の特徴的な景観の一つとなっている。

中間湿原は、赤沼周辺等に点在し、ヤチヤナギ、ヌマガヤを主とするが、低層湿原と高層湿原の中間にあつて、それらの移行帯に相当することから高層湿原にみられるツルコケモモや低層湿原にみられるサワギキョウ、タチギボウシ等多様な種が混生している。

高層湿原は赤沼、宮島岬及びキラコタン岬周辺等に分布し、ヨシのような丈の高い草木におおわれることがない。釧路湿原における高層湿原の極相群落とみられるイソツツジ－チャミズゴケ群集は、赤沼やキラコタン岬周辺にみられ、チャミズゴケの発達したブルト（湿原小丘）を基盤にツルコケモモ、イソツツジ、ガンコウラン、ホロムイツツジ、ヒメシャクナゲなどが密生している。ツルコケモモ－ホロムイスゲ群集は、赤沼を中心に広く分布し、イボミズゴケを地床としてムジナスゲ、ヤチヤナギ、ホロムイツツジなどを伴う。イボミズゴケ群集はムラサキミズゴケを混じえ、温根内高層湿原の東部に発達し、その中に小池塘を含み、緩やかな凹凸を作ってマット状に分布する。このほか、ヤチスゲ群集やホロムイソウ－ミカズキグサ群集がみられる。

このほか、ヤチスゲ群集やホロムイソウーミカズキグサ群集がみられる。

高層湿原では、5月下旬から6月にかけて、イソツツジ、ヒメシャクナゲ、ツルコケモモなどのツツジ科の植物を主体として、クロミノウグイスカグラ、トキソウ、サワラン、コツマトリソウ、ミツバオウレン、タチギボウシ、コタヌキモ、ムラサキミミカキグサ、ワタスゲなどの花がいつせいに咲きそろい山岳地の高山植物のお花畑にも似た景観を呈する。

湿原内に点在する赤沼等の池沼や湿原の東端にある塘路湖等の湖沼では、その中央から岸边に向かってヒロハノエビモ、センニンモ、セキショウモ、タヌキモなどの沈水植物、ネムロコウホネ、ヒシなどの浮葉植物、ミズドクサ、ミツガシワ、フトイ、マコモ、ガマ、ヒメカイウなどの挺水植物の順に生育しているのがみられる。

湿原を取り巻く丘陵地の大部分はミズナラ、カシワ、シラカバ、ナナカマド、エゾイタヤ、シナノキ、ハリギリなどの広葉樹二次林で林床は主として、ミヤコザサで占められている。

ウ 野生動物

釧路湿原は、タンチョウ、イトウ、キタサンショウウオ、トンボ類等の貴重な野生動物の生息地となっており、野生動物の保護上、本湿原の有する重要性は極めて高い。

この湿原に生息する動物については、周辺部の樹林帯を含め、現在までに、ほ乳類 30 種、鳥類 252 種、は虫類 5 種、両生類 4 種、魚類 43 種が確認されており、また昆虫類はトンボ類 52 種、蝶類 89 種など合計 3600 種以上が確認されている。

高層湿原では、5月下旬から6月にかけて、イソツツジ、ヒメシャクナゲ、ツルコケモモなどのツツジ科の植物を主体として、クロミノウグイスカグラ、トキソウ、サワラン、コツマトリソウ、ミツバオウレン、タチギボウシ、コタヌキモ、ムラサキミミカキグサ、ワタスゲなどの花がいつせいに咲きそろい山岳地の高山植物のお花畑にも似た景観を呈する。

湿原内に点在する赤沼等の池沼や湿原の東端にある塘路湖等の湖沼では、その中央から岸边に向かってヒロハノエビモ、センニンモ、セキショウモ、タヌキモなどの沈水植物、ネムロコウホネ、ヒシなどの浮葉植物、ミズドクサ、ミツガシワ、フトイ、マコモ、ガマなどの挺水植物の順に生育しているのがみられる。

湿原をとりまく丘陵地の大部分はミズナラ、カシワ、シラカバ、ナナカマド、エゾイタヤ、シナノキ、ハリギリなどの広葉樹二次林で林床は主として、ミヤコザサで占められている。

ウ 野生動物

釧路湿原は、タンチョウ、キタサンショウウオ、トンボ類等豊富な野生動物相を有し、これらの中には貴重種や稀少種も多く含まれ、野生動物の保護上、本湿原の有する重要性は極めて高い。

この湿原に生息する動物については、周辺部の樹林帯を含め、現在までに、ほ乳類 9 科 24 種、鳥類 38 科 164 種、は虫類 3 科 5 種、両生類 3 科 4 種、魚類 11 科 30 種が確認されており、また昆虫類はトンボ類 45 種、蝶類 84 種など合計 1,142 種が確認されている。

(ア) ほ乳類 ほ乳類については、特に注目すべき種類はなく、オオアシトガリネズミ、エゾヤチネズミ、ミカドネズミなどの小型ほ乳類のほか、野生化したミンクが生息している。 湿原周辺の低木林や丘陵地樹林帯には、エゾユキウサギ、シマリス、エゾリス、エゾモモンガ、エゾシカ、キタキツネなどが生息する。 <u>1990年代以降、釧路湿原を利用するエゾシカは増加傾向にあると考えられており、採食や踏圧による湿原植生への影響が懸念されている。</u> (イ) 鳥類 湿原の中央部を占める高層湿原及びキタヨシースゲ群集から成る低層湿原を含む湿原内草原にはノビタキ、オオジュリン、シマセンニュウ、コヨシキリなどが生息するほか、特別天然記念物に指定されているタンチョウの主要な繁殖地でもある。 湿原周辺等や乾燥した地域のハンノキ林、河畔のヤナギ林などを含む湿原内低木林にはノゴマなど草原性の種のほか、アリスイ、ビンズイ、カワラヒワ、ベニマシコ、アオジなどの低木林性の種やアカゲラ、コゲラ、コルリ、エゾセンニュウ、センダイムシクイなどの森林性の種が生息する。 湿原の池沼や湿原の東端にある湖沼及び河川では水鳥を中心に多くの種類が確認されている。この地域で繁殖するものにマガモ、カルガモ、ヨシガモ、カイツブリ、アカエリカイツブリ、バン、オオバンな	(ア) ほ乳類 ほ乳類については、特に注目すべき種類はなく、オオアシトガリネズミ、エゾヤチネズミ、ミカドネズミなどの小型ほ乳類のほか、野生化したミンクが生息している。 湿原周辺の低木林や丘陵地樹林帯には、エゾユキウサギ、シマリス、エゾリス、エゾモモンガ、エゾシカ、キタキツネなどが生息する。 (イ) 鳥類 湿原の中央部を占める高層湿原及びキタヨシースゲ群集から成る低層湿原を含む湿原内草原にはノビタキ、オオジュリン、シマセンニュウ、コヨシキリなどが生息する。 <u>また、絶滅のおそれのある鳥として特殊鳥類に指定されているほか、特別天然記念物にも指定されているタンチョウの主要な繁殖地でもある。</u> 湿原周辺等や乾燥した地域のハンノキ林、河畔のヤナギ林などを含む湿原内低木林にはノゴマ、<u>シマアオジ</u>など草原性の種のほか、アリスイ、ビンズイ、カワラヒワ、ベニマシコ、アオジなどの低木林性の種やアカゲラ、コゲラ、コルリ、エゾセンニュウ、センダイムシクイなどの森林性の種が生息する。 湿原の池沼や湿原の東端にある湖沼及び河川では水鳥を中心に多くの種類が確認されている。この地域で繁殖するものにマガモ、カルガモ、ヨシガモ、カイツブリ、アカエリカイツブリ、バン、オオバンな
--	---

どがあり、また、キンクロハジロもその可能性がある。これらの水域は、秋、春の渡りの時期には水鳥類の重要な中継地となっており、オオハクチョウ、ヒシクイ、オシドリなどの多くの種類の鳥が多数渡来し、シラルトロ沼やツルワシナイ川ではこれらの水鳥の一部が越冬する。

また、冬期には、オジロワシ、オオワシも飛来し、オジロワシについては営巣しているものも確認されている。

(ウ) 両生類・は虫類

両生類・は虫類のうちで注目されるのは、キタサンショウウオである。本種は北方系で氷河期に分布していたものの遺存種であり、我が国では本湿原が主要な生息地となっている。キタサンショウウオの生息地は人為的影響を受けやすい湿原の周辺部に限られている。このほかエゾサンショウウオ、ヒガシニホンアマガエル、エゾアカガエル、シマヘビ、アオダイショウなどが生息している。

(エ) 魚類

釧路湿原内の湖沼及び河川には、純淡水性魚類としては、スナヤツメ、エゾウグイ、コイ、フナ、フクドジョウ、エゾホトケドジョウ、ハナカジカ、ウキゴリ、トミヨ属汽水型が生息し、また、溯河・降下型魚類としては、カワヤツメ、サクラマス、カラフトマス、サケ、アメマス、シシャモ、キュウリ、チカ、ウグイ、トミヨ、イトウ、ヌマガレイが生息する。特に、本湿原を代表する魚種としては、泥炭地湿原の水系を主要な生息場所とするヤチウグイとイトウがあげられる。

どがあり、また、キンクロハジロもその可能性がある。これらの水域は、秋、春の渡りの時期には水鳥類の重要な中継地となっており、オオハクチョウ、ヒシクイ、オシドリなどの多くの種類の鳥が多数渡来し、シラルトロ沼やチルワッナイ川ではこれらの水鳥の一部が越冬する。

このほか、アオサギは夏期、湖沼や湿原内で多数観察されるが、繁殖は北斗丘陵東方の湿原内にあるハンノキ林で行われておりそのコロニーは 100 巣以上の規模となっている。

また、冬期には、オジロワシ、オオワシも飛来し、オジロワシについては営巣しているものも確認されている。

(ウ) 両生類・は虫類

両生類・は虫類のうちで注目されるのは、キタサンショウウオである。本種は北方系で氷河期に分布していたものの遺存種であり、我が国では本湿原のみに生息している。キタサンショウウオの生息地は人為的影響を受けやすい湿原の周辺部に限られている。このほかアマガエル、エゾアマガエル、シマヘビ、アオダイショウなどが生息している。

(エ) 魚類

釧路湿原内の湖沼及び河川には、純淡水性魚類としては、スナヤツメ、エゾウグイ、コイ、フナ、フクドジョウ、ハナカジカ、ウキゴリ、イバラトミヨが生息し、また、溯河・降下型魚類としては、カワヤツメ、サクラマス、カラフトマス、サケ、アメマス、シシャモ、キュウリ、チカ、ウグイ、トミヨ、イトウ、ヌマガレイが生息する。特に、本湿原を代表する魚種としては、泥炭地湿原の水系を主要な生息場所とするヤチウグイとイトウがあげられる。イトウは、世界的にも

イトウは、世界的にも分布が限定された大型のサケ科魚類で、その生態に不明の部分が多い。

（オ）昆虫

昆虫類については、トンボ類 52 種、蝶類 89 種などが記録されているが、湿原との結び付きが強いトンボ類に特筆すべきものが多い。エゾカオジロトンボ、イイジマルリボシヤンマ、ゴトウアカメイトトンボ、コエゾトンボ、エゾアオイトトンボ、エゾアカネ、キタイトンボなど我が国では北海道だけに分布する北方系種、さらに本州では東北地方や高山でしかみられないカラカネイトトンボ、オオトラフトンボ、カラカネトンボ、ホソミモリトンボ、キバネモリトンボ、ムツアカネ、キトンボ、カオジロトンボなどが生息している。このうち、エゾカオジロトンボとイイジマルリボシヤンマは、本湿原を中心とする北海道東北部に生息地が局限されている。

エ 自然現象

釧路湿原の特徴的な自然現象は、海霧である。海霧は、南方からの温暖な気流が冷たい海面に触れて冷却した下層大気に発生する移流霧と考えられ、一般に海上から沿岸に広く分布し、南風に乗って上陸した後は、変化のある地形の低地を選んで内陸に侵入する。東と西の丘陵に挟まれた釧路湿原は、この意味で格好の海霧の導入路となっている。

釧路地方の年間霧日数は 100 日程度であり、この霧は釧路湿原の幻想的な景観を形成する一方で、航空機の離着陸や船舶の航行などの交通の障害となるとともに、低温や日照不足、湿気、塩害の面でも農業、漁業、住民の生活環境などに影響を及ぼしている。

分布が限定された大型のサケ科魚類で、その生態に不明の部分が多い。

（オ）昆虫

昆虫類については、トンボ類 45 種、蝶類 84 種、蛾類 892 種などが記録されているが、湿原との結びつきが強いトンボ類に特筆すべきものが多い。エゾカオジロトンボ、イイジマルリボシヤンマ、ゴトウアカメイトトンボ、コエゾトンボ、エゾアオイトトンボ、エゾアカネ、キタイトンボなど我が国では北海道だけに分布する北方系種、更に本州では東北地方や高山でしかみられないカラカネイトトンボ、オオトラフトンボ、カラカネトンボ、ホソミモリトンボ、キバネモリトンボ、ムツアカネ、キトンボ、カオジロトンボなどが生息している。このうち、エゾカオジロトンボとイイジマルリボシヤンマは、本湿原を中心とする北海道東北部に生息地が局限されている。

エ 自然現象

釧路湿原の特徴的な自然現象は、海霧である。海霧は、南方からの温暖な気流が冷たい海面に触れて冷却した下層大気に発生する移流霧と考えられ、一般に海上から沿岸に広く分布し、南風に乗って上陸した後は、変化のある地形の低地を選んで内陸に侵入する。東と西の丘陵に挟まれた釧路湿原は、この意味で格好の海霧の導入路となっている。

釧路地方の年間霧日数は 100 日を越え、この霧は航空機の離着陸や船舶の航行などの交通の障害となるとともに、低温や日照不足、湿気、塩害の面でも農業、漁業、住民の生活環境などに深刻な被害をもたらしている。

オ 人文その他の特殊景観

キタヨシを中心とする草原を基調とし、ハンノキ林の分布する釧路湿原の景観は、その広大な眺めと人為的影響の少ない自然性とがあいまって我が国の自然景観の中でも他に例のない特異性を有しており、また、湿原内を蛇行する河川や点在する池沼、高層湿原などは丘陵を背景として単調な景観に変化をもたらしている。

その他の特殊景観として、特別天然記念物に指定されているタンチョウが挙げられる。タンチョウは、日本の野鳥の中でも最大級の大きさであることやその優雅な姿により最も魅力的な景観要素である。

ヤチボウズ（谷地坊主）は、ヒラギシスゲ、カブスゲ等スゲ類の株が塊状又は頭部の大きな柱状になった叢株であり、雪の少ない北海道東部の湿原に特有なものである。最近では牧野改良に伴い減少しており、公園区域内では、北斗地域や達古武湖北側に多くみられる。

シラルトロ沼、塘路湖及び達古武湖沼ではマリモを産する。しかし、これらのマリモの大部分は、阿寒湖のように大きな球形にはならず、糸状体のものがマット状に発達している。

キタサンショウウオは、シベリア、樺太、千島などに分布するが、日本では釧路湿原を中心として分布し、洪積世の氷河期に生じた間宮海峡と宗谷海峡の陸橋を渡って北海道に渡来したと考えられる遺存種である。

また、釧路湿原では、トンボ類の分布がこの湿原の地史と寒地性を反映している。エゾカオジロトンボは、北海道固有の亜種で釧路湿原及びその周辺、十勝地方の一部に生息している。イイジマルリボシヤ

オ 人文その他の特殊景観

キタヨシを中心とする草原を基調とし、ハンノキ林の分布する釧路湿原の景観は、その広大な眺めと人為的影響の少ない自然性とが相まって我が国の自然景観の中でも他に例のない特異性を有しており、また、湿原内を蛇行する河川や点在する池沼、高層湿原などは丘陵を背景として単調な景観に変化をもたらしている。

その他の特殊景観としては、まず、特別天然記念物に指定されているタンチョウをあげることができる。タンチョウは、日本の野鳥の中でも最大級の大きさであることやその優雅な姿により最も魅力的な景観要素である。

ヤチボウズ（谷地坊主）は、ヒラギシスゲ、カブスゲ等スゲ類の株が塊状又は頭部の大きな柱状になった叢株であり、雪の少ない北海道東部の湿原に特有なものである。最近では牧野改良に伴い減少しており、公園区域内では、釧網本線塘路駅北側に多くみられる。

シラルトロ沼、塘路湖及び達古武沼ではマリモを産する。しかし、これらのマリモの大部分は、阿寒湖のように大きな球形にはならず、糸状体のものがマット状に発達している。

キタサンショウウオは、シベリア、樺太、千島などに分布するが、日本では釧路湿原にのみ隔離分布し、洪積世の氷河期に生じた間宮海峡と宗谷海峡の陸橋を渡って北海道に渡来したと考えられる遺存種である。

また、釧路湿原では、トンボ類の分布がこの湿原の地史と寒地性を反映している。エゾカオジロトンボは、北海道固有の亜種で釧路湿原及びその周辺、十勝地方の一部に生息している。イイジマルリボシヤ

ンマは、我が国では釧路湿原を中心としてサロベツ原野及び大雪山の湿原の一部に分布の限られた種である。 こうした北方、寒地性の生物が釧路湿原の環境を特徴づける一方、塘路湖には暖海性のクロイサザアミ（甲殻類の一種）が生息し、いわゆる縄文海進時代の遺存種として注目されている。 （２）利用の現況 <u>釧路湿原国立公園の年間利用者数は約 51 万人である（令和 6 年度）。</u>釧路湿原は、その大半が湿地帯であることから、利用地域も限られており、利用形態としては、<u>自然性の高い水平的な景観の展望と湿原の探勝を主体とする。</u> 利用施設としては釧路市北斗地区や<u>細岡地区などに湿原展望台が整備されているほか、標茶町の塘路湖、シラルトロ沼並びに釧路町の達古武湖に宿舎、野営場、園地などが整備されている。</u> （３）社会経済的背景 ア 土地所有面積 <u>国有地 16,958ha（54.5％）、公有地 5,013ha（16.1％）、私有地 9,128ha（29.4％）</u>	ンマは、我が国では釧路湿原を中心としてサロベツ原野及び大雪山の湿原の一部に分布の限られた種である。 こうした北方、寒地性の生物が釧路湿原の環境を特徴づける一方、塘路湖には暖海性のクロイサザアミ（甲殻類の一種）が生息し、いわゆる縄文海進時代の遺存種として注目されている。 （２）利用の現況 釧路湿原は、その大半が湿地帯であることから、利用地域も限られており、<u>また、利用形態としては、展望、散策、自然探勝などとなっている。</u> 利用施設としては釧路市北斗地区に湿原展望台が整備されているほか、標茶町の塘路湖、シラルトロ沼並びに釧路町の達古武沼及びトリトウシ地区に宿舎、野営場、園地などが整備されている。 <u>これらの施設の年間利用者数は約 196 千人である。</u> （３）社会経済的背景 ア 土地所有別 <u>本公園区域内の土地所有別面積は、国有地 14,964ha（55.7％）、公有地 3,336ha（12.4％）及び私有地 8,561ha（31.9％）となっており、合計 26,861ha である。</u>
---	---

イ 人口及び産業

表 1 人口の推移（総務省統計局「国勢調査」）

市町村名	平成 2 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年	令和 7 年
釧路市	216,423	201,566	190,478	181,169	174,742	165,077	151,326
釧路町	19,008	22,478	21,855	20,526	19,833	19,105	17,782
標茶町	10,701	9,388	8,936	8,285	7,742	7,230	6,517
鶴居村	2,829	2,728	2,672	2,627	2,534	2,558	2,400

表 2 年齢別人口（総務省統計局「令和 2 年国勢調査」）

市町村名	総数人口	15 歳未満人	15～ 64 歳人	65 歳以上
釧路市	163,584	16,634 10.2%	90,595 55.4%	56,355 34.5%
釧路町	18,948	2,153 11.4%	11,091 58.5%	5,704 30.1%
標茶町	7,230	861 11.9%	3,894 53.9%	2,475 34.2%
鶴居村	2,547	298 11.7%	1,339 52.6%	910 35.7%
合 計	192,309	19,946 10.4%	106,919 55.6%	65,444 34.0%

表 3 産業別就業者数（総務省統計局「令和 2 年国勢調査」）

市町村 名	第一次産 業	第二次産 業	第三次産 業	分類不能 の産業	
----------	-----------	-----------	-----------	-------------	--

イ 人口及び産業

本公園区域内の居住地は釧路町細岡、達古武周辺、標茶町茅沼、塘路周辺等に限られ、域内居住人口は少なく、50 人未満である。また、産業は湿原周辺部において主として酪農、林業が行われているほか、湿原東部の達古武沼、シラルトロ沼及び塘路湖においてワカサギ、コイ、フナ等の内水面漁業が行われている。釧路川は、サケ、マスの人工ふ化放流事業実施河川となっている。

	人口	構成比 (%)	人口	構成比 (%)	人口	構成比 (%)	人口	構成比 (%)	就業者 総数
釧路市	1,511	2.2	12,561	18.2	53,046	76.7	2,080	3.0	69,198
釧路町	644	7.1	1,761	19.3	6,631	72.8	72	0.8	9,108
標茶町	1,220	32.1	460	12.1	2,003	52.8	112	3.0	3,795
鶴居村	435	34.5	108	8.6	711	56.4	7	0.6	1,261
合計	3,810	4.6	14,890	17.9	62,391	74.8	2,271	2.7	83,362
ウ 権利制限関係									
(ア) 保安林									
種 類	位 置		重複面積 (ha)		指定年月日				
水源かん養	北海道川上郡標茶町		398		昭 47. 7. 11				
防風	北海道釧路市		2		昭 31. 10. 1				
	北海道釧路郡釧路町		53		昭 43. 7. 9				
					昭 48. 1. 29				
防霧	北海道釧路市		24		昭 39. 8. 28				
	北海道釧路郡釧路町		102		昭 54. 5. 4				
					昭 54. 10. 24				
保健	北海道釧路郡釧路町		102		昭 54. 4. 25				
					昭 54. 10. 24				

(イ) 鳥獣保護区				
名称	位置	重複面積 (ha)	告示年月日	
国指定釧路湿原鳥 獣保護区	<u>北海道釧路市</u>	17,241 うち特保 9,829	平成 30 年 10 月 25 日	
	北海道阿寒郡鶴居村			
	北海道川上郡標茶町			
	北海道釧路郡釧路町			
(ウ) 史跡名勝天然記念物				
区分	名称	位置	重複面積 (ha)	指定年月日
国指定史跡	北斗遺跡	北海道釧路市 北斗 4 番	10	昭和 52 年 7 月 14 日
国指定特別天然記 念物	タンチョウ	地域を定めず指定		昭和 27 年 3 月 29 日
国指定天然記念物	釧路湿原	北海道釧路郡釧路町 北海道阿寒郡鶴居村 北海道川上郡標茶町	5,012	昭和 42 年 7 月 6 日
<u>国指定天然記念物</u>	<u>クマゲラ</u>	<u>地域を定めず指定</u>		<u>昭和 40 年 5 月 12 日</u>
国指定天然記念物	オジロワシ	地域を定めず指定		昭和 45 年 1 月 23 日
国指定天然記念物	オオワシ	地域を定めず指定		昭和 45 年 1 月 23 日
国指定天然記念物	ヒシクイ	地域を定めず指定		昭和 46 年 6 月 28 日

(イ) 鳥獣保護区			
(名称)	(位置)	(重複面積)	(指定年月日)
クッチャロ太 (国設)	北海道阿寒郡鶴居村	5,012ha	昭 54. 3. 26
	北海道川上郡標茶町	うち特保 3,833ha	
	北海道釧路郡釧路町		
塘路シラルトロ (道設)	北海道川上郡標茶町	1,697ha	昭 54. 9. 28
(ウ) 史跡名勝天然記念物			
・ 史跡			
(名称)	(位置)	(重複面積)	(指定年月日)
北斗遺跡	北海道釧路市北斗 4 番	10ha	昭 52. 7. 14
・ 特別天然記念物 (国指定)			
(名称)	(位置)	(重複面積)	(指定年月日)
タンチョウ	地域を定めず	-	昭 27. 3. 29
(主な生息地-北海道)			
・ 天然記念物 (国指定)			
(名称)	(位置)	(重複面積)	(指定年月日)
釧路湿原			
北海道釧路郡釧路町		5,012ha	昭 42. 7. 6
北海道阿寒郡鶴居村			
北海道川上郡標茶町			

(エ) その他

特定猟具使用禁止区域

名称	位置	重複面積 (ha)	告示年月日
鶴居幌呂	北海道阿寒郡鶴居村	3,105	令和3年9月28日
達古武	北海道釧路郡釧路町	80	平成30年9月28日
村田公園	北海道釧路郡釧路町	260	令和元年9月27日
北斗	北海道釧路市	16	令和3年9月28日

学術自然保護地区

名称	位置	重複面積 (ha)	指定年月日
鳥通	北海道釧路郡釧路町	7	昭和49年3月30日

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約）登録湿地

名称	位置	重複面積	指定年月日
釧路湿原	北海道釧路郡釧路町	7,863	昭和55年6月17日
	北海道阿寒郡鶴居村		
	北海道川上郡標茶町		

このほか、国指定の天然記念物オジロワシが生息するとともに、オオワシ及びヒシクイ（いずれも地域を定めず）が飛来する。

(エ) その他

銃猟禁止区域

(名称) (位置) (重複面積) (指定年月日)

達古武 北海道釧路郡釧路町 334ha 昭52.9.13

鶴居幌呂 北海道阿寒郡鶴居村 400ha 昭56.9.28

学術自然保護地区

(名称) (位置) (重複面積) (指定年月日)

鳥通 北海道釧路郡釧路町 7ha 昭49.3.30

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約）登録湿地

(名称) (位置) (重複面積) (指定年月日)

釧路湿原

北海道釧路郡釧路町 5,012ha 昭55.10.17

北海道阿寒郡鶴居村

北海道川上郡標茶町

4 変更する公園区域

釧路湿原国立公園の区域の一部を次のとおり変更する。

(表 3 : 公園区域 (陸域) 変更表)

番号	区分	変 更 部 分 の 区 域	変 更 理 由	面積 (ha)
1 【図 1】	拡張	北海道釧路市 字北斗、字鶴野、字安原、字北園及び字昭和の各一部	既存の公園区域に隣接する良好な低層湿原であり、多様な野生生物の生息地となっている。また、主要な展望地からの眺望を既存の公園区域と一体的に確保する必要があることから、既存区域と同等の資質を有する地域として公園区域に編入する。	1,202 国 24 公 49 私 1,129
2 【図 2】	拡張	北海道釧路市 字広里の一部	既存の公園区域に隣接する良好な低層湿原であり、多様な野生生物の生息地となっていることから、既存区域と同等の資質を有する地域として一体的な環境の保全を図るため、公園区域に編入する。	57 国 56 公 1 私 0
3 【図 3】	拡張	北海道釧路郡釧路町 トリトウシの一部	既存の公園区域に隣接する良好な低層湿原であり、多様な野生生物の生息地となっていることから、既存区域と同等の資質を有する地域として一体的な環境の保全を図るため、公園区域に編入する。	172 国 13 公 21 私 138
4 【図 4】	削除	北海道釧路郡釧路町 トリトウシ原野の一部	土地利用の変化に伴い資質が低下したため、公園区域から除外する。	△154 国 0 公 △154 私 0

番号	区分	変 更 部 分 の 区 域	変 更 理 由	面積 (ha)
5 【図 5】	拡張	北海道阿寒郡鶴居村 字雪裡及び字久著呂の各一部	ツルワシナイ川の上流域を含む地域で、湿原の富栄養化や土砂流入の軽減のため、保全が求められる。また、村営鶴居牧野は湿原へのホーストレッキングの拠点として利用されており、保護と利用の増進を図るため、公園区域に編入する。	407 〔 国 16 公 361 私 29 〕
6 【図 6】	拡張	北海道阿寒郡鶴居村 字雪裡及び字雪裡原野の各一部	既存の公園区域に隣接し、多様な野生生物の生息地となっている。また、主要な展望地からの眺望を既存の公園区域と一体的に確保する必要があることから、既存区域と同等の資質を有する地域として、公園区域に編入する。	623 〔 国 15 公 432 私 176 〕
7 【図 7】	拡張	北海道阿寒郡鶴居村 字幌呂及び字幌呂原野の各一部	過去に農地開発がなされた地域について、幌呂地区湿原再生区域として、未利用地の再湿原化やハンノキの成長抑制等に向けた取り組みがなされている。このことから、自然環境の保全及び復元を図るため、公園区域に編入する。	137 〔 国 128 公 9 私 0 〕
			変更部分面積計	2,444 〔 国 252 公 721 私 1,471 〕

番号	区分	変 更 部 分 の 区 域	変 更 理 由	面積 (ha)
			変更前公園面積	28,654 (28,788) 国 16,705 (15,338) 公 4,292 (3,458) 私 7,657 (9,992)
			変更後公園面積	31,098 国 16,958 公 5,013 私 9,128

※区域の精査及びG I Sソフトを用いた面積の再計算後の数値であり、括弧内は変更前の公園計画書に記載された数値である。

※端数処理のため、合計値が一致しない場合がある。

第2 公園計画の変更

1 変更理由

釧路湿原国立公園は、我が国最大の湿原である釧路湿原を有しており、昭和62年7月31日に指定された。釧路湿原は、他の地域ではその多くが喪失してしまっている我が国の平野部の原自然が残されており、高層、中間及び低層湿原それぞれに特徴的な植生が見られるほか、タンチョウ、キタサンショウウオ等も生息し、多様な動植物を育むことから、生物多様性の保全上も極めて重要な湿原である。平成2年12月1日に乗入れ規制の追加、平成15年8月20日に長距離自然歩道の追加、平成17年7月12日に自然再生施設の追加としてそれぞれ公園計画の一部変更が行われている。また、平成23年9月30日に第1次点検を実施し、公園区域が拡張された。その後、平成28年4月1日に公園計画の一部変更（生態系維持回復計画の追加）を実施し、現在に至っている。

今回の第2次点検は、釧路湿原周辺において公園区域の拡張をする区域及び釧路湿原国立公園区域内のエリアについて、近年の自然的・社会的条件等の変化や利用状況も踏まえ、風致景観の質の再評価を行うとともに、適正な利用の増進を図るために実施するものである。

2 基本方針の変更内容

基本方針を次のとおり変更する。

(表4：基本方針変更表)

変更後	変更前
1. 基本方針 <u>釧路湿原国立公園は、我が国最大の湿原、釧路湿原とそこに流れ込む釧路川等の蛇行河川、塘路湖等の湖沼群、湿原と湖沼群をとりまく丘陵地からなり、壮大な景観を有し、貴重な野生生物の分布する傑出した風景地として昭和62年7月31日に国立公園に指定された。本国立公園は、湿原を風景型式としている。当該風景型式の中でも本公園の風景は、湿原全体に広がるヨシ原と散在するハンノキ林、蛇行する河川等が構成する広大な水平的景観が特徴的であり、これらが平野部において原生性を有する自然状態のまま、我が国最大規模のまとまりを持って存在する点において、我が国を代表するに足る傑出した自然の風景地となっている。これらの原生性の高い広大な湿原を生かした散策路やカヌー等の利用が見られる。高層、中間及び低層湿原それぞれに特徴的な植生が見られるほか、タンチョウやキタサンショウウオ等の貴重な野生動物の生息地となっていることから生物多様性の保全上も極めて重要な湿原である。湿原の主要部は、天然記念物及び国指定鳥獣保護区に指定されているほか、ラムサール条約の登録湿地でもあり、国際的にも重要な湿原と位置づけられている。また、湿原面積の減少やハンノキ林の増加等の問題に対応するため、湿原環境の再生や河川の蛇行復元等の自然再生</u>	1. 基本方針 <新設>

<u>事業が実施されている。</u> <u>世界に誇る風致景観を保護し、その利用を推進するため、以下の方針により公園計画を定める。</u> <u>(1) ビジョン・管理運営方針</u> <u>ア ビジョン</u> <u>本国立公園のテーマを「日本最大の湿原と壮大な蛇行河川、それを育む森」と定める。広大な水平的景観とそこに生息する多様な動植物の生態系、開拓や保護の歴史に触れることによって、人と自然のストーリー（物語）を体験できることが、当地ならではの価値と言える。本公園では、釧路湿原固有の魅力であるこれらの資源を守り継ぐとともに、国内外から訪れる人々の様々なニーズに合わせて、その魅力に応じた利活用を図ることで、感動や癒し、学びを持続的に届けられる状態を目指す。</u> <u>イ 管理運営方針</u> <u>ビジョンの実現に向け、文化財保護法やラムサール条約、地方公共団体の景観条例や景観計画等と整合を図り、優れた景観の維持・形成を推進するとともに、関係機関と連携し、公共工事において、民間の模範となる景観配慮を推進する。また、多様な主体と連携し、自然再生推進法に基づく釧路湿原再生事業及び釧路湿原生態系維持回復事業に継続的に取り組む。</u> <u>利用の推進については、釧路湿原国立公園連絡協議会において作成される釧路湿原インタープリテーション全体計画を活用しつつ、多</u>	
---	--

<u>様な主体と連携しながら本国立公園の本質的な価値について普及・発信し、アドベンチャートラベル等の上質な利用の推進を地域とともに図っていく。</u> (2)保護に関する事項 本公園の中核である釧路湿原の他に類例のない優れた景観と豊かな自然性を厳正に保護することを主眼とする。塘路湖等の湖沼については湿原景観に変化を添える優れた景観を構成するとともに、適正な利用の増進の観点からも重要であることから適切に保護する。 湿原及び湖沼をとりまく丘陵地については、湿原等との一体的な景観の保護、集水域を含めた湿原生態系の保護、展望利用等に対する良好な利用環境の確保等の観点から<u>土砂流入対策等を実施し、適切に保護する。</u> なお、<u>国立公園の区域外にも広く分布する釧路湿原の集水域を広域的に保護するため、国や地方公共団体、関係団体等が策定する自然公園法以外の各種制度と整合を図る。さらに、湿原面積の減少やハンノキ林の増加等の問題に対応するため、多様な主体と連携し、自然再生推進法に基づく釧路湿原再生事業及び釧路湿原生態系維持回復事業に継続的に取り組む。</u> 本公園の保護計画は次のとおりとする。 ア 特別保護地区	(1)保護に関する方針 本公園の中核である釧路湿原の他に類例のない優れた景観と豊かな自然性を厳正に保護することを主眼とする。塘路湖等の湖沼については湿原景観に変化を添える優れた景観を構成するとともに、適正な利用の増進の観点からも重要であることから適切に保護する。 湿原及び湖沼をとりまく丘陵地については、湿原等との一体的な景観の保護、集水域を含めた湿原生態系の保護、展望利用等に対する良好な利用環境の確保等の観点から適切に保護する。 なお、<u>釧路湿原の自然のメカニズムや自然的特性の解明は未だ十分ではなく、今後とも広範な調査研究の必要性が極めて高いこと、湿原の集水域は公園区域を越えて広範囲に分布しており脆弱な湿原を十分に保護するためには、自然公園法以外の各種制度との連携をはじめとする国、地方自治体、関係団体等の協力が必要不可欠であること、など本公園の保護管理に当たって特に留意するものとする。</u> 本公園の保護計画は次のとおりとする。 ア 特別保護地区
---	--

天然記念物指定地やラムサール条約の登録湿地を含む、ハンノキ林をまじえるキタヨシの低層湿原やミズゴケの高層湿原の発達した釧路湿原の核心部分については、特別保護地区として景観の厳正な保護を図る。 イ 第1種特別地域 特別保護地区に接続する上流のハンノキ林をまじえるキタヨシの低層湿原やミズゴケの高層湿原で良好な自然状態を維持している湿原については、第1種特別地域として現在の景観を極力保護する。 ウ 第2種特別地域 特別保護地区若しくは第1種特別地域に接続する上流のハンノキ林の比率の高いキタヨシの低層湿原、湿原の東端にある塘路湖などの湖沼群、更に丘陵地の展望適地等については、第2種特別地域として農林漁業活動とつとめて調整を図りながら風致の維持を図る。 エ 第3種特別地域 第2種特別地域に接続する湿原周辺の丘陵地等、主要な展望地からの眺望対象として重要な地域などについては、第3種特別地域として農林漁業活動と調整を図りながら風致の維持を図る。なお、既に河川工事が実施され、堤内地として位置付けられている湿原の地区については、広大な水平的景観の維持等の観点において調整を図るものとする。 オ 普通地域 湿原上流部の丘陵地、森林、周辺部の湿原、集落地、農耕地など特	天然記念物指定地であり、ラムサール条約の登録湿地である湿原のほか高層湿原の発達した赤沼周辺の地域及び典型的なキタヨシの低層湿原がみられ良好な自然状態を呈しているコッタロ川流域など釧路湿原の核心部分については、特別保護地区として景観の厳正な保護を図る。 イ 第1種特別地域 特別保護地区に接続する上流のハンノキ林をまじえるキタヨシの低層湿原やミズゴケの高層湿原で良好な自然状態を維持している湿原については、第1種特別地域として現在の景観を極力保護する。 ウ 第2種特別地域 特別保護地区若しくは第1種特別地域に接続する上流のハンノキ林の比率の高いキタヨシの低層湿原、湿原の東端にある塘路湖などの湖沼群、更に丘陵地の展望適地等については、第2種特別地域として農林漁業活動とつとめて調整を図りながら風致の維持を図る。 エ 第3種特別地域 第2種特別地域に接続する湿原周辺の丘陵地等、主要な展望地からの眺望対象として重要な地域などについては、第3種特別地域として農林漁業活動と調整を図りながら風致の維持を図る。なお、既に河川工事が実施され、堤内地として位置付けられている湿原の地区については、広大な水平的景観の維持等の観点において調整を図るものとする。 オ 普通地域 湿原上流部の丘陵地、森林、周辺部の湿原、集落地、農耕地など特
---	---

別地域の外縁部にあって一体の景観をなす地域については普通地域として風景の保護に努める。 カ 保護施設 土砂等の流入による湿原への悪影響を防止するため、砂防施設を計画する。 (3)利用に関する事項 自然性の高い水平的な景観の展望と湿原の探勝を本公園の利用の主体とする。塘路湖等の湖については、<u>カヌー</u>等のレクリエーションの利用を増進する地区として位置付ける。 なお、宿泊施設等の利用施設については、本公園に近接する釧路市街地等の施設を有機的に活用することとし、公園区域内の利用施設は必要最小限のものとする。 また、人為の影響に対し極めて脆弱な湿原とその周辺における利用であることに鑑み、利用施設の設置や維持管理に当たっては水質の汚濁防止に特に配慮するものとする。 利用施設計画は次のとおりとする。 ア. 湿原の自然を探勝するため、木道を備えた園地を整備する。ただし、湿原核心部を避け地域を限定するとともに、施設は必要最小限とし、無秩序な湿原への立ち入りは厳しく抑制する。 イ. 湿原周辺の丘陵部においては、展望、散策等のための園地を計画するとともに、必要に応じ宿舍等を計画する。	別地域の外縁部にあって一体の景観をなす地域については普通地域として風景の保護に努める。 カ 保護施設 土砂等の流入による湿原への悪影響を防止するため、砂防施設を計画する。 (2) 利用に関する方針 自然性の高い水平的な景観の展望と湿原の探勝を本公園の利用の主体とする。塘路湖等の湖については、ボート遊び等レクリエーションの利用を増進する地区として位置付ける。 なお、宿泊施設等の利用施設については、本公園に近接する釧路市街地等の施設を有機的に活用することとし、公園区域内の利用施設は必要最小限のものとする。 また、人為の影響に対し極めて脆弱な湿原とその周辺における利用であることに鑑み、利用施設の設置や維持管理に当たっては水質の汚濁防止に特に配慮するものとする。 利用施設計画は次のとおりとする。 ア. 湿原の自然を探勝するため、木道を備えた園地を整備する。ただし、湿原核心部を避け地域を限定するとともに、施設は必要最小限とし、無秩序な湿原への立ち入りは厳しく抑制する。 イ. 湿原周辺の丘陵部においては、展望、散策等のための園地を計画するとともに、必要に応じ宿舍等を計画する。
--	---

ウ. 塘路湖等の湖沼については、野外レクリエーションの拠点とし園地野営場、舟遊場等を計画する。 エ. 各利用地点への到達のための車道及び利用拠点間を連絡する車道を計画する。 オ. 湿原南部に湿原探勝のための自転車道を計画する。 カ. 湿原東側の利用地点を連絡する展望や散策のための歩道を計画する。 なお、管理運営体制の整備及び利用動向を見極めつつ、<u>長距離歩道</u>や湿原周遊自転車道のほか、湿原探勝のための<u>カヌーや乗馬体験</u>など新しいタイプの利用について検討を行うものとする。	ウ. 塘路湖等の湖沼については、野外レクリエーションの拠点とし園地野営場、舟遊場等を計画する。 エ. 各利用地点への到達のための車道及び利用拠点間を連絡する車道を計画する。 オ. 湿原南部に湿原探勝のための自転車道を計画する。 カ. 湿原東側の利用地点を連絡する展望や散策のための歩道を計画する。 なお、管理運営体制の整備及び利用動向を見極めつつ、長距離木道や湿原周遊自転車道のほか、湿原探勝のためのボートや専用車輛など新しいタイプの利用について検討を行うものとする。
---	---

3 規制計画の変更内容

(1) 保護規制計画等

保護規制計画等の一部を次のとおり変更する。

ア 特別地域

特別地域の区域の一部を次のとおり変更する。

(表 5 : 特別地域変更表)

都道府県名	変更後		変更前	
	区 域	面積 (ha)	区 域	面積 (ha)
北海道	釧路市 字北斗、 <u>字鶴野、字安原、字北園、字昭和及 び字広里</u> の各一部	3,635	北海道釧路市 字北斗の一部	
	釧路市内 国有地の一部	(国 2,263 公 240 私 1,132)	北海道釧路市内 国有地の一部	2,019 (2,035)
	釧路郡釧路町 字達古武、字トリトウシ、字トリトウシ原野、 字鳥通原野及び <u>別保原野</u> の各一部	2,876	釧路郡釧路町 字達古武、字トリトウシ、字トリトウシ原野 及び字鳥通原野の各一部	
	釧路郡釧路町内 達古武沼の全部 国有地の一部	(国 1,533 公 982 私 361)	釧路郡釧路町内 達古武沼の全部 国有地の一部	2,653 (2,702)
	阿寒郡鶴居村 字アトコシヤラカ、字クチョロ太、字幌呂原 野、 <u>字幌呂、字雪裡</u> の各一部		阿寒郡鶴居村 字アトコシヤラカ、字クチョロ太及び字幌呂 原野の各一部	
	阿寒郡鶴居村内	6,550	阿寒郡鶴居村内	6,157

	国有地の一部	国 5,861 公 310 私 379	国有地の一部	(6,219)
			変更部分面積合計	2,231 国 779 公 286 私 1,166
			変更前特別地域面積	19,591 (19,777) 国 15,485 (14,621) 公 2,185 (2,036) 私 1,921 (3,120)
			変更後特別地域面積	21,822 国 16,264 公 2,471 私 3,087

※区域の精査及びG I Sソフトを用いた面積の再計算後の数値であり、括弧内は変更前の公園計画書に記載された数値である。

※端数処理のため、合計値が一致しない場合がある。

(ア) 特別保護地区

特別保護地区の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表 6 : 特別保護地区変更表)

番 号	区分	内 容	名 称	変更部分 の 区 域	変 更 理 由	面 積 (ha)
1 【図 1】	拡張	第1種特別 地域からの 振替	クッチャロ太	北海道釧路郡釧路町 字鳥通原野の一部 北海道川上郡標茶町 字塘路の一部	釧路湿原の中核をなす地域で、原生的な低層湿 原やツルコケモモミズゴケクラスの高層湿原、 ハンノキ林が見られる。隣接する特別保護地区と 同等の資質を有する地域として一体的な環境の 保全を図るため、特別保護地区とする。	224 〔国 52〕 公 172 私 0
2 【図 2】	拡張	第1種特別 地域からの 振替	オソツベツ	北海道川上郡標茶町 オソツベツ原野の一 部	釧路湿原の中核をなす地域で、原生的な低層湿 原やハンノキ林が見られる。周辺の特別保護地区 と同等の資質を有する地域として一体的な環境 の保全を図るため、特別保護地区とする。	401 〔国 401〕 公 0 私 0
3 【図 3】	拡張	第1種特別 地域からの 振替	クッチャロ太	北海道川上郡標茶町 字塘路の一部	釧路湿原の中核をなす地域で、サルルン沼を中 心に原生的な低層湿原やハンノキ林が見られる。 周辺の特別保護地区と同等の資質を有する地域 として一体的な環境の保全を図るため、特別保護 地区とする。	17 〔国 17〕 公 0 私 0

4 【図3】	拡張	第1種特別 地域からの 振替	クッチャロ太	北海道川上郡標茶町 字塘路の一部	釧路湿原の中核をなす地域で、ポン沼及びエオ ルト沼を中心に原生的な低層湿原やハンノキ林 が見られる。周辺の特別保護地区と同等の資質を 有する地域として一体的な環境の保全を図るた め、特別保護地区とする。	90 〔国 79〕 公 11 私 0
						732 〔国 548〕 公 183 私 0
						6,456 (6,490) 〔国 5,847〕 (5,842) 公 609 (648) 私 0 (0)
						7,188 〔国 6,396〕 公 792 私 0

※区域の精査及びGISソフトを用いた面積の再計算後の数値であり、括弧内は変更前の公園計画書に記載された数値である。

※端数処理のため、合計値が一致しない場合がある。

(イ) 第1種特別地域

第1種特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表7：第1種特別地域変更表)

番 号	区分	内容	名 称	変更部分 の 区 域	変 更 理 由	面 積 (ha)
1 【図1】	削除	特別保護地区への振替	クッチャロ太	北海道釧路郡釧路町 字鳥通原野の一部 北海道川上郡標茶町 字塘路の一部	釧路湿原の中核をなす地域で、原生的な低層湿原やツルコケモモミズゴケクラスの高層湿原、ハンノキ林が見られる。隣接する特別保護地区と同等の資質を有する地域として一体的な環境の保全を図るため、特別保護地区とする。	△224 〔国 △52〕 公 △172 私 0
2 【図2】	削除	特別保護地区への振替	オソツベツ	北海道川上郡標茶町 オソツベツ原野の一部	釧路湿原の中核をなす地域で、原生的な低層湿原やハンノキ林が見られる。周辺の特別保護地区と同等の資質を有する地域として一体的な環境の保全を図るため、特別保護地区とする。	△401 〔国 △401〕 公 0 私 0
3 【図3】	削除	特別保護地区への振替	クッチャロ太	北海道川上郡標茶町 字塘路の一部	釧路湿原の中核をなす地域で、サルルン沼を中心に原生的な低層湿原やハンノキ林が見られる。周辺の特別保護地区と同等の資質を有する地域として一体的な環境の保全を図るため、特別保護地区とする。	△17 〔国 △17〕 公 0 私 0
4 【図3】	削除	特別保護地区への振替	クッチャロ太	北海道川上郡標茶町 字塘路の一部	釧路湿原の中核をなす地域で、ポン沼及びエオルト沼を中心に原生的な低層湿原やハンノキ林が見られる。周辺の特別保護地区と同等の資質を有する地域として一体的な環境の保全を図るため、特別保護地区とする。	△90 〔国 △79〕 公 △11 私 0

10 【図3】	削除	第2種特別 地域への振 替	塘路湖	北海道川上郡標茶町 字塘路の一部	隣接する特別地域と同等の資質を有する地域 として一体的な保全や利用を図るため、第2種特 別地域とする。	△9 〔国 △8 公 △1 私 0〕
					変更部分面積計	△741 〔国 △557 公 △184 私 0〕
					変更前第1種特別地域面積	2,342 (2,321) 〔国 2,029 (2,013) 公 191 (200) 私 122 (108)〕
					変更後第1種特別地域面積	1,602 〔国 1,473 公 7 私 122〕

※区域の精査及びGISソフトを用いた面積の再計算後の数値であり、括弧内は変更前の公園計画書に記載された数値である。

※端数処理のため、合計値が一致しない場合がある。

(ウ) 第2種特別地域

第2種特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表8：第2種特別地域変更表)

番 号	区分	内容	名 称	変更部分 の 区 域	変 更 理 由	面 積 (ha)
5 【図4】	拡張	特別地域の 拡張	右岸堤防南	北海道釧路市 字北斗、字鶴野、字安 原及び字北園の各一 部	良好な低層湿原が見られ、多様な野生生物の生 息地となっている。また、主要な展望地からの眺 望を既存の公園区域と一体的に確保する必要が あることから、既存区域と同等の資質を有する地 域として、第2種特別地域とする。	362 〔国 18〕 〔公 47〕 〔私 297〕
6 【図5】	拡張	特別地域の 拡張	広里	北海道釧路市 字広里の一部	低層湿原及びハンノキ林が見られ、多様な野生 生物の生息地にもなっている。このことから、一 体的に風致の保護を図るため、第2種特別地域と する。	57 〔国 56〕 〔公 1〕 〔私 0〕
7 【図5】	拡張	普通地域か らの振替	広里	北海道釧路市 字広里の一部 北海道釧路郡釧路町 字別保原野の一部	低層湿原及びハンノキ林が見られ、多様な野生 生物の生息地にもなっている。隣接する地域とと もに一体的に風致の保護を図るため、第2種特別 地域とする。	580 〔国 557〕 〔公 14〕 〔私 9〕
8 【図6】	拡張	第3種特別 地域からの 振替	達古武川上流部	北海道釧路郡釧路町 字達古武の一部	達古武湖の集水域上流部に位置した丘陵地で、 良好な森林が形成され多様な野生生物が生息す るほか、湿原保全上重要な森林となっていること から、適切な保全及び利用を図るため、第2種特 別地域とする。	296 〔国 296〕 〔公 0〕 〔私 0〕

9 【図3】	拡張	第3種特別 地域からの 振替	サルボ	北海道川上郡標茶町 字塘路の一部	丘陵地上に良好な森林が形成され、多様な野生 生物が生息するほか、湿原保全上重要な森林とな っていることから、適切な保全及び利用を図るた め、第2種特別地域とする。	183 〔国 11〕 公 168 私 4〕
10 【図3】	拡張	第1種特別 地域からの 振替	塘路湖	北海道川上郡標茶町 字塘路の一部	車道沿線について、一体的に風致の保護を図る ため、第2種特別地域とする。	9 〔国 8〕 公 1 私 0〕
11 【図7】	拡張	特別地域の 拡張	幌呂	北海道阿寒郡鶴居村 字幌呂及び字幌呂原 野の各一部	過去に農地開発がなされた地域について、幌呂 地区湿原再生区域として、未利用地の再湿原化や ハンノキの成長抑制等に向けた取組みがなされ ている。このことから、自然環境の保全及び復元 を図るため、第2種特別地域とする。	137 〔国 128〕 公 9 私 0〕
					変更部分面積計	1,624 〔国 1,074〕 公 240 私 310〕

変更前第2種特別地域面積	7,619 (7,663) 〔国 6,350〕 (6,370) 公 417 (432) 私 851 (861)
変更後第2種特別地域面積	9,243 〔国 7,425〕 公 657 私 1,161

※区域の精査及びG I Sソフトを用いた面積の再計算後の数値であり、括弧内は変更前の公園計画書に記載された数値である。

※端数処理のため、合計値が一致しない場合がある。

(エ) 第3種特別地域

第3種特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表9：第3種特別地域変更表)

番号	区分	内容	名 称	変更部分 の 区 域	変 更 理 由	面 積 (ha)
12 【図4】	拡張	特別地域の 拡張	湿原道路南	北海道釧路市 字鶴野、字安原、字北 園及び字昭和の各一 部	低層湿原が見られ、多様な野生生物の生息地と なっている。また、主要な展望地からの眺望を既 存の公園区域と一体的に確保する必要があるこ とから、第3種特別地域とする。	840 〔国 6 公 2 私 832〕
8 【図6】	削除	第2種特別 地域への振 替	達古武川上流部	北海道釧路郡釧路町 字達古武の一部	達古武湖の集水域上流部に位置した丘陵地で、 良好な森林が形成され貴重な野生生物が生息す るほか、湿原保全上重要な森林となっているこ とから、適切な保全及び利用を図るため、第2種特 別地域へ振替える。	△296 〔国 △296 公 0 私 0〕
9 【図3】	削除	第2種特別 地域への振 替	サルボ	北海道川上郡標茶町 字塘路の一部	丘陵地上に良好な森林が形成され、貴重な野生 生物が生息するほか、湿原保全上重要な森林とな っていることから、適切な保全及び利用を図るた め、第2種特別地域へ振替える。	△183 〔国 △11 公 △168 私 △4〕
13 【図8】	拡張	特別地域の 拡張	ツルワシナイ川流 域	北海道阿寒郡鶴居村 字雪裡の一部	ツルワシナイ川の上流域を含む地域で、湿原の 富栄養化や土砂流入の軽減のため、保全が求めら れる。また、村営鶴居牧野は湿原へのホーストレ ッキングの拠点として利用されており、保護と利 用の増進を図るため、第3種特別地域とする。	255 〔国 14 公 213 私 28〕

	変更部分面積計	616 〔国 △287〕 公 47 私 857〕
	変更前第3種特別地域面積	3,173 (3,303) 〔国 1,258〕 (396) 公 968 (756) 私 947 (2,151)〕
	変更後第3種特別地域面積	3,789 〔国 970〕 公 1,015 私 1,804〕

※区域の精査及びGISソフトを用いた面積の再計算後の数値であり、括弧内は変更前の公園計画書に記載された数値である。

※端数処理のため、合計値が一致しない場合がある。

イ 関連事項

(ア) 乗入れ規制区域及び期間

車馬若しくは動力船の使用又は航空機の着陸を規制する区域の一部を次のとおり変更する。

(表10：乗入れ規制区域及び期間変更表)

番号	区分	名称	区域	地種区分	変更理由	変更面積 (ha)	変更後 面積 (ha)	変更前 期間	変更後 期間
1	拡張 【図1】	釧路湿原	北海道釧路市 字北斗、字鶴野、 字安原、字北園 及び字昭和の各 一部 (道路、広場、田、 畑、牧場及び宅地 の区域を除く)	第2種特別 地域、第3 種特別地域	公園区域の拡張に伴い、既存乗り入れ規制区域に隣接し、動力船等の乗入れにより野生動植物をはじめとする自然環境への影響が懸念される地域について、乗入れ規制区域を拡張する。	1,214	11,082	通年	変更なし
2	拡張 【図2】	釧路湿原	北海道釧路市 字広里の一部 (道路、広場、田、 畑、牧場及び宅地 の区域を除く)	第2種特別 地域	公園区域の拡張に伴い、既存乗り入れ規制区域に隣接し、動力船等の乗入れにより野生動植物をはじめとする自然環境への影響が懸念される地域について、乗入れ規制区域を拡張する。	941	11,082	通年	変更なし
3	拡張 【図3】	釧路湿原	北海道川上郡標茶町 オソツベツ原野 の一部 (道路、広場、田、 畑、牧場及び宅地 の区域を除く)	第2種特別 地域	既存の乗り入れ規制区域に隣接し、動力船等の乗入れにより野生動植物をはじめとする自然環境への影響が懸念される地域について、乗入れ規制区域を拡張する。	448	11,082	通年	変更なし

4	拡張 【図4】	コッタ ロ川流 域	北海道川上郡標茶 町 コッタロの一部 (道路、広場、田、 畑、牧場及び宅地 の区域を除く)	第2種特別 地域	既存の乗り入れ規制区域に隣接し、 動力船等の乗入れにより野生動植物を はじめとする自然環境への影響が懸念 される地域について、乗入れ規制区域 を拡張する。	63	173	通年	変更な し
5	拡張 【図5】	釧路湿 原	北海道川上郡標茶 町 塘路の一部 (道路、広場、田、 畑、牧場及び宅地 の区域を除く)	第2種特別 地域	既存の乗り入れ規制区域に隣接し、 動力船等の乗入れにより野生動植物を はじめとする自然環境への影響が懸念 される地域について、乗入れ規制区域 を拡張する。	23	11,082	通年	変更な し
6	拡張 【図6】	釧路湿 原	北海道阿寒郡鶴居 村 下幌呂の一部 (道路、広場、田、 畑、牧場及び宅地 の区域を除く)	第2種特別 地域	公園区域の拡張に伴い、既存の乗り 入れ規制区域に隣接し、動力船等の乗 入れにより野生動植物をはじめとする 自然環境への影響が懸念される地域に ついて、乗入れ規制区域を拡張する。	156	11,082	通年	変更な し
7	拡張 【図7】	釧路湿 原	北海道阿寒郡鶴居 村 温根内の一部 (道路、広場、田、 畑、牧場及び宅地 の区域を除く)	第2種特別 地域	既存の乗り入れ規制区域に隣接し、 動力船等の乗入れにより野生動植物を はじめとする自然環境への影響が懸念 される地域について、乗入れ規制区域 を拡張する。	140	11,082	通年	変更な し

8	削除 【図8】		北海道釧路郡釧路町 字トリトウシ原野の一部 (道路、広場、田、畑、牧場及び宅地の区域を除く)	特別保護地区	特別保護地区への振替に伴い削除する。	△224	11,082		
9	削除 【図9】		北海道川上郡標茶町 オソツベツ原野の一部 (道路、広場、田、畑、牧場及び宅地の区域を除く)	特別保護地区	特別保護地区への振替に伴い削除する。	△401	11,082		
10	削除 【図10】		北海道川上郡標茶町 塘路の一部 (道路、広場、田、畑、牧場及び宅地の区域を除く)	特別保護地区	特別保護地区への振替に伴い削除する。	△106	11,082		

※区域の精査及びG I Sソフトを用いた面積の再計算後の数値であり、括弧内は変更前の公園計画書に記載された数値である。

※端数処理のため、合計値が一致しない場合がある。

(イ) 普通地域

普通地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表11：普通地域変更表)

都道府県名	変更後		変更前	
	区 域	面積 (ha)	区 域	面積 (ha)
北海道	釧路市 字広里の一部	$\left[\begin{array}{r} \text{国} \quad \underline{204} \\ \text{公} \quad \underline{201} \\ \text{私} \quad \underline{2} \\ \text{私} \quad \underline{1} \end{array} \right]$	釧路市 字広里の一部	$\underline{561}$ (560)
	釧路郡釧路町 字達古武、字トリトウシ及び字トリトウシ原野の各一部	$\left[\begin{array}{r} \text{国} \quad \underline{2,362} \\ \text{公} \quad \underline{222} \\ \text{公} \quad \underline{415} \\ \text{私} \quad \underline{1,725} \end{array} \right]$	釧路郡釧路町 字達古武、字トリトウシ、字トリトウシ原野及び別保原野の各一部	$\underline{2,566}$ (2,537)
	阿寒郡鶴居村 字アトコシヤラカ、字オンネナイ、字クチョロ、字雪裡、字幌呂、 <u>字雪裡原野及び字久著呂</u> の各一部	$\left[\begin{array}{r} \text{国} \quad \underline{3,148} \\ \text{公} \quad \underline{162} \\ \text{公} \quad \underline{1,554} \\ \text{私} \quad \underline{1,433} \end{array} \right]$	阿寒郡鶴居村 字アトコシヤラカ、字オンネナイ、字クチョロ、字雪裡及び字幌呂の各一部	
	阿寒郡鶴居村内 国有地の一部		阿寒郡鶴居村内 国有地の一部	$\underline{2,374}$ (2,411)

	変更部分面積合計	213 国 △526 公 435 私 305
	変更前普通地域面積	9,064 (9,011) 国 1,220 (717) 公 2,107 (1,422) 私 5,737 (6,872)
	変更後普通地域面積	9,277 国 694 公 2,542 私 6,041

※区域の精査及びG I Sソフトを用いた面積の再計算後の数値であり、括弧内は変更前の公園計画書に記載された数値である。

※端数処理のため、合計値が一致しない場合がある。

ウ 面積内訳

地域地区別土地所有別及び市町村別面積は次のとおりとなる。

(表12-1：地域地区別土地所有別面積変更総括表) (単位：面積ha、比率％)

地 域 区 分		特 別 地 域												普 通 地 域 (陸 域)			合 計 (陸 域)			海域公園 地区	普通地域 (海域)	合計 (海域)			
地 種 区 分		特 別 保 護 地 区			第 1 種			第 2 種			第 3 種														
土 地 所 有 別		国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	0	0	0			
北 海 道 (合 計)	土地所有別面積	6,396	792	0	1,473	7	122	7,425	657	1,161	970	1,015	1,804	694	2,542	6,041	16,958	5,013	9,128						
	地種区分別面積 (比率)	7,188 (23.1)			1,602 (5.2)			9,243 (29.7)			3,789 (12.2)			9,277 (29.8)			31,098 (100.0)								
	地域地区別面積 (比率)	7,188 (23.1)			14,634 (47.1)																				
	地域別面積 (比率)	21,822 (70.2)																							

※区域の精査及びGIS ソフトを用いた面積の再計算後の数値である。

※端数処理のため、合計値が一致しない場合がある。

(表12-2：地域地区別市町村別面積変更総括表)

(単位：ha)

			現行									変更後									増減			
地域地区 市町村名			特別地域					普通 地域 (陸域)	合計 (陸域) (A)	海 域 公 園 地 区	普 通 地 域 (海 域)	合 計 (海 域) (A , B)	特別地域					普通 地域 (陸域)	合計 (陸域) (B)	海 域 公 園 地 区	普 通 地 域 (海 域)	合 計 (海 域) (B , C)	陸 域 (B-A)	海 域 (B' - A')
			特 保	第 1 種	第 2 種	第 3 種	小 計						特 保	第 1 種	第 2 種	第 3 種	小 計							
北 海 道	釧路市		0	0	1,926	94	2,019	561	2,581	0	0	0	0	0	2,701	934	3,635	204	3,840	0	0	0	1,259	0
	釧路郡	釧路町	1,101	354	641	558	2,653	2,566	5,220				1,325	130	1,159	262	2,876	2,362	5,238				18	
	川上郡	標茶町	2,640	875	3,205	2,041	8,761	3,562	12,323				3,148	358	3,398	1,858	8,761	3,562	12,323				0	
	阿寒郡	鶴居村	2,716	1,113	1,847	481	6,157	2,374	8,531				2,716	1,113	1,984	736	6,550	3,148	9,698				1,167	
合計			6,456	2,342	7,619	3,173	19,591	9,064	28,654	0	0	0	732	△741	1,624	616	2,231	213	31,098	0	0	0	2,444	0
													7,188	1,602	9,243	3,789	21,822	9,277						

※区域の精査及びGIS ソフトを用いた面積の再計算後の数値である。

※端数処理のため、合計値が一致しない場合がある。

4 事業計画の変更内容

(1) 施設計画

ア 保護施設計画

次の保護施設計画を追加する。

(表 13：保護施設表)

番号	種類	位置	整備方針	告示年月日
10 【図 1】	自然再生施設	北海道阿寒郡鶴居村（幌呂）	過去の人為的行為等により損なわれた湿原植生等の自然生態系を回復させるため及び自然再生に関する普及啓発を図るため、自然再生施設を整備する。	新規

イ 利用施設計画

利用施設計画の一部を次のとおり変更する。

(ア) 単独施設

次の単独施設を追加する。

(表 14：単独施設表)

番号	種類	位 置	整備方針	告示年月 日
22 【図 2】	乗馬施設	北海道阿寒郡鶴居村（中雪裡）	ホーストレッキング等での自然探勝のための乗馬施設として整備する。	新規
23 【図 2】	宿舎	北海道阿寒郡鶴居村（中雪裡）	ホーストレッキング等での自然探勝のための宿舎として整備する。	新規
24 【図 3】	舟遊場	北海道川上郡標茶町（茅沼）	釧路川源流域の無動力船による河川利用拠点として整備する。	新規

(イ) 道路

a 車道

次の車道を追加する。

(表15：道路（車道）変更表)

番号	路線名	区間	主要 経過地	整備方針	告示 年月日
10 【図2】	音羽橋村営鶴居牧野線	起点－北海道阿寒郡鶴居村（中雪裡・国立公園境界西） 終点－北海道阿寒郡鶴居村（下雪裡・国立公園境界西） 起点－北海道阿寒郡鶴居村（中雪裡・国立公園境界東） 終点－北海道川上郡標茶町（下久著呂・国立公園境界）	音羽橋・村営鶴居牧野	本公園の特徴的な景観要素である音羽橋でのタンチョウ等の野生生物観察等、景観鑑賞のための道路として整備する。	新規

次の車道を変更する。

(表16：道路（車道）変更表)

現 行					新 規					理由
番号	路線名	区間	主 要 経過地	告 示 年月日	番号	路線名	区間	主 要 経過地	整備方針	
6 【図4】	宮島キラコタン連絡線	起点－北海道阿寒郡鶴居村(村営鶴居牧野・国立公園境界) 終点－北海道阿寒郡鶴居村(キラコタン岬) 終点－北海道阿寒郡鶴居村(宮島岬)		昭和 62.7.31	6	宮島キラコタン連絡線	起点－北海道阿寒郡鶴居村(村営鶴居牧野) 終点－北海道阿寒郡鶴居村(下久著呂岩井内・国立公園境界) 起点－北海道阿寒郡鶴居村(村営鶴居牧野・車道分岐点) 終点－北海道阿寒郡鶴居村(宮島岬)		宮島岬とキラコタン岬への到達道路として整備する。	利用実態に合わせ、起終点を整理する。

9 【図 5】	北斗遠矢線	起点－北海道阿寒郡鶴居村(温根内川・国立公園境界) 終点－北海道阿寒郡鶴居村(温根内川・国立公園境界) 起点－北海道阿寒郡鶴居村(温根内・国立公園境界) 終点－北海道釧路市(北斗・国立公園境界) 起点－北海道釧路市(北斗・国立公園境界) 終点－北海道釧路市(安原・国立公園境界) 起点－北海道釧路市(安原・国立公園境界) 終点－北海道釧路市(遠矢・国立公園境界)		平成 23. 9. 30	9	北斗遠矢線	起点－北海道阿寒郡鶴居村(温根内・国立公園境界北) 終点－北海道阿寒郡鶴居村(温根内・国立公園境界南) 起点－北海道阿寒郡鶴居村(温根内ビジターセンター) 終点－北海道釧路市(北斗遺跡) 起点－北海道釧路市(釧路湿原野生生物保護センター・国立公園境界北) 終点－北海道釧路市(釧路湿原野生生物保護センター・国立公園境界南) 起点－北海道釧路市(北斗・国立公園境界) 終点－北海道釧路市(北斗橋) 起点－北海道釧路市(釧路湿原道路・国立公園境界) 終点－北海道釧路市(安原・国立公園境界西) 起点－北海道釧路市(安原・国立公園境界東) 終点－北海道釧路郡釧路町(遠矢・国立公園境界)		湿原南西部及び南部の連絡道路として整備する。	公園区域の拡張に伴い、既存車道の延長を行うもの。
------------	-------	--	--	-----------------	---	-------	---	--	------------------------	--------------------------

次の車道を削除する。

(表17：道路（車道）削除表)

番号	路線名	区間	主要 経過地	告示 年月日	理由
7 【図 6】	キラコタン岬線	起点－北海道阿寒郡鶴居村(下久著呂岩井内・国立公園境界) 終点－北海道阿寒郡鶴居村(キラコタン岬・車道合流点)		昭和 62. 7. 31	今後の整備の見込みがなく、公園利用上の必要性も乏しいことから削除する。

b 自転車道

次の自転車道を追加する。

(表18：道路（自転車道）表)

番号	路線名	区間	主要 経過地	告示 年月日	整備方針
2 【図 7】	釧路湿原南部線	起点－北海道釧路市(北斗橋・国立公園境界) 終点－北海道釧路市(北斗・国立公園境界)		新規	既存道路を活用して湿原探勝のための自転車道として整備する。

c 歩道

次の歩道を追加する。

(表19：道路（歩道）表)

番号	路線名	区間	主要 経過地	告示 年月日	整備方針
4 【図8】	北海道東トレイル線	起点-北海道川上郡標茶町（塘路・国立公園境界北） 終点-北海道川上郡標茶町（塘路・国立公園境界南） 起点-北海道川上郡標茶町（トラストサルン岬登山口・歩道分岐点） 終点-北海道釧路郡釧路町（達古武・歩道分岐点）		新規	北海道東トレイルの一部を釧路湿原探勝のための歩道として整備する。

次の歩道を変更する。

(表20：道路（歩道）表)

現 行					新 規					理由
番号	路線名	区間	主 要 経過地	告 示 年月日	番号	路線名	区間	主 要 経過地	整備方針	
2 【図2・5・9・10】	北海道自然歩道線	起点—北海道阿寒郡鶴居村（下久著呂岩井内・国立公園境界） 終点—阿寒郡鶴居村（キラコタン岬） 終点—阿寒郡鶴居村（村営鶴居牧野・国立公園境界） 終点—阿寒郡鶴居村（宮島岬） 終点—阿寒郡鶴居村（下雪裡第四・国立公園境界） 起点—阿寒郡鶴居村（温根内川・国立公園境界） 終点—阿寒郡鶴居村（温根内川・国立公園境界） 起点—阿寒郡鶴居村（温根内・国立公園境界） 終点—釧路市（北斗・国立公園境界） 起点—釧路市（安原・国立公園境界） 終点—釧路郡釧路町（トリトウシ原野・国立公園境界） 起点—釧路郡釧路町（岩保木・国立公園境界） 終点—釧路郡釧路町	釧路湿原	平成23.9.30	3	北海道自然歩道線	起点—北海道阿寒郡鶴居村（下久著呂岩井内・国立公園境界） 終点—北海道阿寒郡鶴居村（キラコタン岬） 起点—北海道阿寒郡鶴居村(キラコタン岬・歩道分岐点) 終点—北海道阿寒郡鶴居村（村営鶴居牧野） 起点—北海道阿寒郡鶴居村(村営鶴居牧野・歩道分岐点) 終点—北海道阿寒郡鶴居村（宮島岬） 起点—北海道阿寒郡鶴居村(中雪裡・歩道分岐点) 終点—北海道阿寒郡鶴居村（宮島岬・国立公園境界） 起点—北海道阿寒郡鶴居村（下雪裡・国立公園境界北） 終点—北海道阿寒郡鶴居村（下雪裡・国立公園境界南） 起点—北海道阿寒郡鶴居村（温根内川・国立公園境界北） 終点—北海道阿寒郡鶴居村（温根内川・国立公園境界南）	釧路湿原	北海道自然歩道のうち、釧路湿原を周回する探勝歩道として整備する。	公園区域の拡張に伴い、既存歩道の延長を行うもの。

		(達古武野営場) 終点—釧路郡釧路町 (夢ヶ丘) 起点—川上郡標茶町 (塘路・国立公園境界) 終点—川上郡標茶町 (塘路) 起点—川上郡標茶町 (塘路・国立公園境界) 終点—川上郡標茶町 (下久著呂・国立公園境界)					起点—北海道阿寒郡鶴居村 (温根内ビジターセンター・国立公園境界) 終点—北海道釧路市 (湿原展望台・国立公園境界) 起点—北海道釧路郡釧路町 (トリトウシ原野・国立公園境界) 終点—北海道釧路市 (安原・国立公園境界) 起点—北海道釧路郡釧路町 (岩保木山・国立公園境界北) 終点—北海道釧路郡釧路町 (岩保木山・国立公園境界南) 起点—北海道釧路郡釧路町 (トリトウシ・国立公園境界北) 終点—北海道釧路郡釧路町 (トリトウシ・国立公園境界南) 起点—北海道釧路郡釧路町 (達古武野営場) 終点—釧路郡釧路町 (夢ヶ丘) 起点—北海道釧路郡釧路町 (細岡・国立公園境界) 終点—北海道釧路郡釧路町 (達古武・国立公園境界南) 起点—北海道釧路郡釧路町 (達古武川・国立公園境界) 終点—北海道釧路郡釧路町 (達古武・国立公園境界北)			
--	--	---	--	--	--	--	---	--	--	--

(ウ) 運輸施設

運輸施設を次のとおり追加する。

(表 21：運輸施設表)

番号	路線名	種類	区間	主要経由地	整備方針
1 【図 11】	釧網線	鉄道運送施設	起点-北海道釧路郡釧路町 (トリトウシ・国立公園境界) 終点-北海道川上郡標茶町 (塘路・国立公園境界) 起点-北海道川上郡標茶町 (塘路橋・国立公園境界) 終点-北海道川上郡標茶町 (五十石・国立公園境界)	細岡・塘路	既存の鉄道を公園計画に位置付け、釧路湿原探勝を行うための施設として整備する。

（２）自然体験活動計画

自然体験活動計画を次のとおりとする。

１ 本計画の対象地域

釧路湿原国立公園全域

２ 自然体験活動で対象とする当該公園の自然、人文文化の特徴

釧路湿原国立公園は、我が国最大の湿原、釧路湿原全体に広がるヨシ原と散在するハンノキ林、蛇行する河川等が構成する広大な水平的景観が特徴的であり、広大な水平的景観とそこに生息する多様な動植物の生態系、開拓や保護の歴史に触れることによって、人と自然のストーリー（物語）を体験できることが、当地ならではの価値と言える。

３ 質の高い自然体験活動の促進に係る方針

当該地域では１．基本方針において記載した当該地域ならではの価値を踏まえ、次の方針により質の高い自然体験活動を促進する。

ア）当該地域の価値や特徴を踏まえた望ましい利用の提供

本公園の特徴である静寂を保ちつつ、基本方針において記載した唯一無二のストーリー（物語）を体感し、感動と学びが得られる上質な利用を推進する。具体的には、徒歩、自転車、乗馬、カヌー・カヤックなどの動力を用いない利用形態を基本とし、ガイド・インタープリターが同伴することでストーリー（物語）を体験できる自然体験活動の開発・提供に地域とともに取り組む。併せて、ガイド同行でのみ利用できる限定利用の場づくり、利用人数の上限の設定、入域料の徴収など利用のルール作りにも取り組む。

また、３つの国立公園をつなぐロングトレイル「北海道東トレイル」、釧路川流域で取り組まれている水辺を活かして地域の賑わい創出を目指す「かわまちづくり」と連動し、広域での徒歩・カヌー・カヤックの利用の促進を図る。

自然体験活動の実施に当たっては、優れた自然景観や人文景観を損なうことがないよう、風致景観の保全に十分配慮するとともに、安全対策・危機管理（事故・災害等緊急時への備え・対応、ヒグマ対応、地域内連携等）や環境への貢献・持続可能性（環境保全の取り組み、地域との関わり等）についても充実を図るものとする。

イ）利用環境の向上

ストーリーを伝えるため展示や標識の充実を図るとともに、持続的に利用施設を活用できるよう点検・修繕を図る。また、利用者の利便性の向上（キャッシュレス化、多言語化、通信環境の向上、ユニバーサルデザイン化、ビジターセンターの機能充実等）を図る。

ウ）利用に関するルールやマナー

ガイド同行でのみ利用できる限定利用の場づくり、利用人数の上限の設定、入域料の徴収など利用のルール作りに取り組み、環境負荷の低減と利用の上質化を図る。地域資源を尊重し、地域の生活や産業、文化、地域コミュニティに負荷がかからないよう配慮するとともに、ガイドに対する啓発と利用者に対する利用上のマナーの周知を図る。

エ）人材の確保及び育成

自然体験活動を担うガイド・インタープリターに加え、郷土教育の指導者などを対象とした研修を実施する等により地域の人材育成を図る。

オ) 利用の多様化、利用者の費用負担の仕組みの導入

閑散期や閑散時間の自然体験活動の促進や場所ごと、季節ごとの魅力を整理して周知すること等により、利用の多様化を図る。また、地域の環境保全活動に還元される協力金や負担金の導入等を検討する。

カ) 郷土教育等の環境教育活動の推進

世代を超えて湿原の保全活動が維持されるよう、郷土学習等での教育普及活動を推進する。

4. 地域ごとに促進する自然体験活動

地域ごとに促進する自然体験活動は次のとおり。

ア) 湿原・湖沼・河川等の水上エリア

湿原内の木道散策、カヌー・カヤック、氷上トレッキング、ワカサギ釣り、野生動植物観察ガイドツアーなどの他、地域の状況に精通したガイド・インタープリター同伴の自然体験活動

イ) 丘陵地や湿地を取り囲む道路などの陸上エリア

堤防上や既設道路上でのトレッキングやサイクリング、乗馬体験、鉄道、ドライブ、展望台や岬からの展望、キャンプ、史跡探訪、野生動植物観察ガイドツアーなどの他、地域の状況に精通したガイド・インタープリター同伴の自然体験活動

5 参考事項

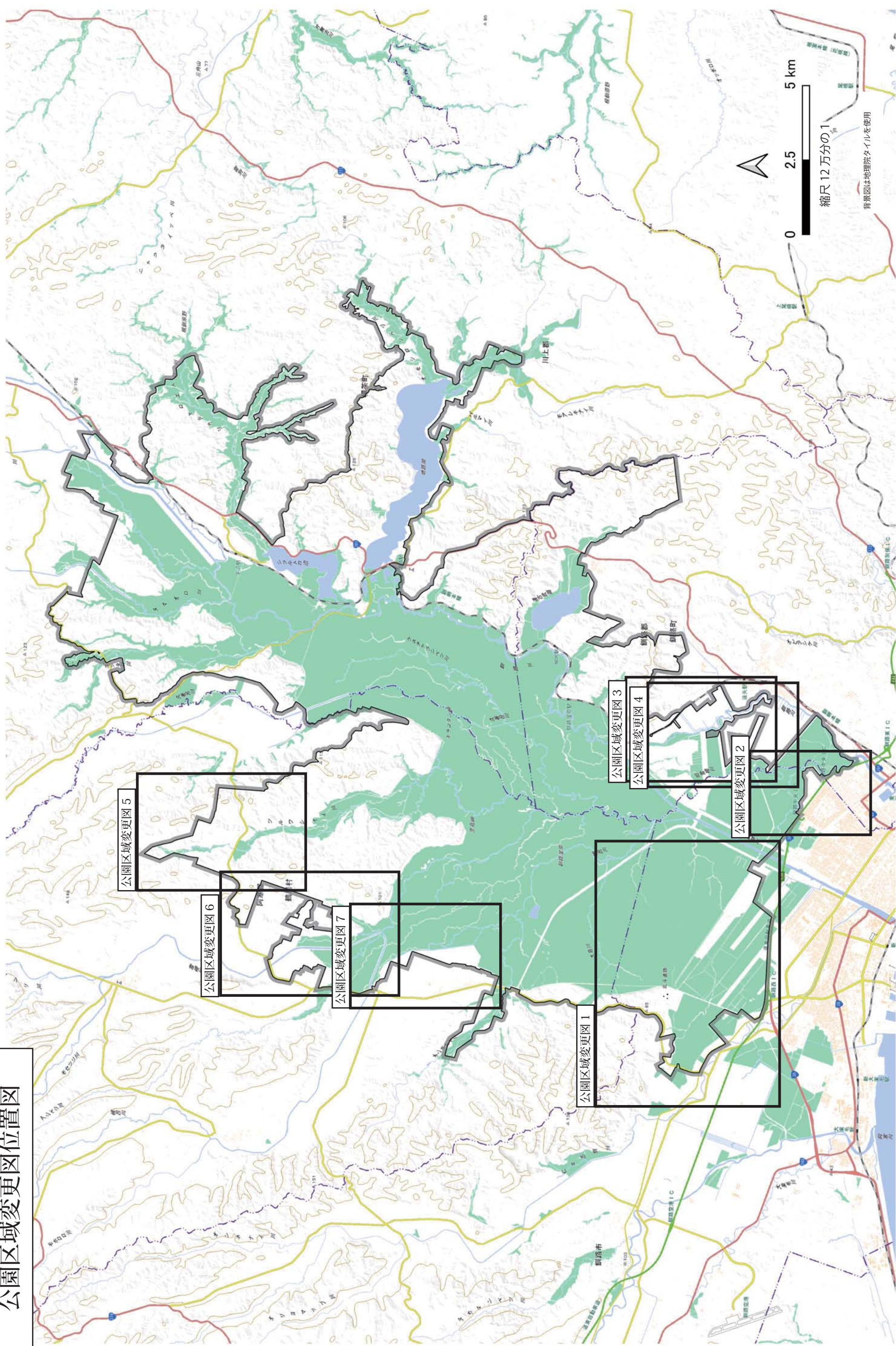
参考事項を次のとおり変更する。

(表23：参考事項変更表)

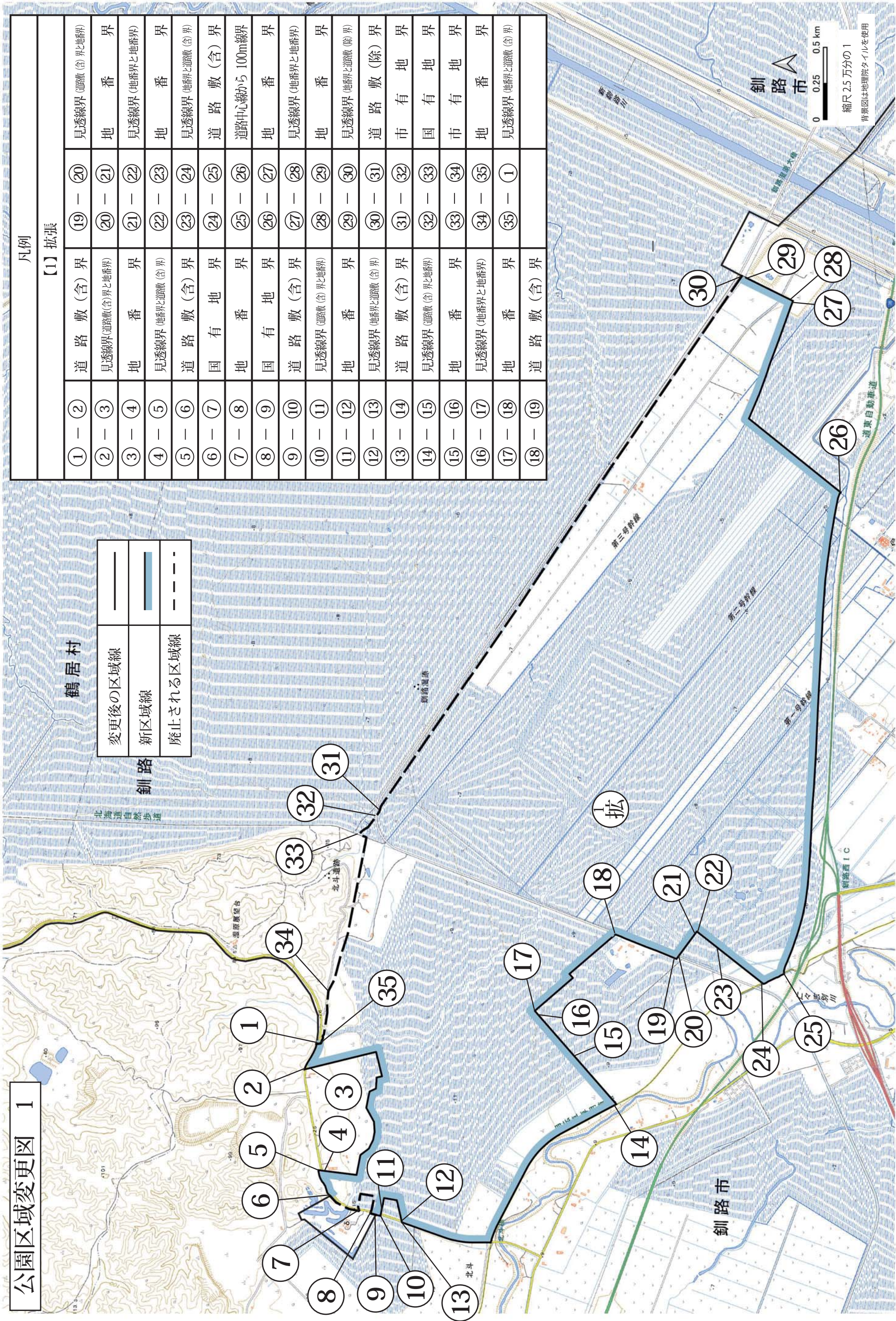
変更後		変更前	
4 参考事項		4 参考事項	
(1) 指定植物 (略)		(1) 指定植物 (略)	
(2) 過去の経緯		(2) 過去の経緯	
ア 公園区域		ア 公園区域	
昭和62年7月31日	公園区域の指定 (環境庁告示第29号)	昭和62年7月31日	公園区域の指定 (環境庁告示第29号)
<u>平成23年9月30日</u>	<u>公園区域の拡張</u> (環境省告示第72号)		
イ 規制計画		イ 規制計画	
昭和62年7月31日	保護規制計画の決定、 特別地域及び特別保 護地区の区域の指定 (環境庁告示第30号、 31号、32号)	昭和62年7月31日	保護規制計画の決定、 特別地域及び特別保 護地区の区域の指定 (環境庁告示第30号、 31号、32号)
平成2年12月1日	保護規制計画の変更 (車馬等の乗入れ規 制地域の追加) (環境庁告示第99号)	平成2年12月1日	保護規制計画の変更 (車馬等の乗入れ規 制地域の追加) (環境庁告示第99号)
<u>平成23年9月30日</u>	<u>特別地域の変更</u> (環境省告示第73号)		
ウ 事業計画		ウ 事業計画	
平成15年8月20日	利用施設計画の変更 (北海道長距離自然 歩道の追加) (環境省告示第87号)	平成15年8月20日	利用施設計画の変更 (北海道長距離自然 歩道の追加) (環境省告示第87号)
平成17年7月12日	保護施設計画の変更 (自然再生施設の追	平成17年7月12日	保護施設計画の変更 (自然再生施設の追

<u>平成23年 9 月 30 日</u>	加及び削除) (環境省告示第79号) <u>公園事業の変更、集団 施設地区の追加及び 歩道の変更</u> (環境省告示第73号、 75号、78号)	加及び削除) (環境省告示第79号)
<u>平成28年 4 月 1 日</u>	<u>生態系維持回復計画 の追加</u> (環境省告示第42号)	<u>(3) 公園区域</u> <u>(略)</u> <u>(4) 保護規制計画</u> <u>(略)</u> <u>(5) 保護施設計画</u> <u>(略)</u> <u>(6) 利用施設計画</u> <u>(略)</u>

公園区域変更図位置図

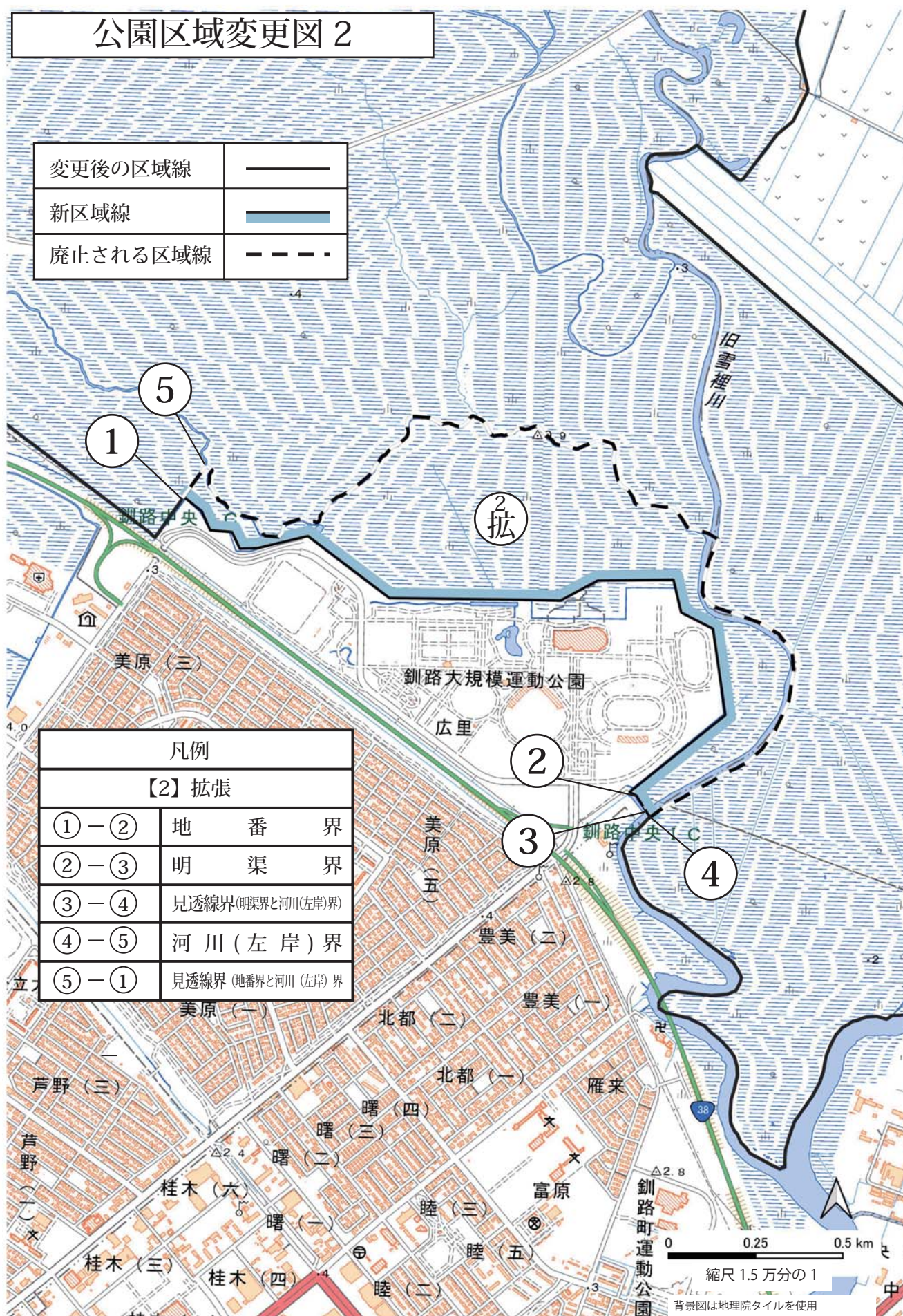


公園区域変更図 1



公園区域変更図 2

変更後の区域線	——
新区域線	——
廃止される区域線	- - - -

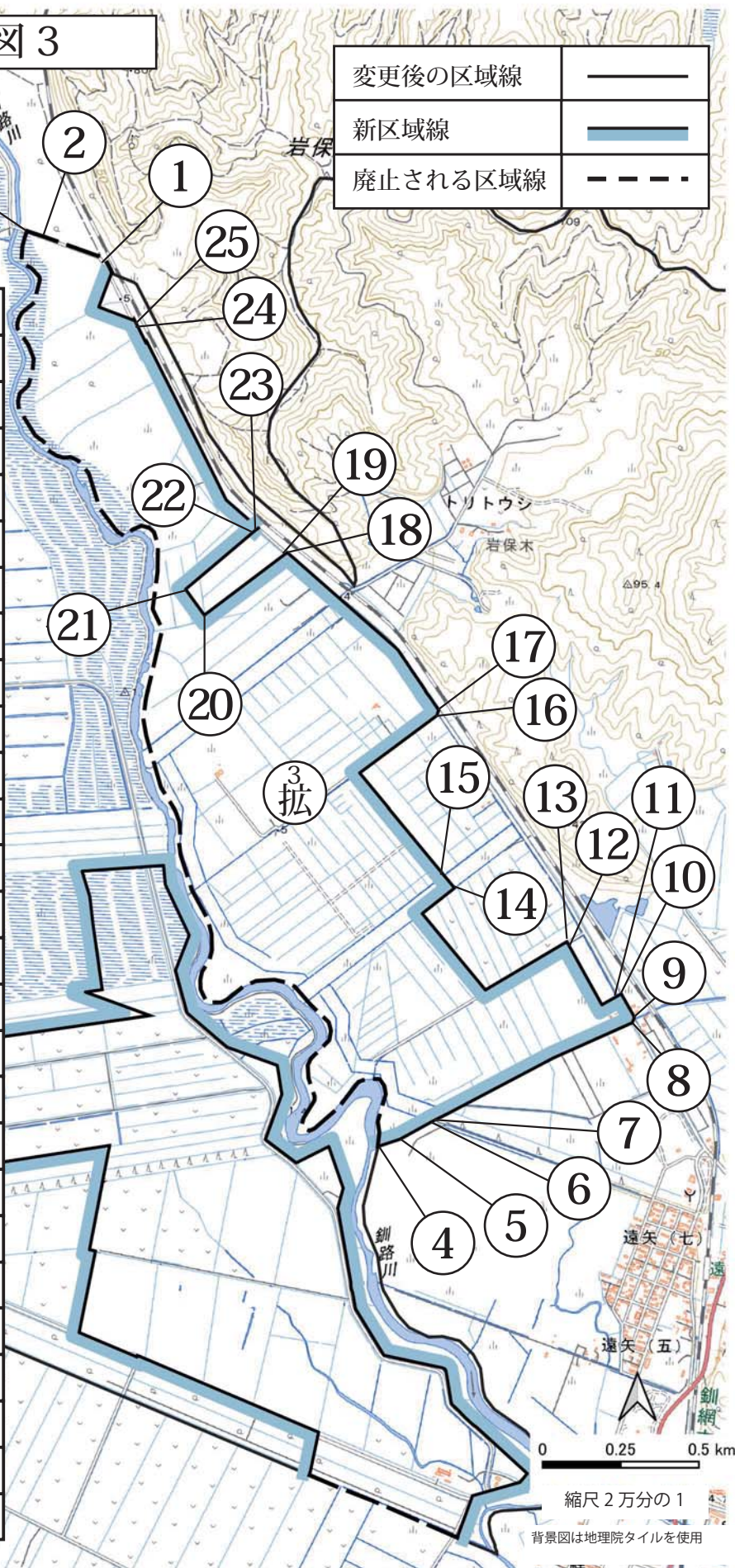


凡例		
【2】拡張		
① - ②	地 番 界	
② - ③	明 渠 界	
③ - ④	見透線界(明渠界と河川(左岸)界)	
④ - ⑤	河 川 (左 岸) 界	
⑤ - ①	見透線界(地番界と河川(左岸)界)	

公園区域変更図 3

変更後の区域線	
新区域線	
廃止される区域線	

凡例	
【3】拡張	
① - ②	道路敷(含)界
② - ③	見透線界(河川敷(含)界と河川(除)界)
③ - ④	河川敷(除)界
④ - ⑤	見透線界(河川(除)界と地番界)
⑤ - ⑥	地番界
⑥ - ⑦	見透線界(地番界と地番界)
⑦ - ⑧	地番界
⑧ - ⑨	見透線界(地番界と地番界)
⑨ - ⑩	地番界
⑩ - ⑪	見透線界(地番界と地番界)
⑪ - ⑫	地番界
⑫ - ⑬	見透線界(地番界と地番界)
⑬ - ⑭	地番界
⑭ - ⑮	見透線界(地番界と地番界)
⑮ - ⑯	地番界
⑯ - ⑰	見透線界(地番界と地番界)
⑰ - ⑱	地番界
⑱ - ⑲	見透線界(地番界と地番界)
⑲ - ⑳	地番界
㉑ - ㉒	見透線界(地番界と地番界)
㉒ - ㉓	地番界
㉓ - ㉔	地番界
㉔ - ㉕	見透線界(地番界と地番界)
㉕ - ①	地番界



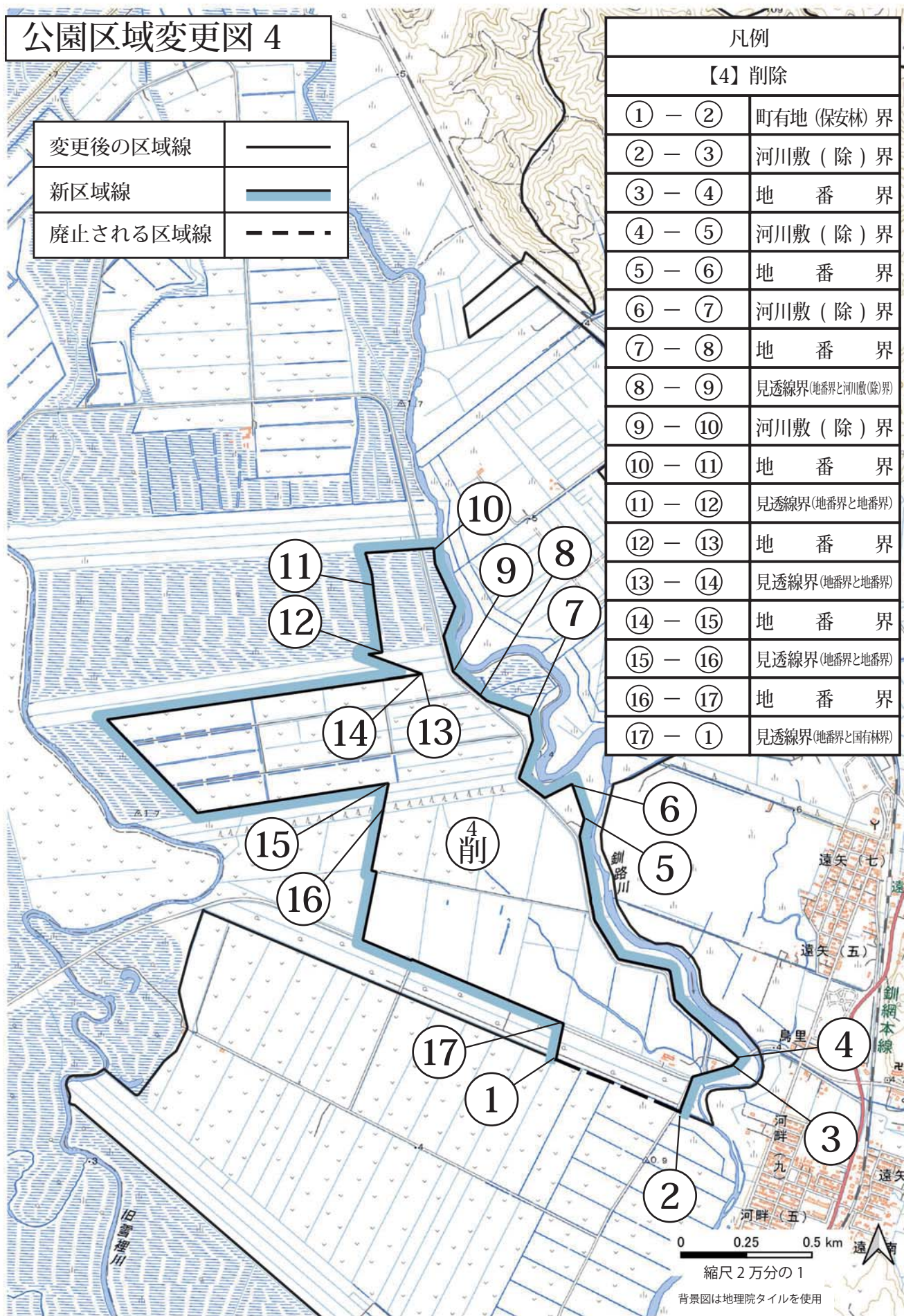
縮尺 2 万分の 1

背景図は地理院タイルを使用

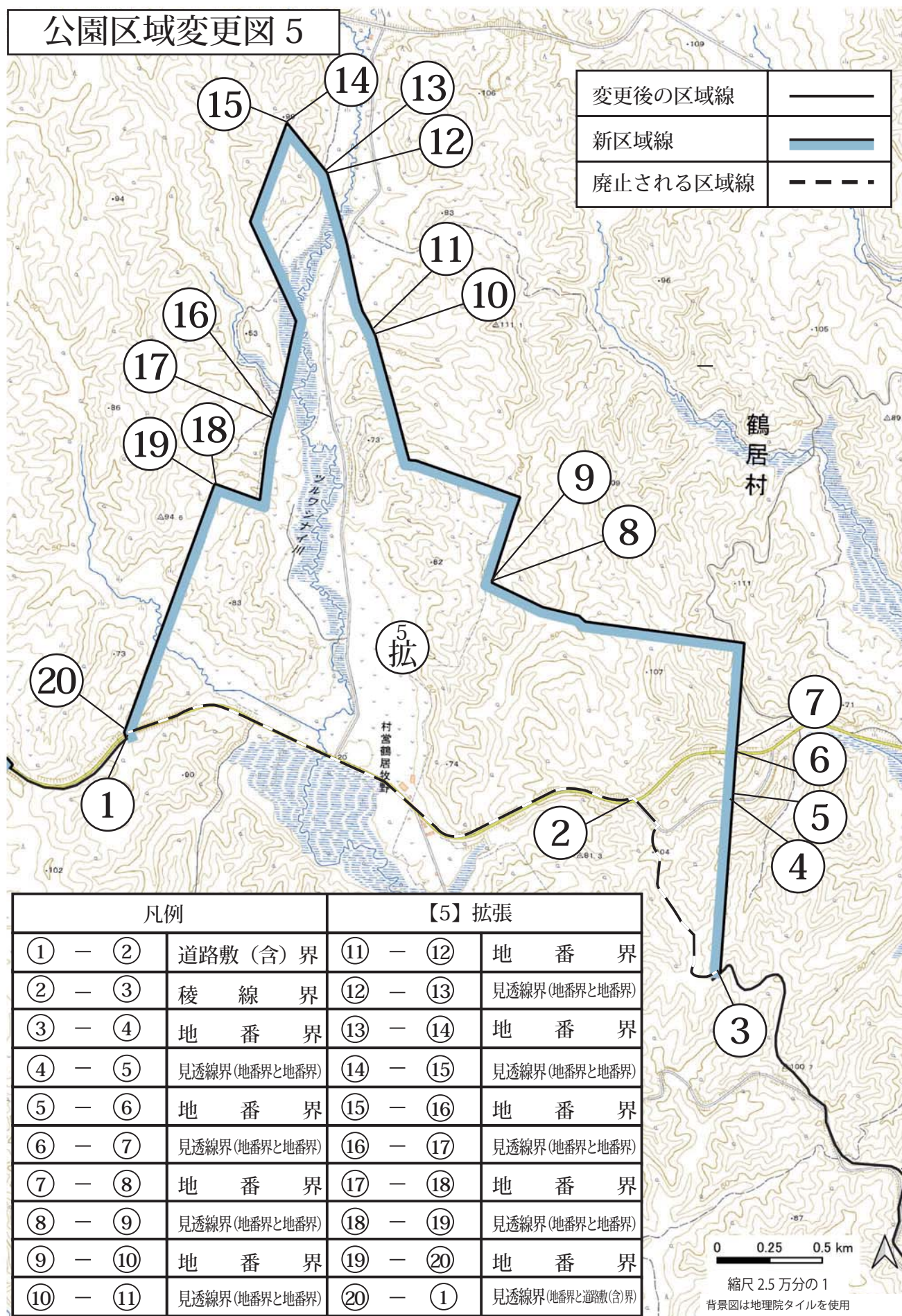
公園区域変更図 4

変更後の区域線	——
新区域線	——
廃止される区域線	- - - -

凡例	
【4】 削除	
① - ②	町有地 (保安林) 界
② - ③	河川敷 (除) 界
③ - ④	地 番 界
④ - ⑤	河川敷 (除) 界
⑤ - ⑥	地 番 界
⑥ - ⑦	河川敷 (除) 界
⑦ - ⑧	地 番 界
⑧ - ⑨	見透線界 (地番界と河川敷 (除) 界)
⑨ - ⑩	河川敷 (除) 界
⑩ - ⑪	地 番 界
⑪ - ⑫	見透線界 (地番界と地番界)
⑫ - ⑬	地 番 界
⑬ - ⑭	見透線界 (地番界と地番界)
⑭ - ⑮	地 番 界
⑮ - ⑯	見透線界 (地番界と地番界)
⑯ - ⑰	地 番 界
⑰ - ①	見透線界 (地番界と国有林界)



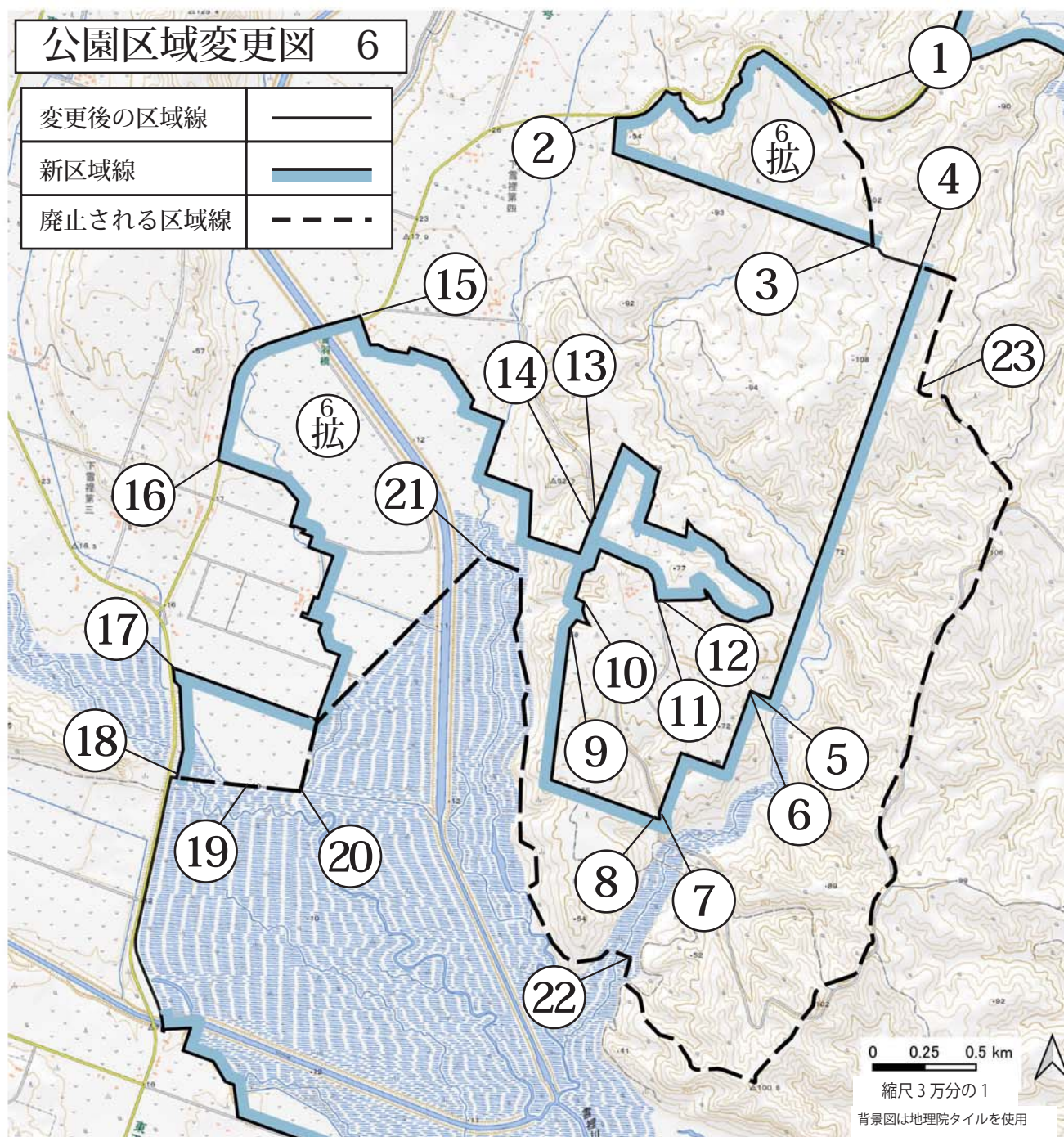
公園区域変更図 5



凡例		【5】拡張	
① - ②	道路敷 (含) 界	⑪ - ⑫	地 番 界
② - ③	稜 線 界	⑫ - ⑬	見透線界 (地番界と地番界)
③ - ④	地 番 界	⑬ - ⑭	地 番 界
④ - ⑤	見透線界 (地番界と地番界)	⑭ - ⑮	見透線界 (地番界と地番界)
⑤ - ⑥	地 番 界	⑮ - ⑯	地 番 界
⑥ - ⑦	見透線界 (地番界と地番界)	⑯ - ⑰	見透線界 (地番界と地番界)
⑦ - ⑧	地 番 界	⑰ - ⑱	地 番 界
⑧ - ⑨	見透線界 (地番界と地番界)	⑱ - ⑲	見透線界 (地番界と地番界)
⑨ - ⑩	地 番 界	⑲ - ⑳	地 番 界
⑩ - ⑪	見透線界 (地番界と地番界)	㉑ - ①	見透線界 (地番界と道路敷 (含) 界)

公園区域変更図 6

変更後の区域線	
新区域線	
廃止される区域線	

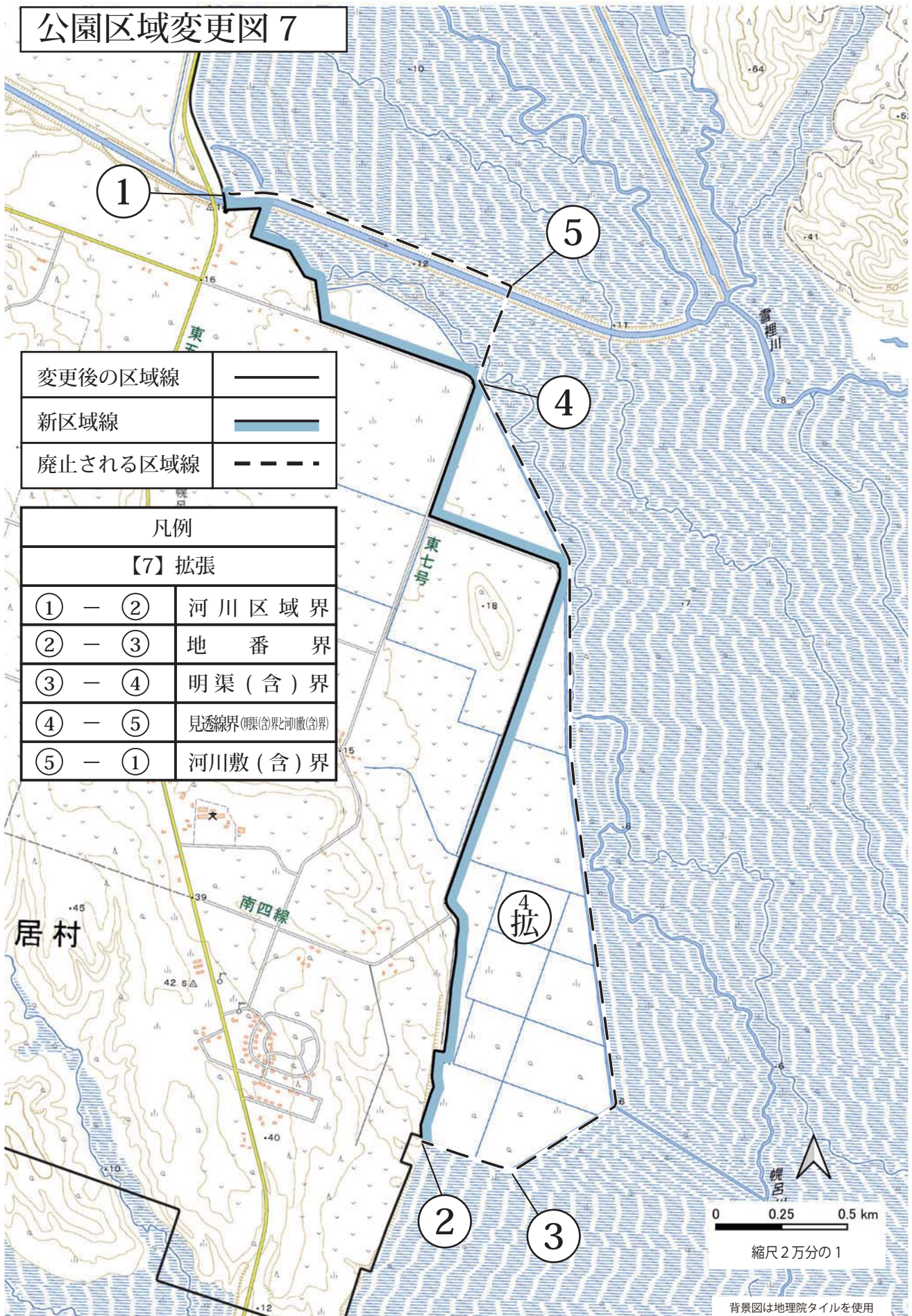


凡例

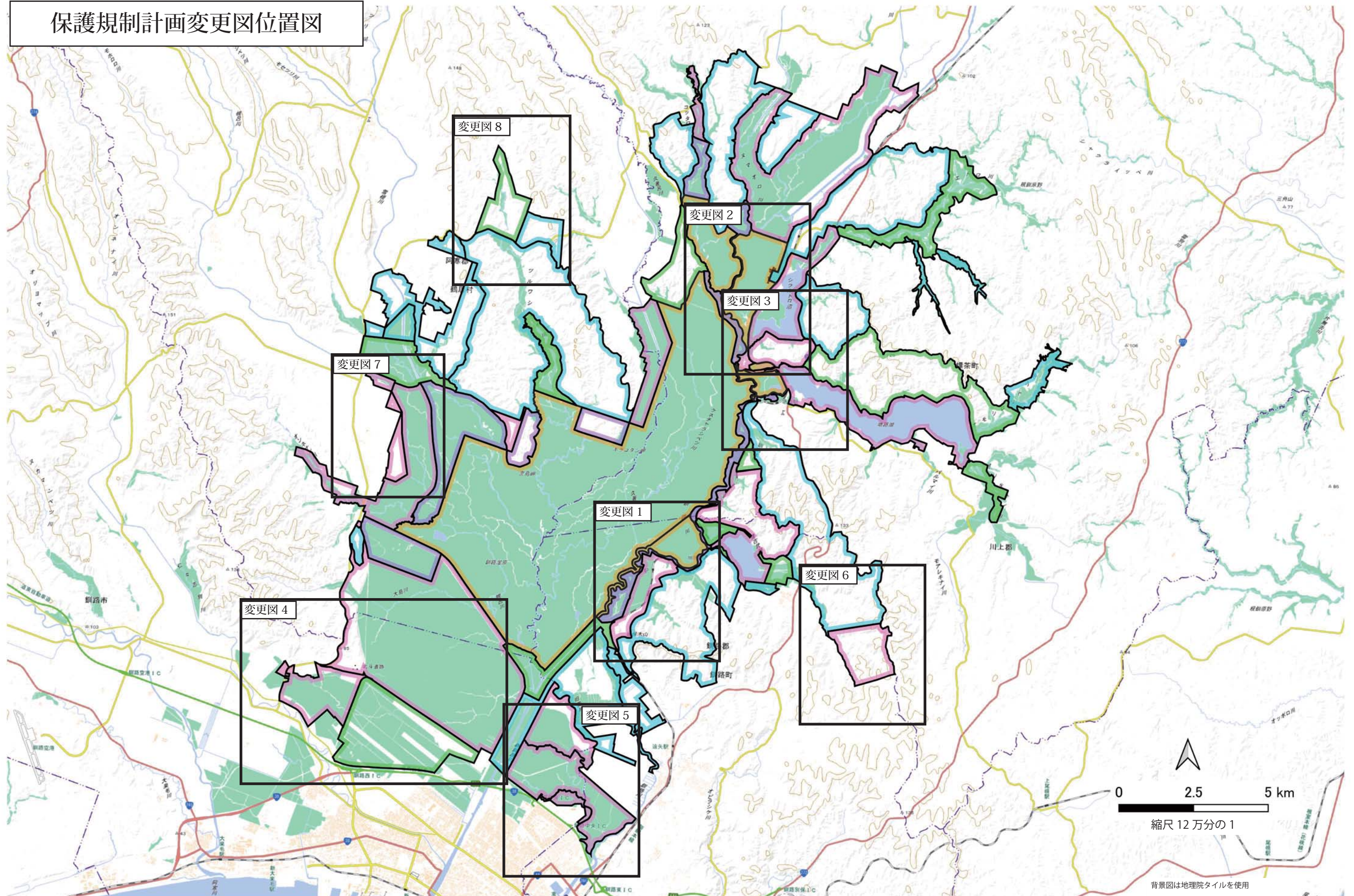
【6】拡張

① — ②	道路敷 (除) 界	⑨ — ⑩	小 班 界	⑬ — ⑭	見透線界 (地番界と地番界)
② — ③	地 番 界	⑩ — ⑪	地 番 界	⑭ — ⑮	地 番 界
③ — ①	稜 線 界	⑪ — ⑫	見透線界 (地番界と地番界)	⑮ — ⑯	道路敷 (含) 界
④ — ⑤	地 番 界	⑫ — ⑬	地 番 界	⑯ — ⑰	地 番 界
⑤ — ⑥	見透線界 (地番界と地番界)	⑬ — ⑭	見透線界 (地番界と地番界)	⑰ — ⑱	道路敷 (除) 界
⑥ — ⑦	地 番 界	⑭ — ⑮	地 番 界	⑱ — ⑲	見透線 (河川延長) 界
⑦ — ⑧	見透線界 (地番界と地番界)	⑮ — ⑯	道路敷 (含) 界	⑲ — ⑳	河川 (右岸) 界
⑧ — ⑨	地 番 界	⑯ — ⑰	地 番 界	⑳ — ㉑	明 渠 (除) 界
				㉑ — ㉒	地 番 界
				㉒ — ㉓	稜 線 界
				㉓ — ㉔	地 番 界

公園区域変更図 7

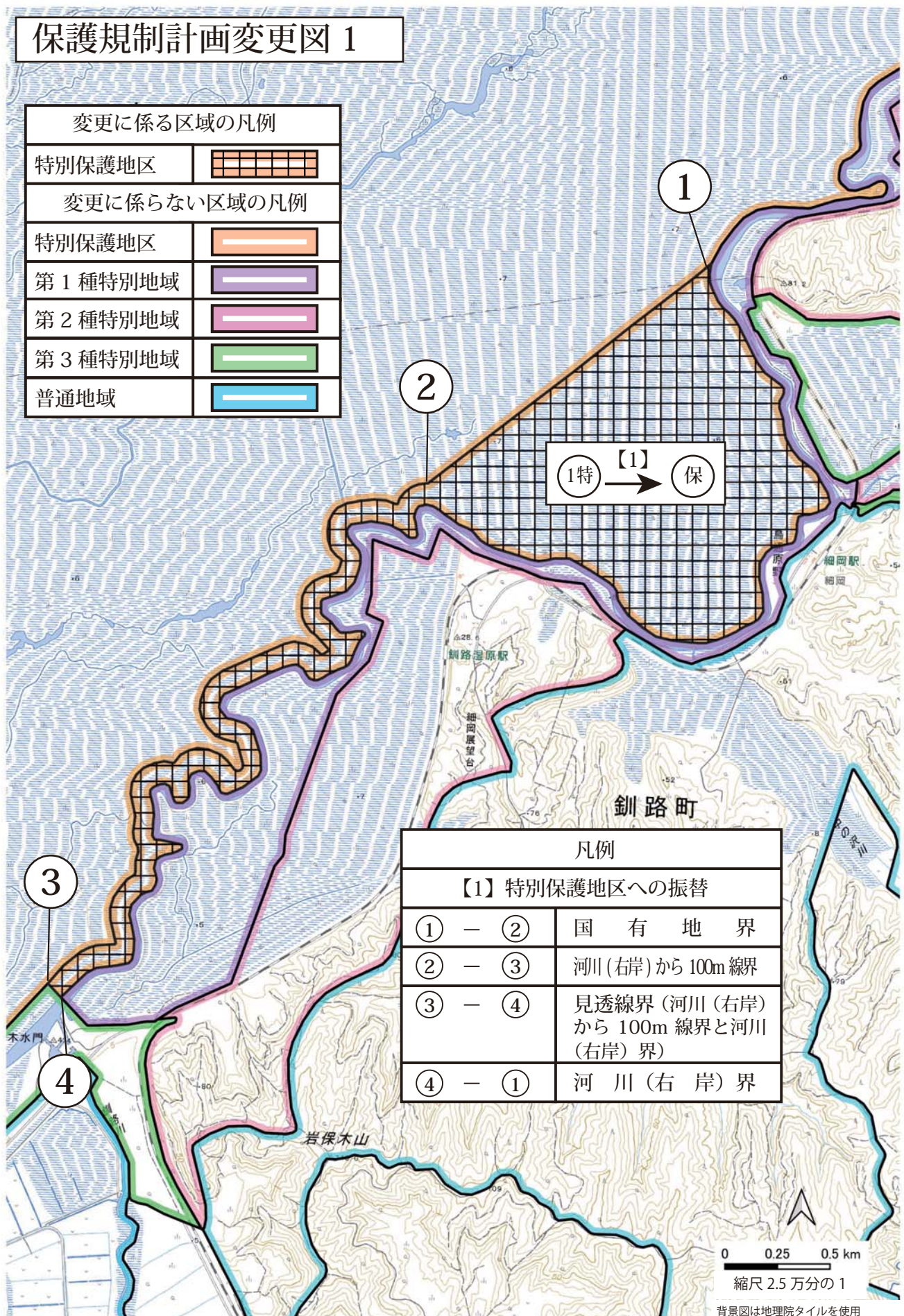


保護規制計画変更図位置図



保護規制計画変更図 1

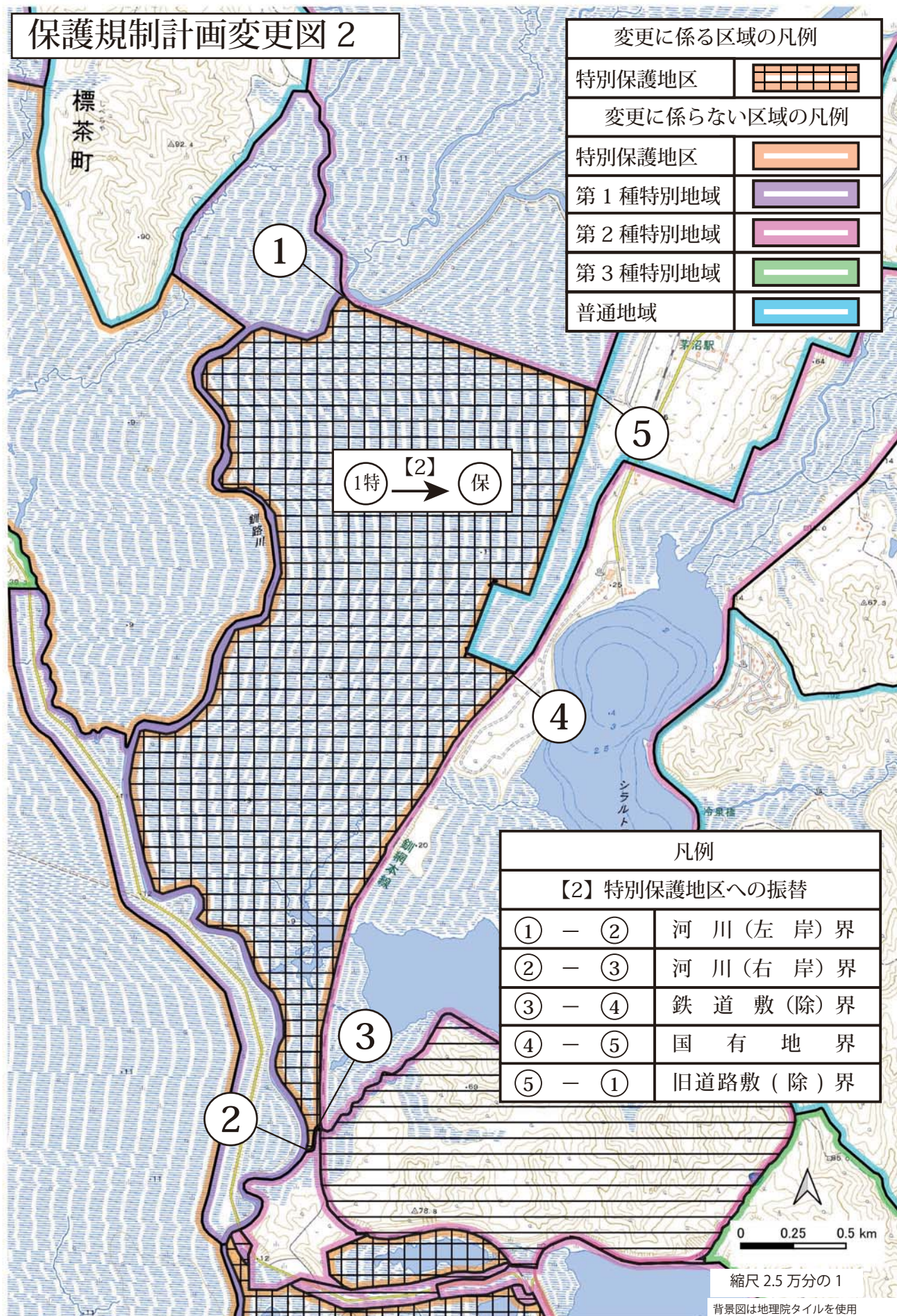
変更に係る区域の凡例	
特別保護地区	
変更に係らない区域の凡例	
特別保護地区	
第 1 種特別地域	
第 2 種特別地域	
第 3 種特別地域	
普通地域	



凡例	
【1】特別保護地区への振替	
①　－　②	国　有　地　界
②　－　③	河川(右岸)から100m線界
③　－　④	見透線界(河川(右岸)から100m線界と河川(右岸)界)
④　－　①	河　川(右　岸)界

0 0.25 0.5 km
縮尺 2.5 万分の 1
背景図は地理院タイルを使用

保護規制計画変更図 2



変更に係る区域の凡例

特別保護地区



変更に係らない区域の凡例

特別保護地区



第 1 種特別地域



第 2 種特別地域



第 3 種特別地域



普通地域



凡例

【2】特別保護地区への振替

①	—	②	河 川 (左 岸) 界
②	—	③	河 川 (右 岸) 界
③	—	④	鉄 道 敷 (除) 界
④	—	⑤	国 有 地 界
⑤	—	①	旧道路敷 (除) 界

保護規制計画変更図 3

変更に係る区域の凡例	
特別保護地区	
第2種特別地域	

変更に係らない区域の凡例	
特別保護地区	
第1種特別地域	
第2種特別地域	
第3種特別地域	
普通地域	

凡例	
【3】特別保護地区への振替	
①－②	国 有 地 界
②－③	道路中心線から50m線界
③－①	鉄 道 敷 (除) 界

凡例	
【10】第2種特別地域への振替	
⑬－④	河 川 (左 岸) 界
④－⑪	道路中心線から50m線界
⑪－⑬	道 路 敷 (含) 界

凡例	
【10】第2種特別地域への振替	
③－②	道路中心線から50m線界
②－⑩	国 有 地 界
⑩－⑨	道路中心線から50m線界
⑨－⑱	図上確定 (地番界延長線) 界
⑱－⑲	道 路 敷 (除) 界
⑲－③	国 有 地 界

凡例	
【10】第2種特別地域への振替	
⑳－⑧	国 有 地 界
⑧－⑦	道路中心線から50m線界
⑦－㉑	鉄 道 敷 (除) 界
㉑－㉐	道 路 敷 (除) 界

凡例	
【4】特別保護地区への振替	
④－⑤	河 川 (左 岸) 界
⑤－⑥	河 川 (右 岸) 界
⑥－⑦	鉄 道 敷 (除) 界
⑦－⑧	道路中心線から50m線界
⑧－⑨	国 有 地 界
⑨－⑩	道路中心線から50m線界
⑩－⑪	国 有 地 界
⑪－④	道路中心線から50m線界

凡例	
【9】第2種特別地域への振替	
⑫－⑬	河 川 敷 (除) 界
⑬－③	鉄 道 敷 (含) 界
③－⑭	地 番 界
⑭－⑮	見透線界 (地番界と道路敷 (含) 界)
⑮－⑯	道 路 敷 (含) 界
⑯－⑫	地 番 界

標茶町



縮尺 2 万分の 1
背景図は地理院タイルを使用

保護規制計画変更図 4

第2種特別地域	(Pink box)
第3種特別地域	(Green box)

特別保護地区	(Orange box)
第1種特別地域	(Purple box)
第2種特別地域	(Pink box)
第3種特別地域	(Green box)
普通地域	(Blue box)

①9 - ①8	道 路 敷 (除) 界
①8 - ①7	見透線界 (道路敷 (除) 界と地番界)
①7 - ②5	道 路 敷 (含) 界
②5 - ②6	見透線界 (道路敷 (含) 界と地番界)
②6 - ②7	地 番 界
②7 - ②8	見透線界 (地番界と地番界)
②8 - ②9	地 番 界
②9 - ③0	見透線界 (地番界と道路敷 (含) 界)
③0 - ③1	道 路 敷 (含) 界
③1 - ③2	道路中心線から 100m線界
③2 - ③3	地 番 界
③3 - ③4	見透線界 (地番界と地番界)
③4 - ③5	地 番 界
③5 - ③6	見透線界 (地番界と道路敷 (除) 界)
③6 - ①9	道 路 敷 (除) 界

① - ②	見透線界 (道路敷 (含) 界と地番界)
② - ③	地 番 界
③ - ④	見透線界 (地番界と道路敷 (含) 界)
④ - ⑤	道 路 敷 (含) 界
⑤ - ⑥	国 有 地 界
⑥ - ⑦	地 番 界
⑦ - ⑧	国 有 地 界
⑧ - ⑨	道 路 敷 (含) 界
⑨ - ⑩	見透線界 (道路敷 (含) 界と地番界)
⑩ - ⑪	地 番 界
⑪ - ⑫	見透線界 (地番界と道路敷 (含) 界)
⑫ - ⑬	道 路 敷 (含) 界
⑬ - ⑭	見透線界 (道路敷 (含) 界と地番界)
⑭ - ⑮	地 番 界
⑮ - ⑯	見透線界 (地番界と地番界)
⑯ - ⑰	地 番 界
⑰ - ⑱	見透線界 (地番界と道路敷 (含) 界)
⑱ - ⑲	道 路 敷 (含) 界
⑲ - ⑳	市 有 地 界
㉑ - ㉒	国 有 地 界
㉒ - ㉓	市 有 地 界
㉔ - ㉕	地 番 界
㉖ - ㉗	見透線界 (地番界と道路敷 (含) 界)
㉘ - ①	道 路 敷 (含) 界

鉏路市

北斗

鉏路西IC

道東自動車道

鉏路温泉大橋

鉏路市

縮尺 2.5 万分の 1

背景図は地理院タイルを使用

変更に係らない区域の凡例	
特別保護地区	
第 1 種特別地域	
第 2 種特別地域	
第 3 種特別地域	
普通地域	

凡例	
【5】第2種特別地域の拡張	
①－②	見透線界(道路敷(含)界と地番界)
②－③	地 番 界
③－④	見透線界(地番界と道路敷(含)界)
④－⑤	道 路 敷(含)界
⑤－⑥	国 有 地 界
⑥－⑦	地 番 界
⑦－⑧	国 有 地 界
⑧－⑨	道 路 敷(含)界
⑨－⑩	見透線界(道路敷(含)界と地番界)
⑩－⑪	地 番 界
⑪－⑫	見透線界(地番界と道路敷(含)界)
⑫－⑬	道 路 敷(含)界
⑬－⑭	見透線界(道路敷(含)界と地番界)
⑭－⑮	地 番 界
⑮－⑯	見透線界(地番界と地番界)
⑯－⑰	地 番 界
⑰－⑱	見透線界(地番界と道路敷(含)界)
⑱－⑲	道 路 敷(含)界
⑲－⑳	市 有 地 界
㉑－㉒	国 有 地 界
㉒－㉓	市 有 地 界
㉓－㉔	地 番 界
㉔－㉕	見透線界(地番界と道路敷(含)界)
㉕－㉖	道 路 敷(含)界

保護規制計画変更図 5

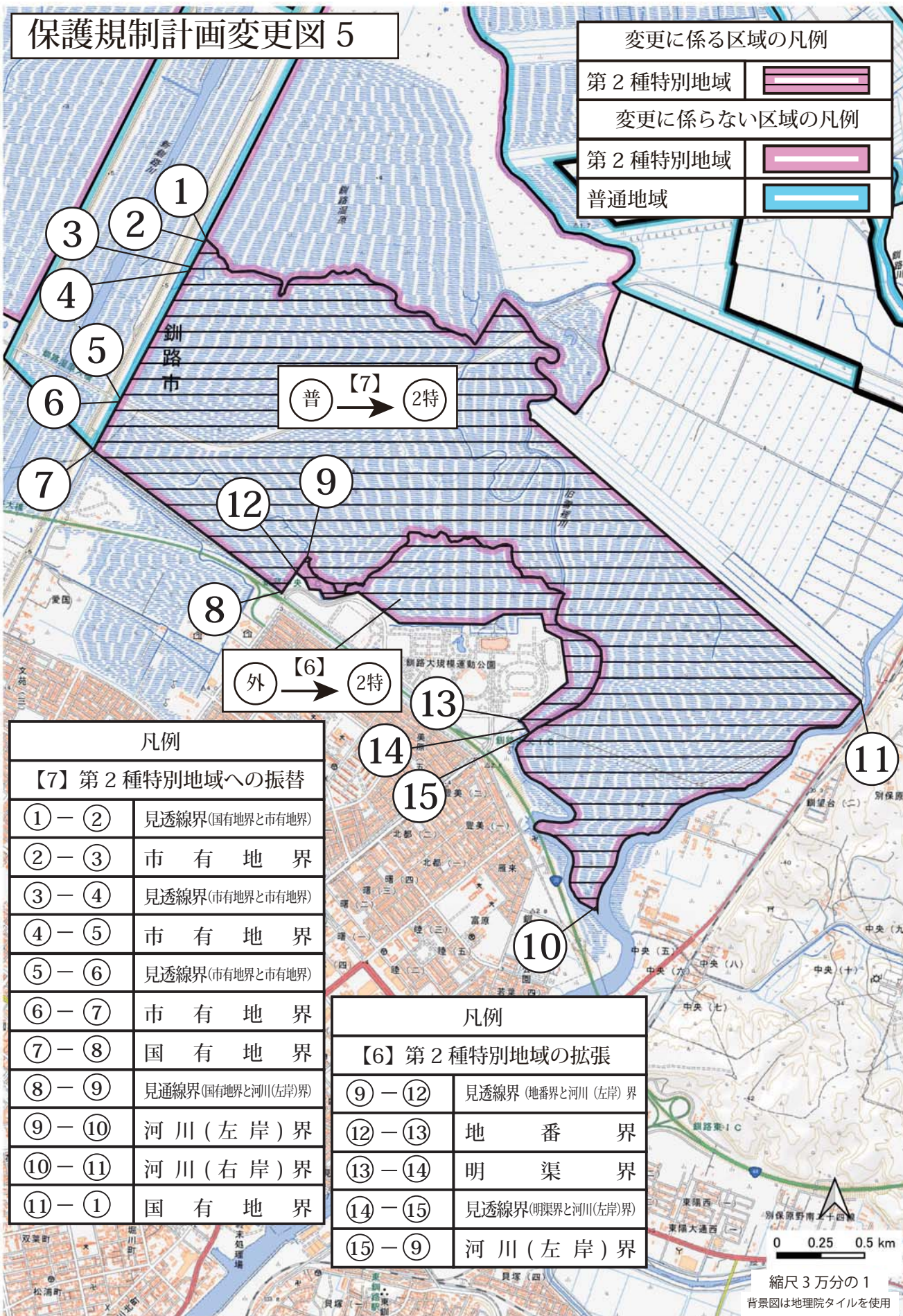
変更に係る区域の凡例

第2種特別地域

変更に係らない区域の凡例

第2種特別地域

普通地域



凡例

【7】第2種特別地域への振替

①－②	見透線界(国有地界と市有地界)
②－③	市有地界
③－④	見透線界(市有地界と市有地界)
④－⑤	市有地界
⑤－⑥	見透線界(市有地界と市有地界)
⑥－⑦	市有地界
⑦－⑧	国有地界
⑧－⑨	見通線界(国有地界と河川(左岸)界)
⑨－⑩	河川(左岸)界
⑩－⑪	河川(右岸)界
⑪－①	国有地界

凡例

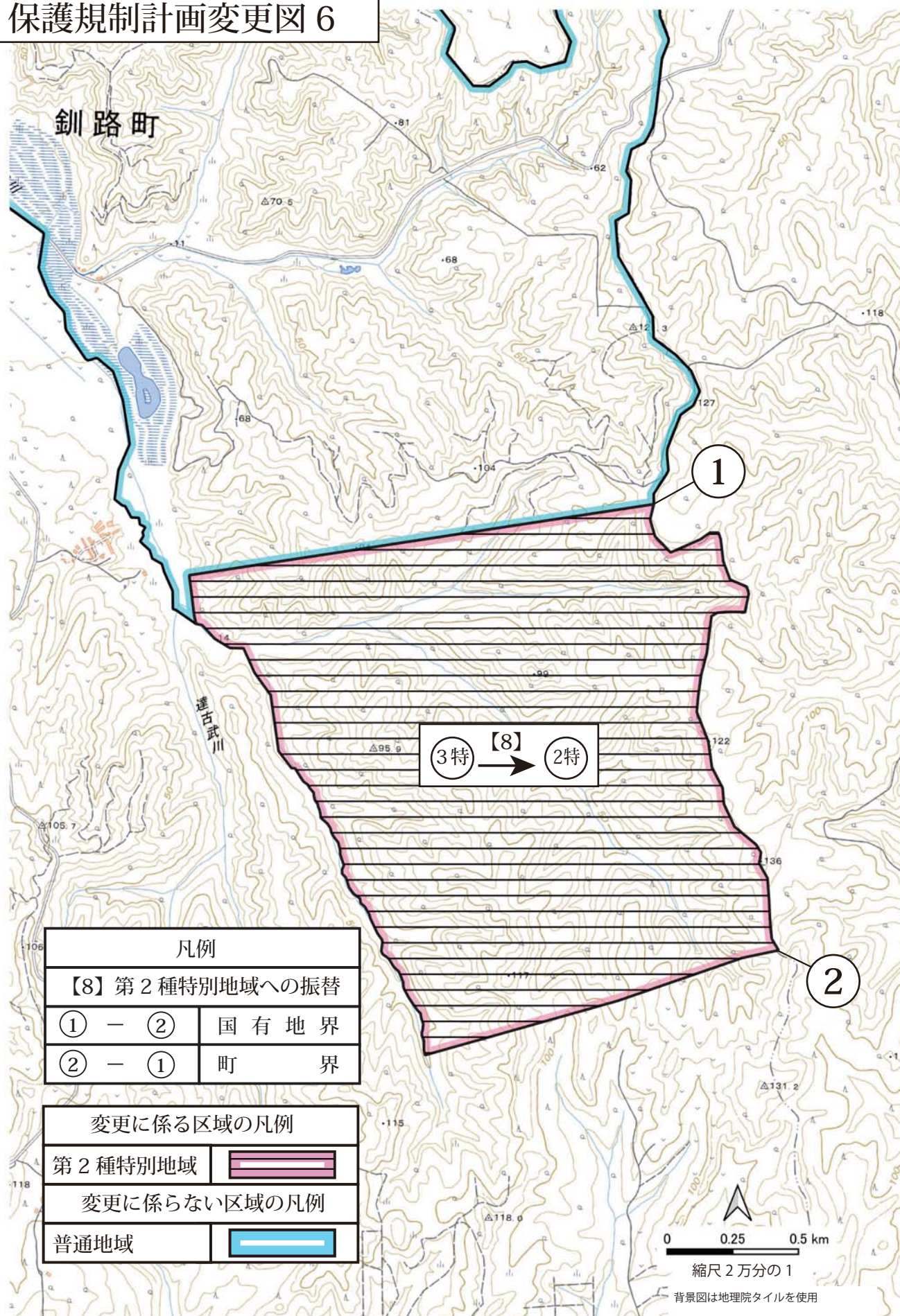
【6】第2種特別地域の拡張

⑨－⑫	見透線界(地番界と河川(左岸)界)
⑫－⑬	地番界
⑬－⑭	明渠界
⑭－⑮	見透線界(明渠界と河川(左岸)界)
⑮－⑨	河川(左岸)界

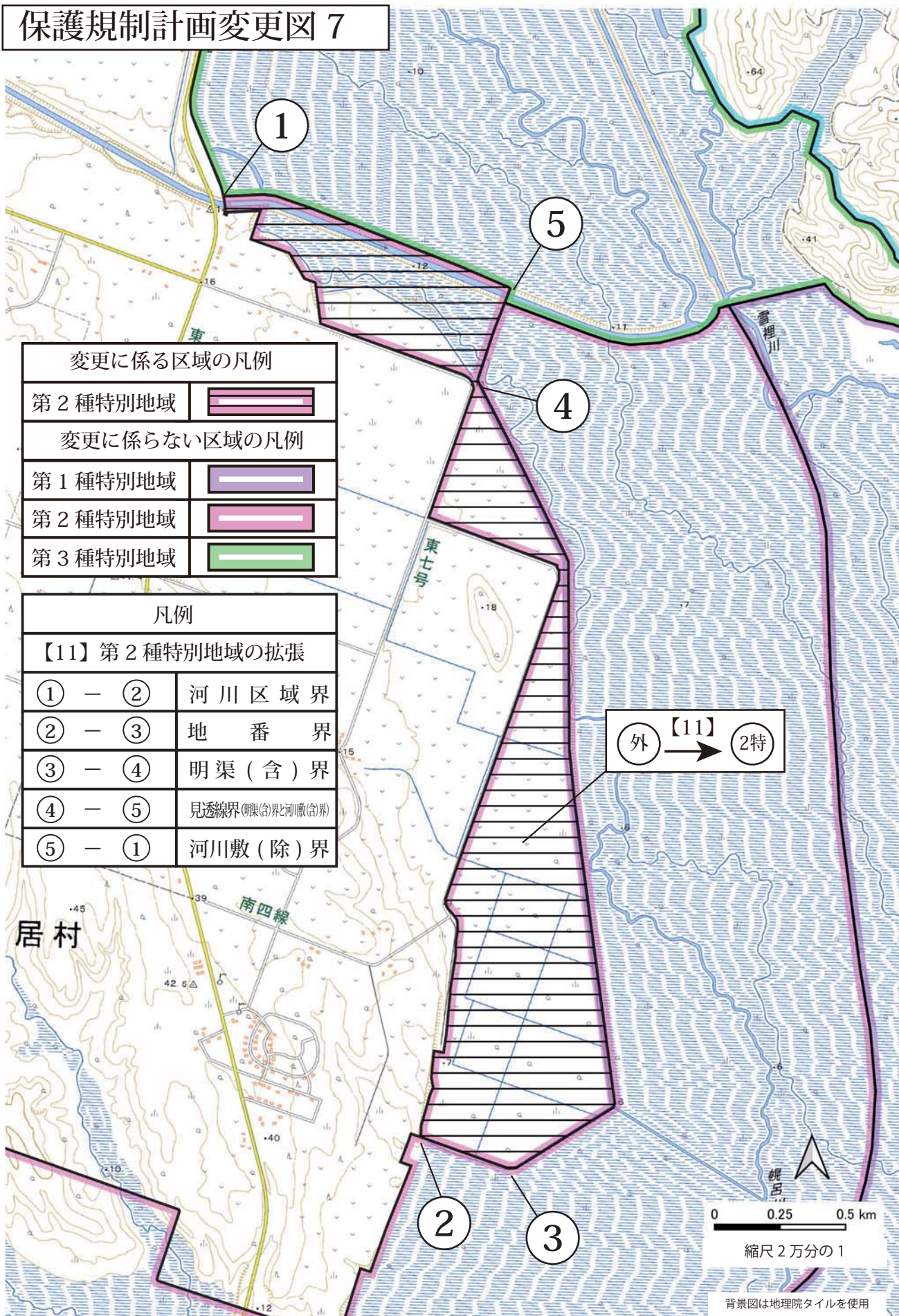
縮尺 3 万分の 1

背景図は地理院タイルを使用

保護規制計画変更図 6

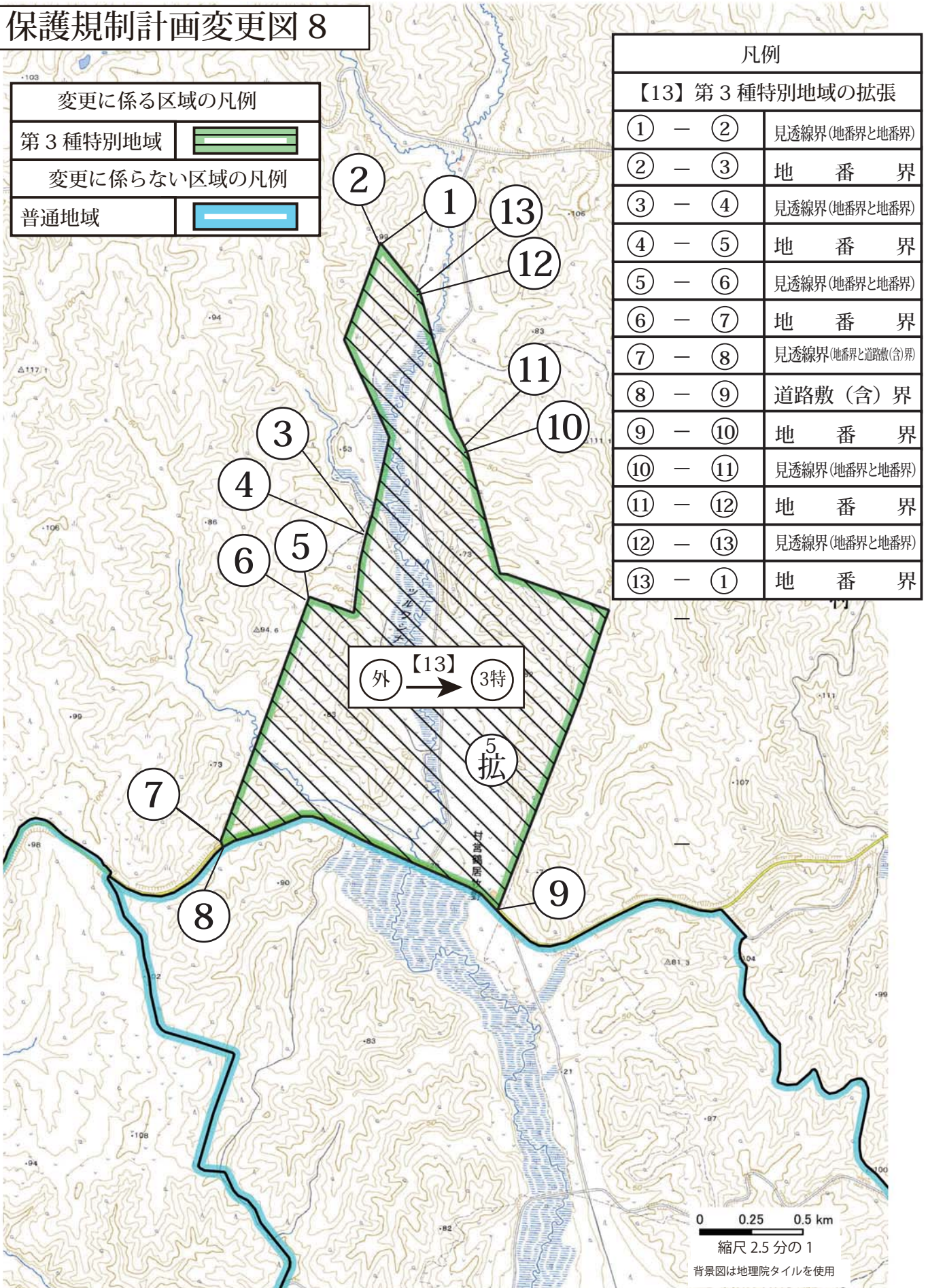


保護規制計画変更図 7



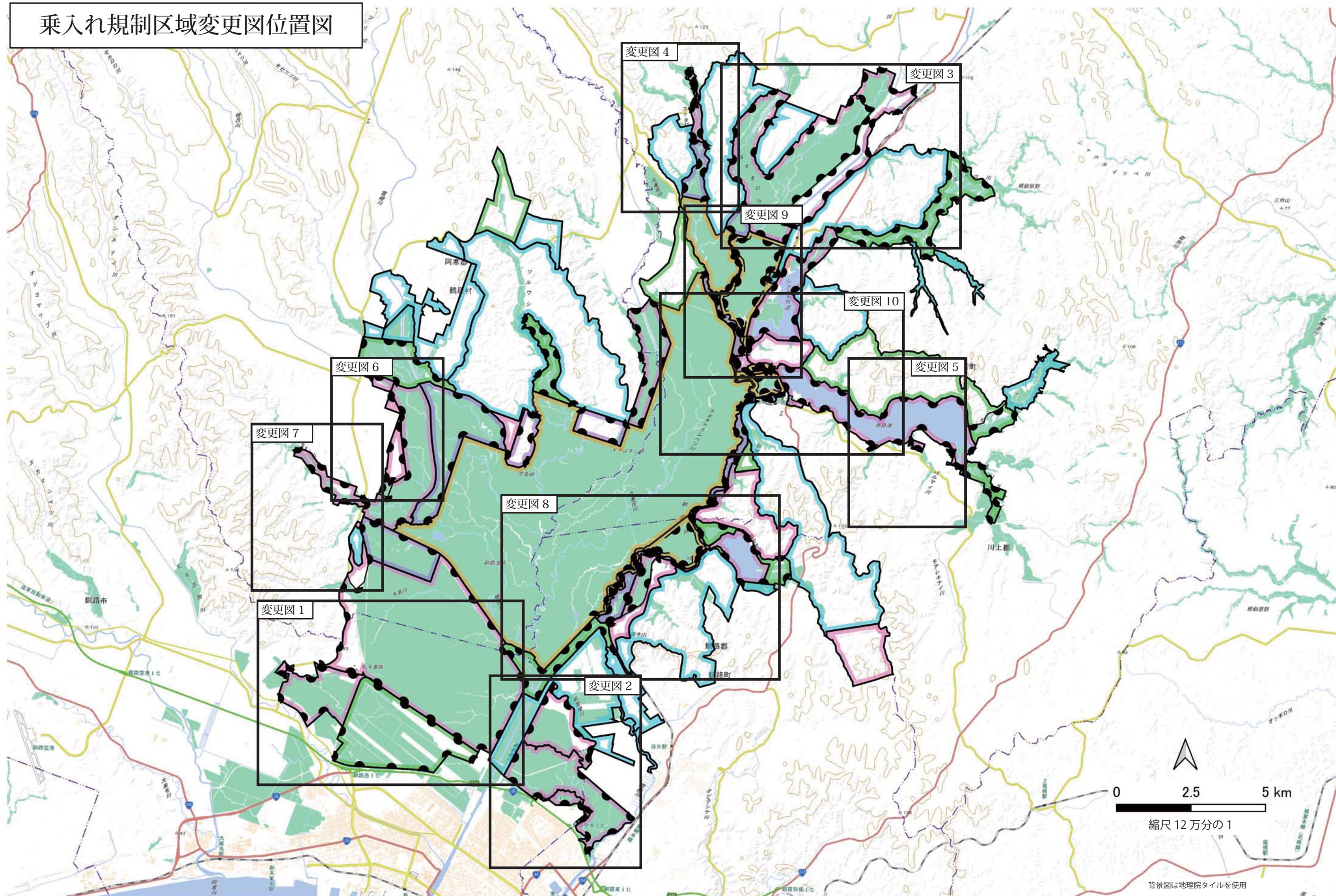
保護規制計画変更図 8

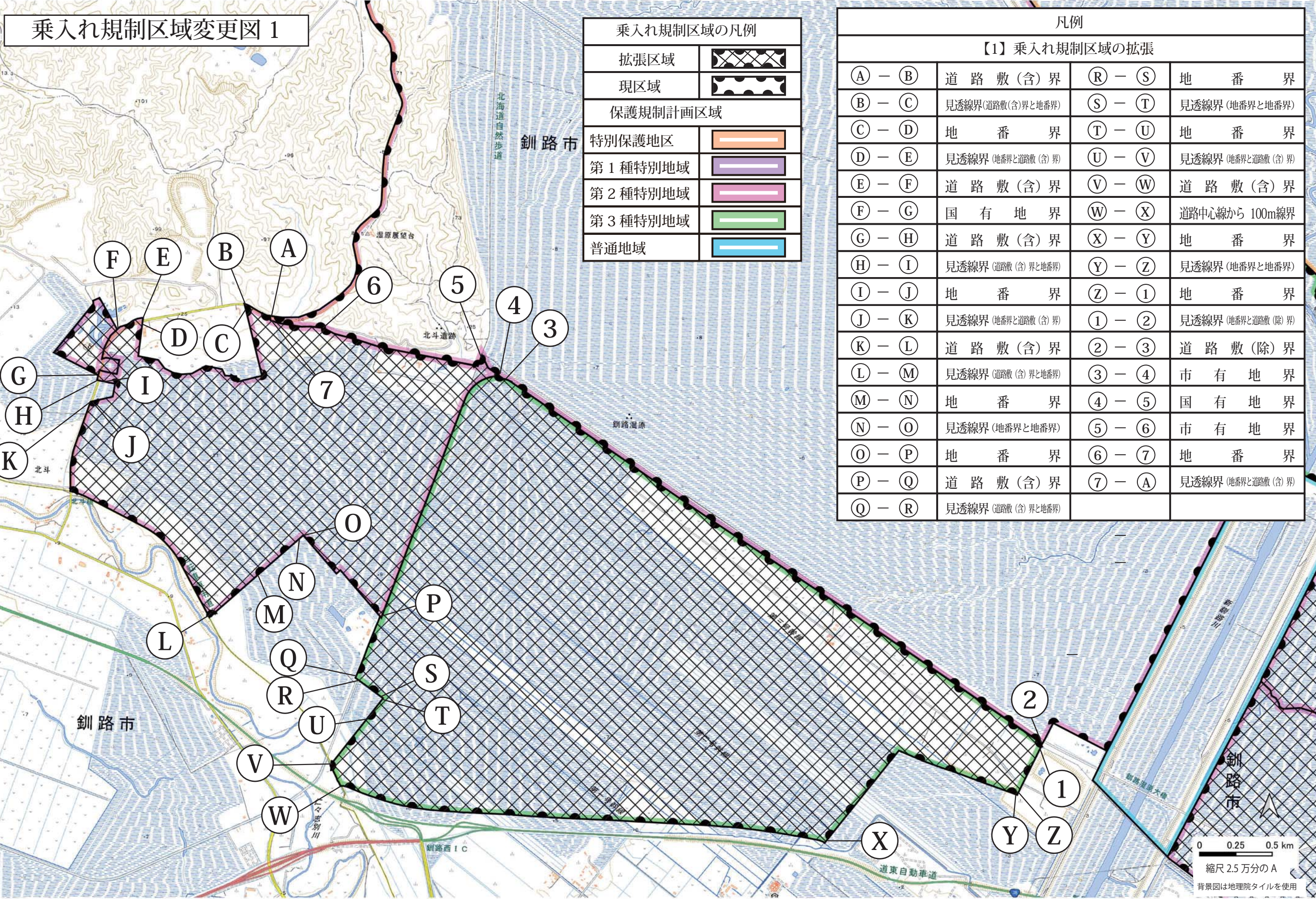
変更に係る区域の凡例	
第3種特別地域	
変更に係らない区域の凡例	
普通地域	



凡例	
【13】 第 3 種特別地域の拡張	
① — ②	見透線界(地番界と地番界)
② — ③	地 番 界
③ — ④	見透線界(地番界と地番界)
④ — ⑤	地 番 界
⑤ — ⑥	見透線界(地番界と地番界)
⑥ — ⑦	地 番 界
⑦ — ⑧	見透線界(地番界と道路敷(含)界)
⑧ — ⑨	道路敷(含)界
⑨ — ⑩	地 番 界
⑩ — ⑪	見透線界(地番界と地番界)
⑪ — ⑫	地 番 界
⑫ — ⑬	見透線界(地番界と地番界)
⑬ — ①	地 番 界

乗入れ規制区域変更図位置図





乗入れ規制区域変更図 2

凡例

【2】乗入れ規制区域の拡張

①－②	見透線界 (国有地界と市有地界)
②－③	市 有 地 界
③－④	見透線界 (市有地界と市有地界)
④－⑤	市 有 地 界
⑤－⑥	見透線界 (市有地界と市有地界)
⑥－⑦	市 有 地 界
⑦－⑧	国 有 地 界
⑧－⑨	地 番 界
⑨－⑩	明 渠 界
⑩－⑪	見透線界 (地番界と河川 (左岸) 界)
⑪－⑫	河 川 (左 岸) 界
⑫－⑬	河 川 (右 岸) 界
⑬－⑭	国 有 地 界

乗入れ規制区域の凡例

拡張区域

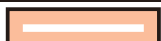


現区域



保護規制計画区域

特別保護地区



第 1 種特別地域



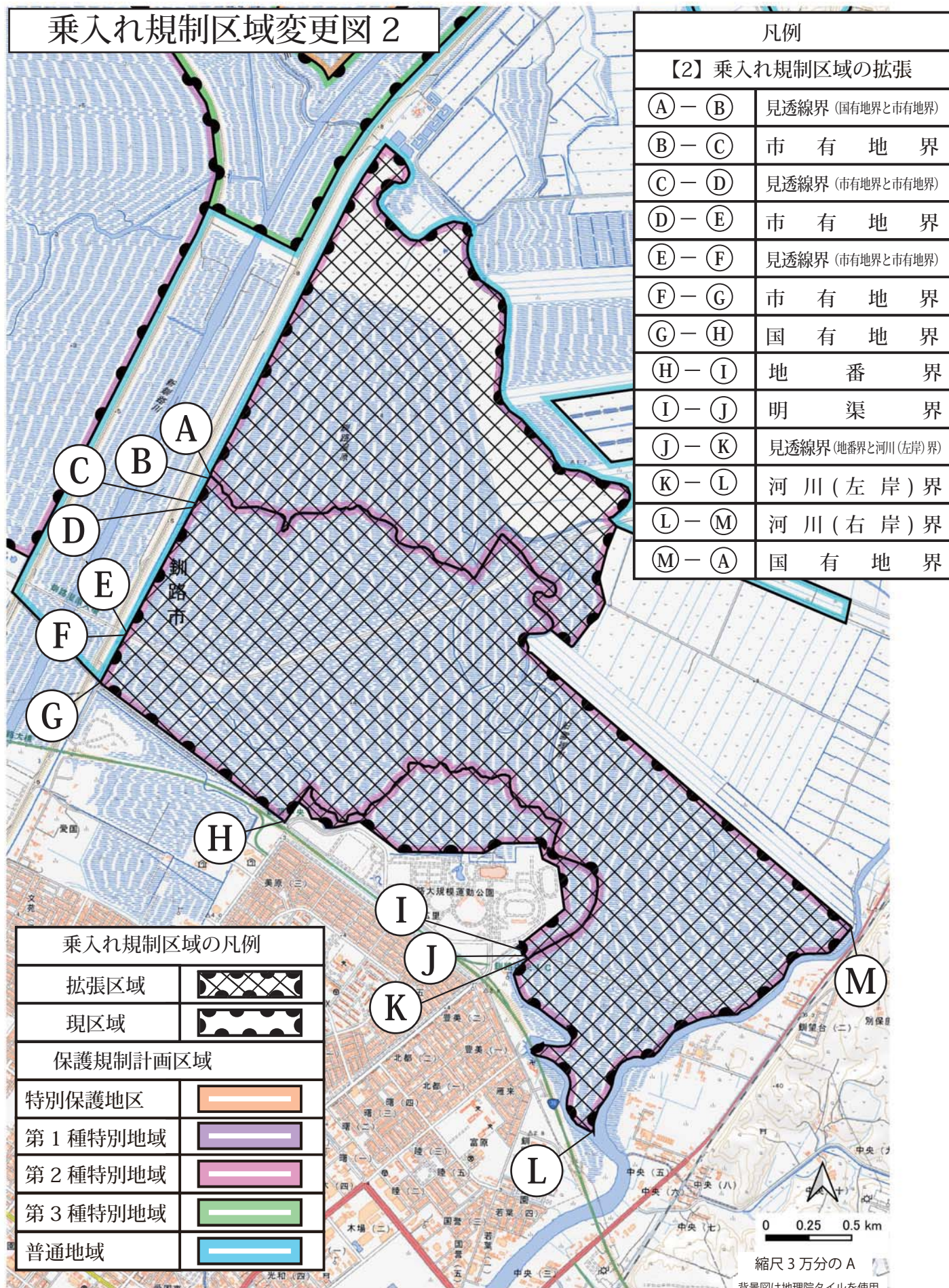
第 2 種特別地域



第 3 種特別地域



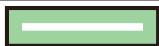
普通地域

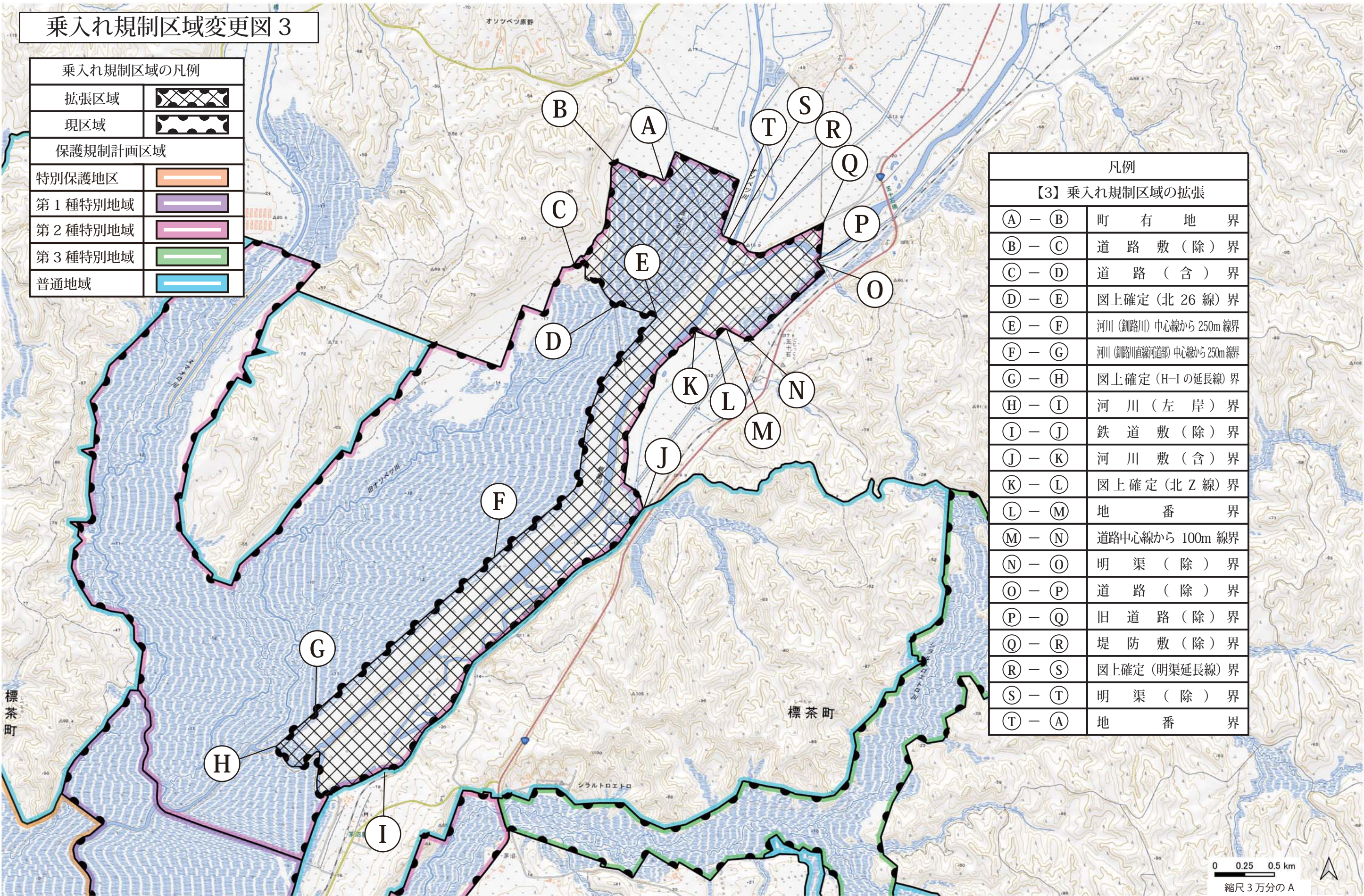


縮尺 3 万分の A

背景図は地理院タイルを使用

乗入れ規制区域変更図 3

乗入れ規制区域の凡例	
拡張区域	
現区域	
保護規制計画区域	
特別保護地区	
第1種特別地域	
第2種特別地域	
第3種特別地域	
普通地域	



凡例	
【3】乗入れ規制区域の拡張	
①A－②B	町有地界
②B－③C	道路敷（除）界
③C－④D	道路（含）界
④D－⑤E	図上確定（北26線）界
⑤E－⑥F	河川（釧路川）中心線から250m線界
⑥F－⑦G	河川（釧路川直線河道部）中心線から250m線界
⑦G－⑧H	図上確定（H-Iの延長線）界
⑧H－⑨I	河川（左岸）界
⑨I－⑩J	鉄道敷（除）界
⑩J－⑪K	河川敷（含）界
⑪K－⑫L	図上確定（北Z線）界
⑫L－⑬M	地番界
⑬M－⑭N	道路中心線から100m線界
⑭N－⑮O	明渠（除）界
⑮O－⑯P	道路（除）界
⑯P－⑰Q	旧道路（除）界
⑰Q－⑱R	堤防敷（除）界
⑱R－⑳S	図上確定（明渠延長線）界
㉑S－㉒T	明渠（除）界
㉒T－㉓A	地番界

乗入れ規制区域変更図 4

乗入れ規制区域の凡例

拡張区域



現区域



保護規制計画区域

特別保護地区



第1種特別地域



第2種特別地域



第3種特別地域



普通地域



凡例	
【4】乗入れ規制区域の拡張	
①－②	小 班 界
②－③	道 路 敷 (除) 界
③－④	小 班 界
④－⑤	国 有 地 界
⑤－①	小 班 界

標
茶
町

0 0.25 0.5 km

縮尺 2.5 万分の A

背景図は地理院タイルを使用

乗入れ規制区域変更図 5

乗入れ規制区域の凡例

拡張区域



現区域



保護規制計画区域

特別保護地区



第1種特別地域



第2種特別地域



第3種特別地域



普通地域



凡例

【5】乗入れ規制区域の拡張

① - ② 河川敷(除)界

② - ③ 国有地界

③ - ④ 道路敷(除)界

④ - ⑤ 国有地界

⑤ - ① 道路敷(除)界

凡例

【5】乗入れ規制区域の拡張

⑧ - ⑨ 地番界

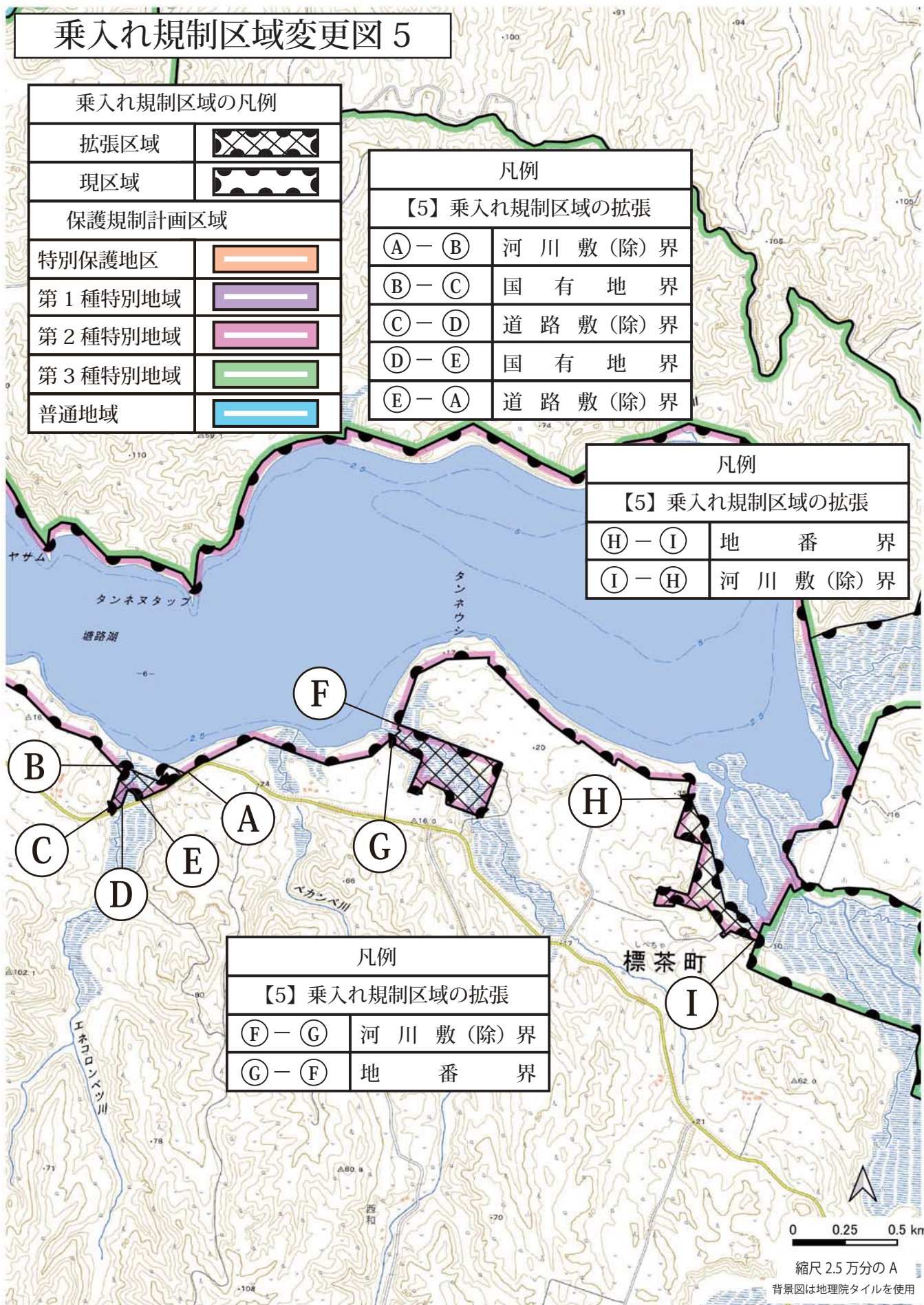
⑨ - ⑧ 河川敷(除)界

凡例

【5】乗入れ規制区域の拡張

⑥ - ⑦ 河川敷(除)界

⑦ - ⑥ 地番界

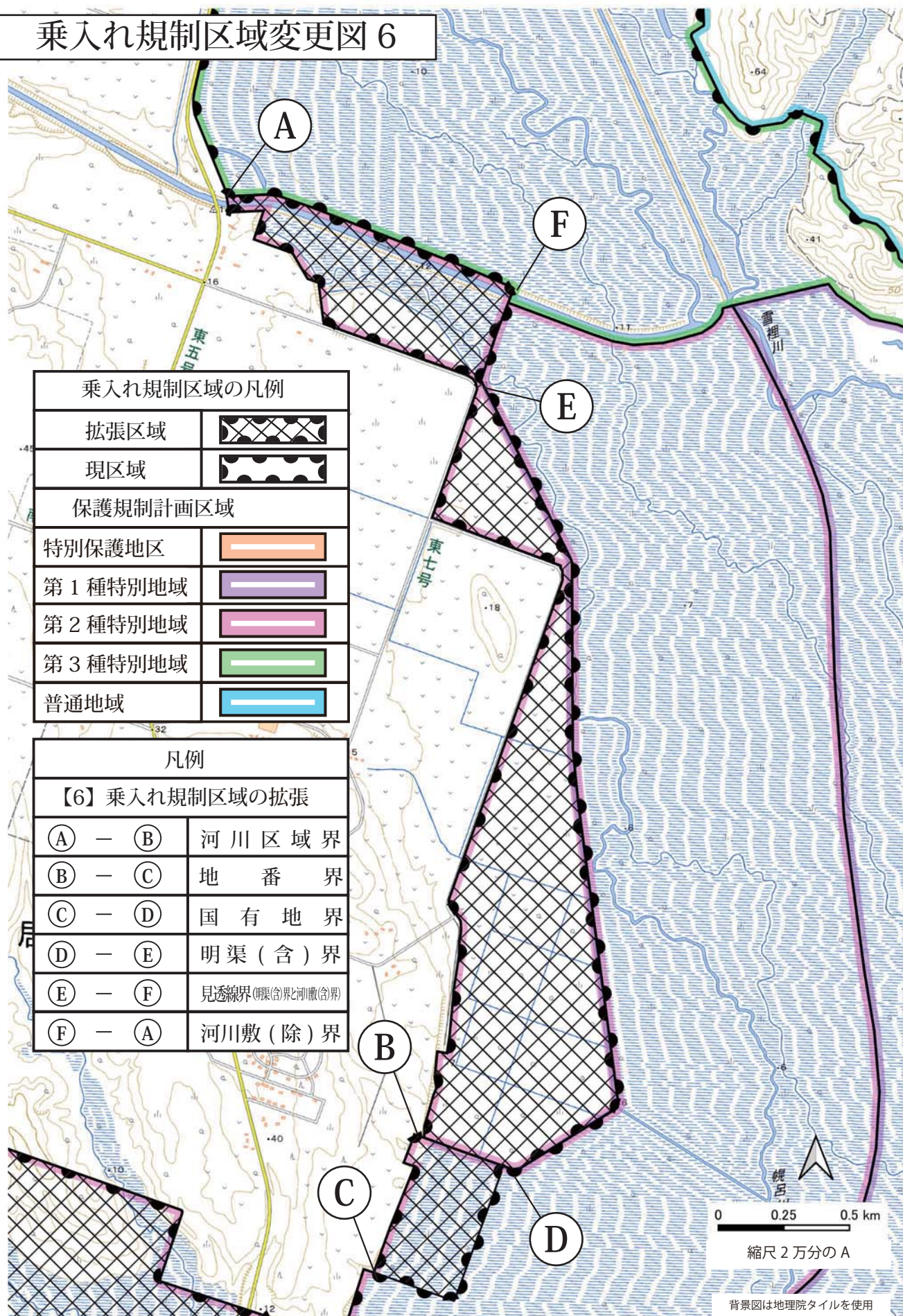


0 0.25 0.5 km

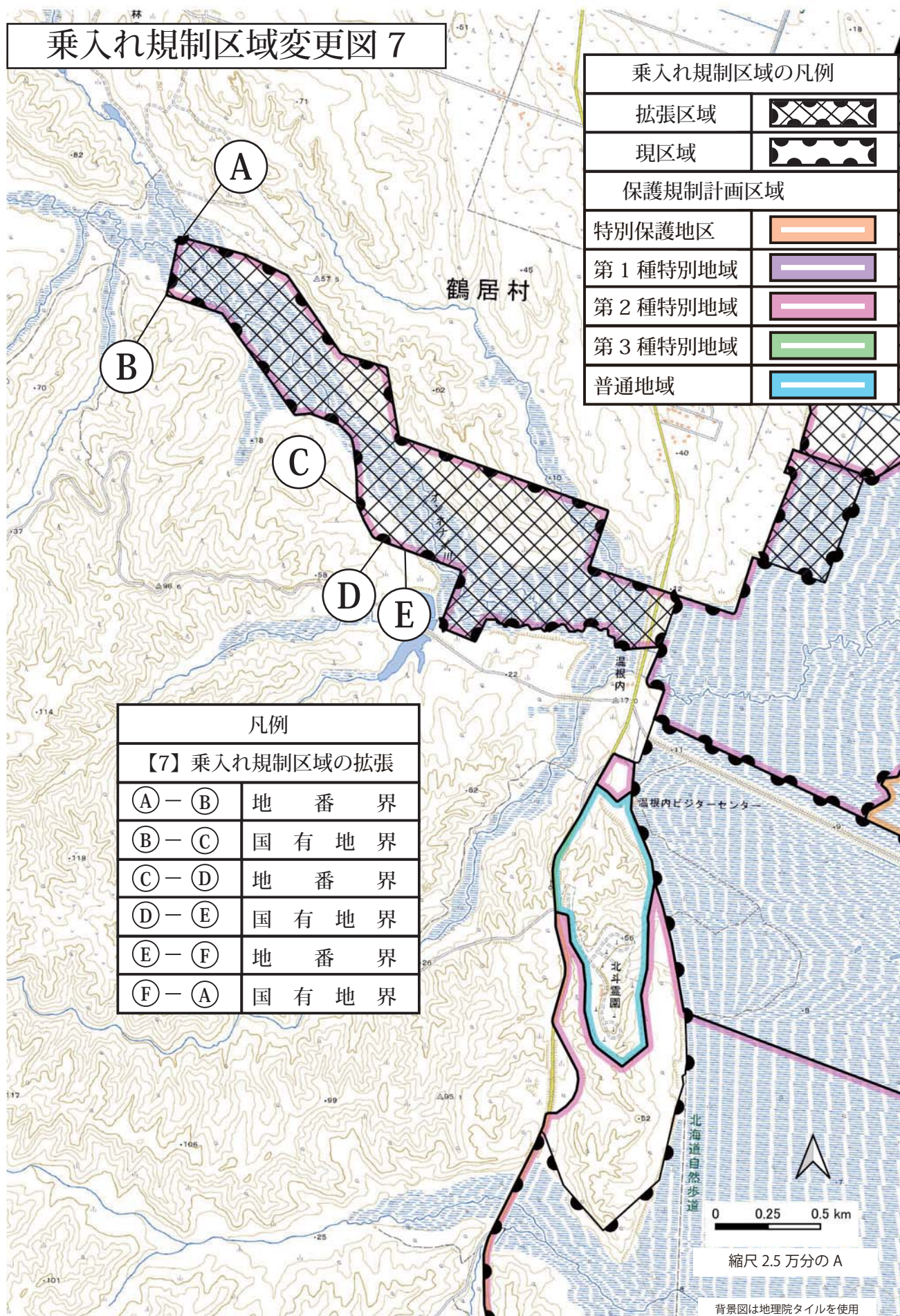
縮尺 2.5 万分の A

背景図は地理院タイルを使用

乗入れ規制区域変更図 6



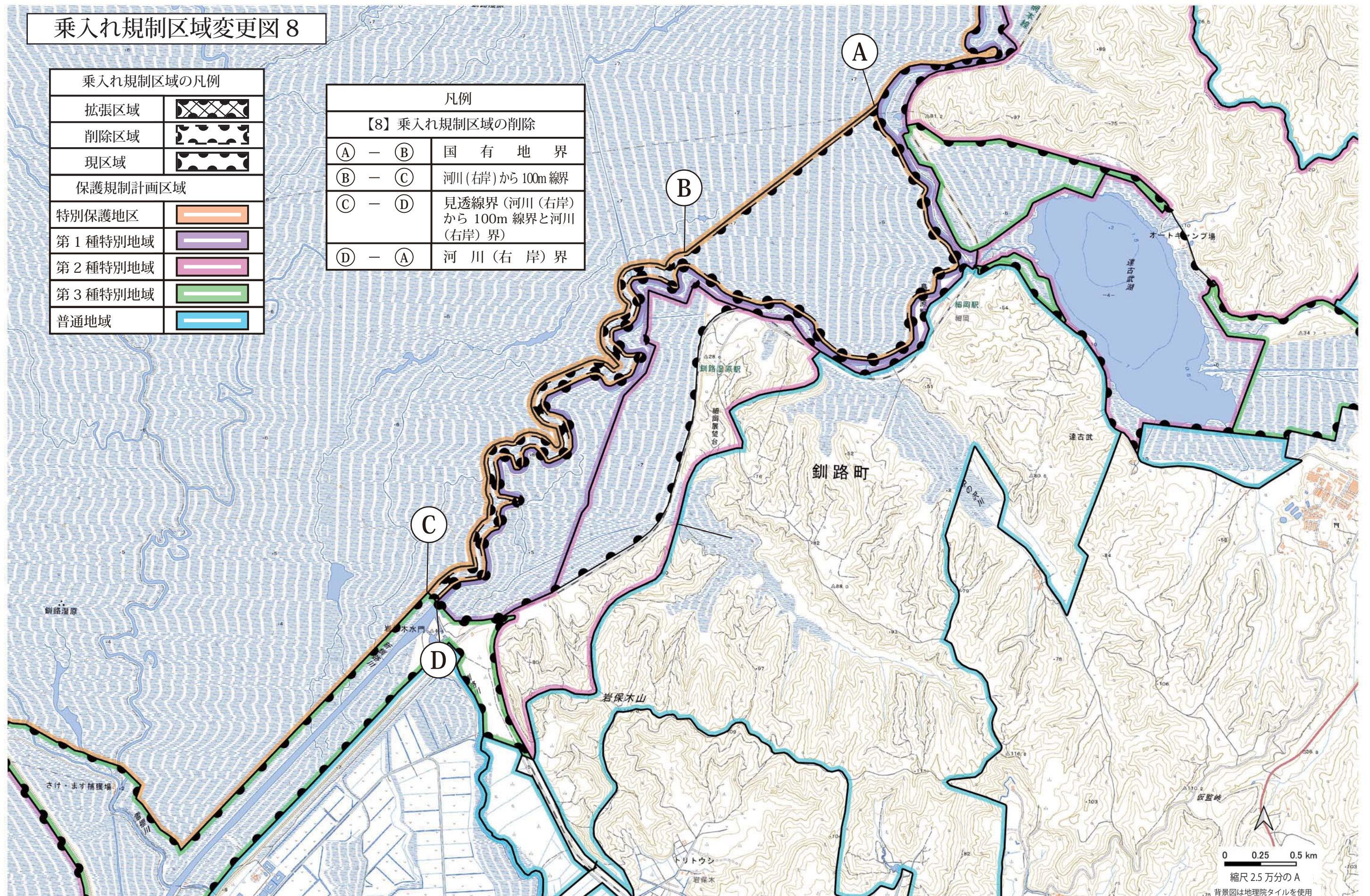
乗入れ規制区域変更図 7



乗入れ規制区域変更図 8

乗入れ規制区域の凡例	
拡張区域	
削除区域	
現区域	
保護規制計画区域	
特別保護地区	
第1種特別地域	
第2種特別地域	
第3種特別地域	
普通地域	

凡例	
【8】乗入れ規制区域の削除	
①　－　②	国　有　地　界
②　－　③	河川(右岸)から100m線界
③　－　④	見透線界(河川(右岸)から100m線界と河川(右岸)界)
④　－　①	河　川(右　岸)界



0 0.25 0.5 km
縮尺 2.5 万分の A
背景図は地理院タイルを使用

乗入れ規制区域変更図 9

乗入れ規制区域の凡例

拡張区域



現区域



保護規制計画区域

特別保護地区



第1種特別地域



第2種特別地域



第3種特別地域



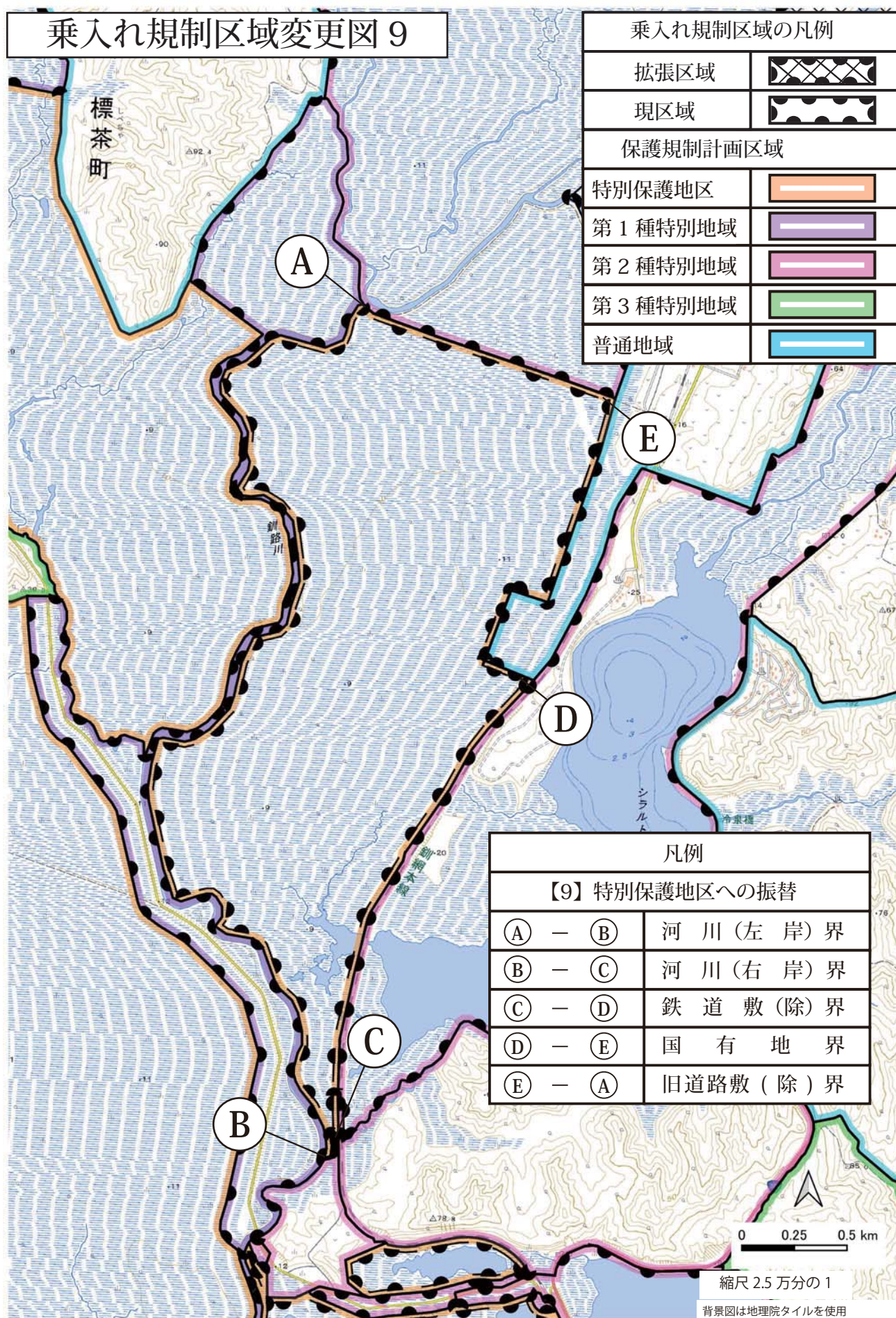
普通地域



凡例

【9】特別保護地区への振替

① — ②	河 川 (左 岸) 界
② — ③	河 川 (右 岸) 界
③ — ④	鉄 道 敷 (除) 界
④ — ⑤	国 有 地 界
⑤ — ①	旧道路敷 (除) 界



縮尺 2.5 万分の 1

背景図は地理院タイルを使用

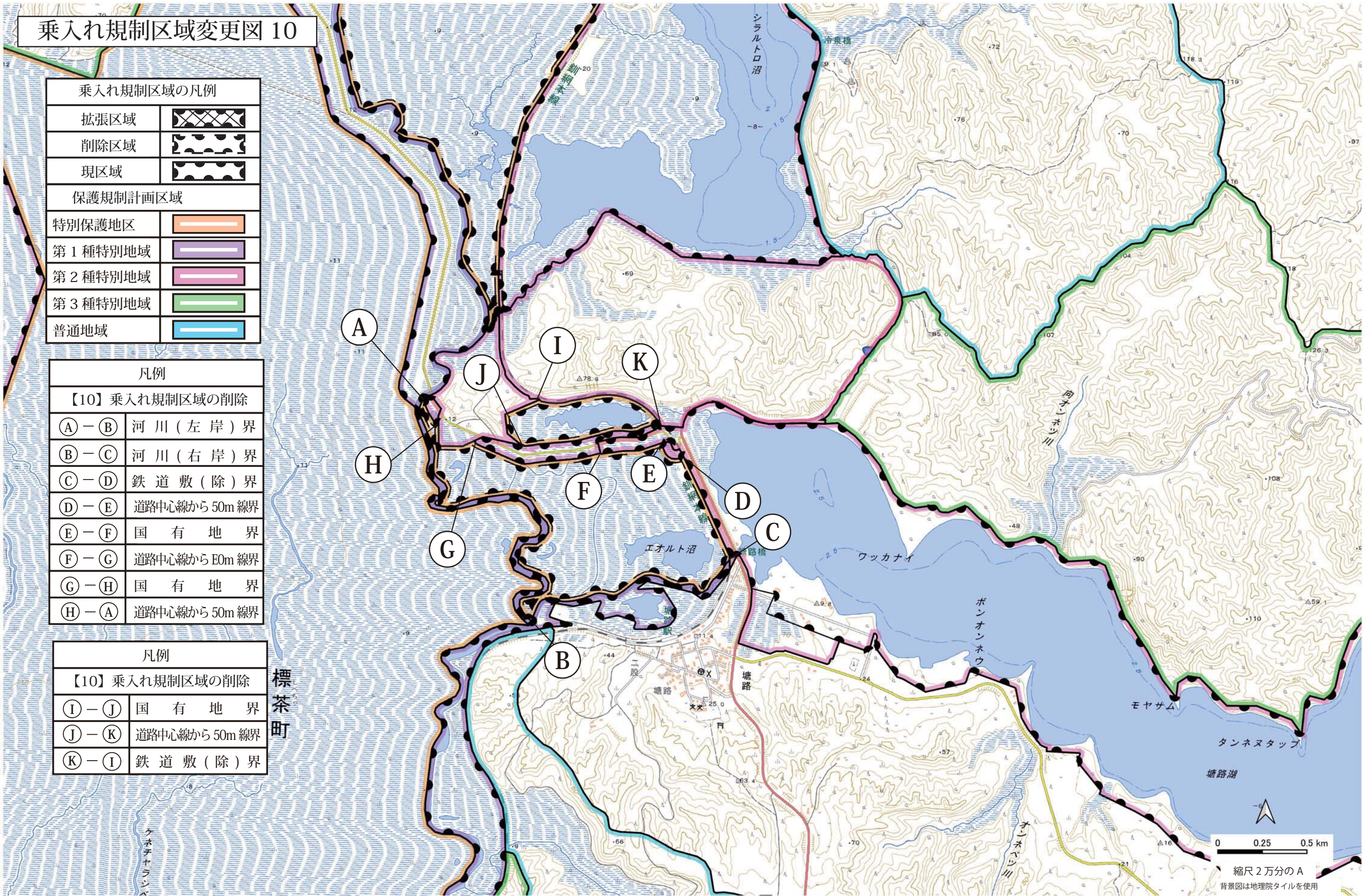
乗入れ規制区域変更図 10

乗入れ規制区域の凡例	
拡張区域	
削除区域	
現区域	
保護規制計画区域	
特別保護地区	
第1種特別地域	
第2種特別地域	
第3種特別地域	
普通地域	

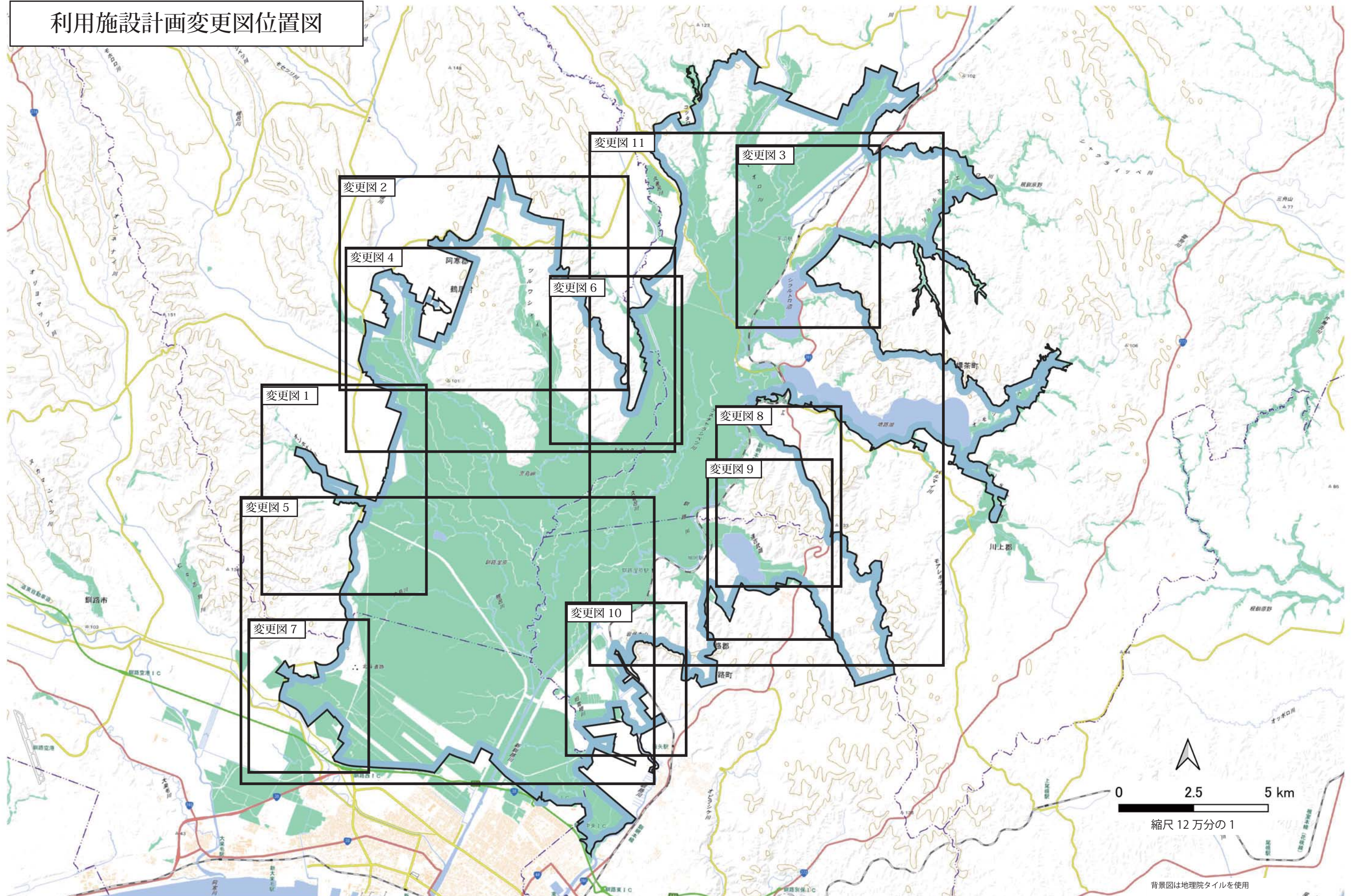
凡例	
【10】乗入れ規制区域の削除	
①－②	河川（左岸）界
②－③	河川（右岸）界
③－④	鉄道敷（除）界
④－⑤	道路中心線から50m線界
⑤－⑥	国有地界
⑥－⑦	道路中心線からE0m線界
⑦－⑧	国有地界
⑧－①	道路中心線から50m線界

凡例	
【10】乗入れ規制区域の削除	
①－②	国有地界
②－③	道路中心線から50m線界
③－①	鉄道敷（除）界

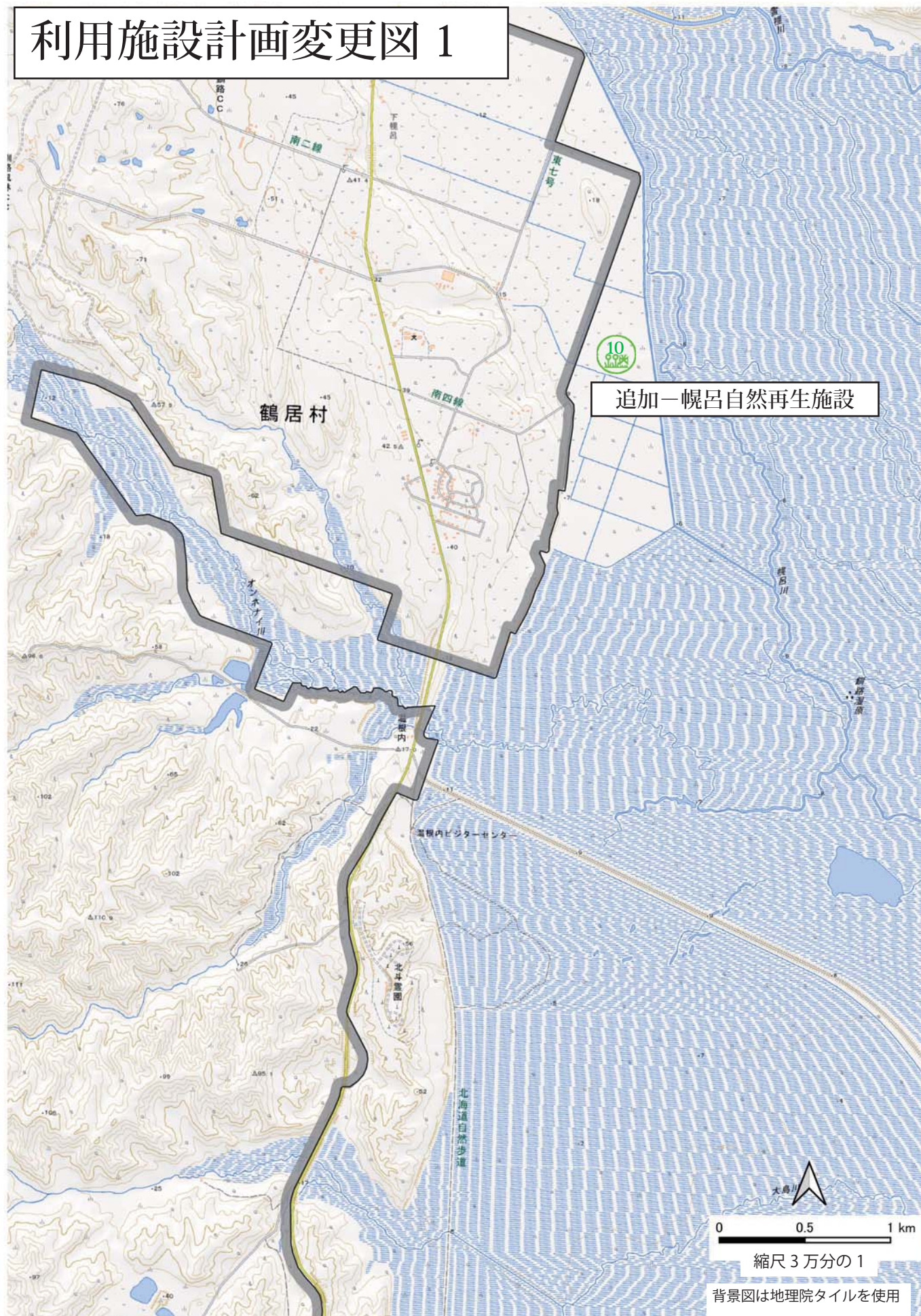
標茶町



利用施設計画変更図位置図



利用施設計画変更図 1



追加一幌呂自然再生施設

0 0.5 1 km

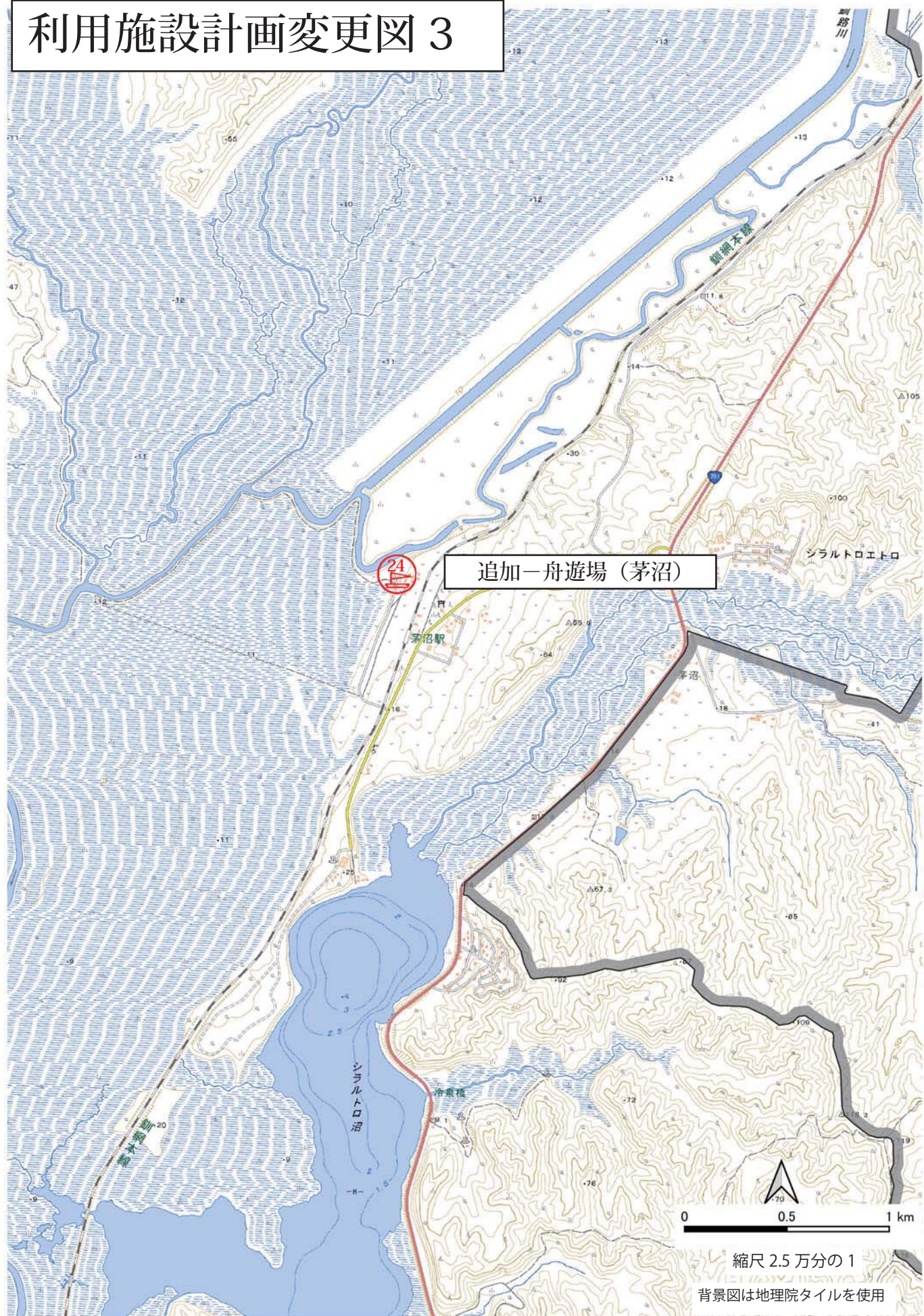
縮尺 3 万分の 1

背景図は地理院タイルを使用

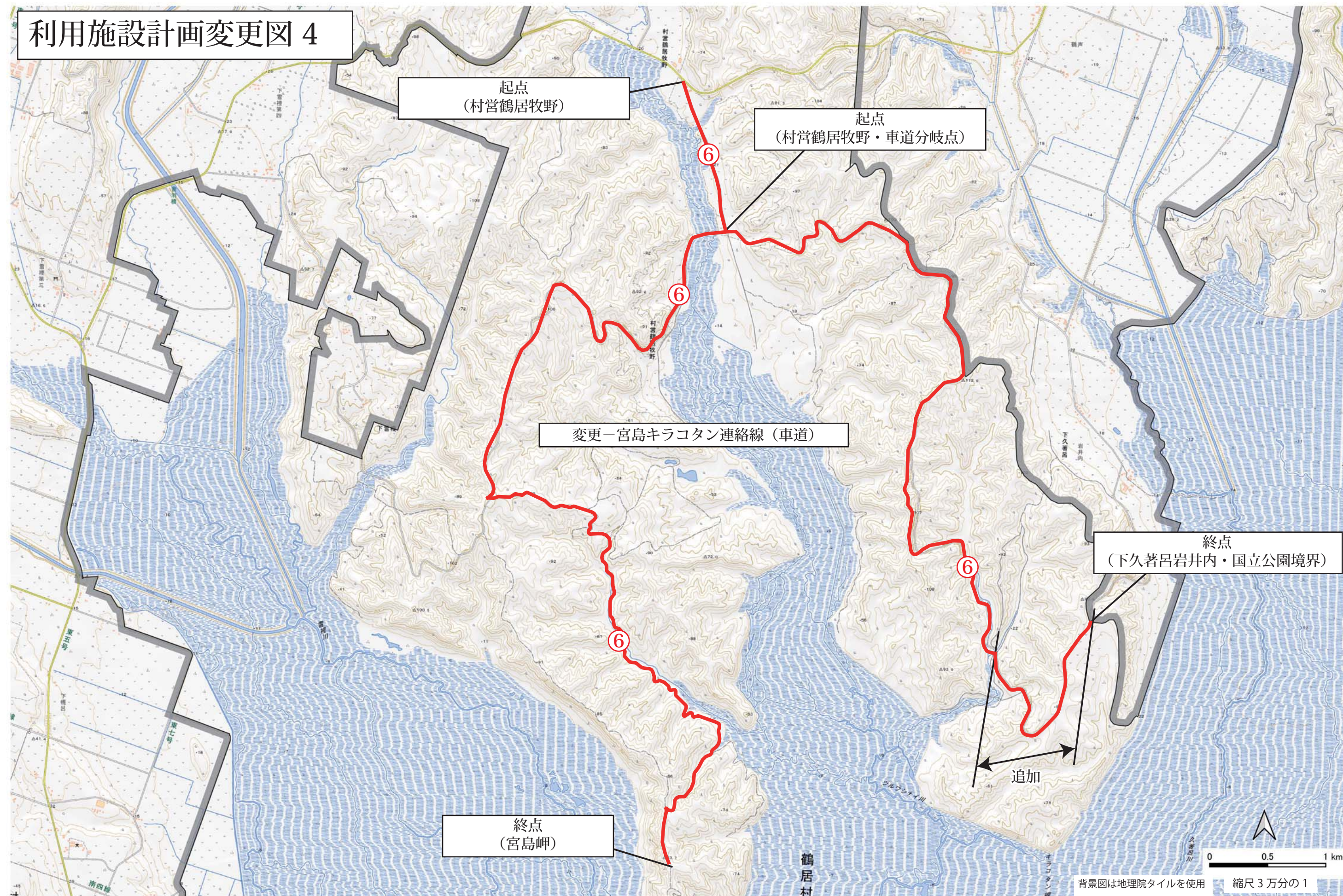
[illegible]

背景図は地理院タイルを使用 縮尺 3 万分の 1

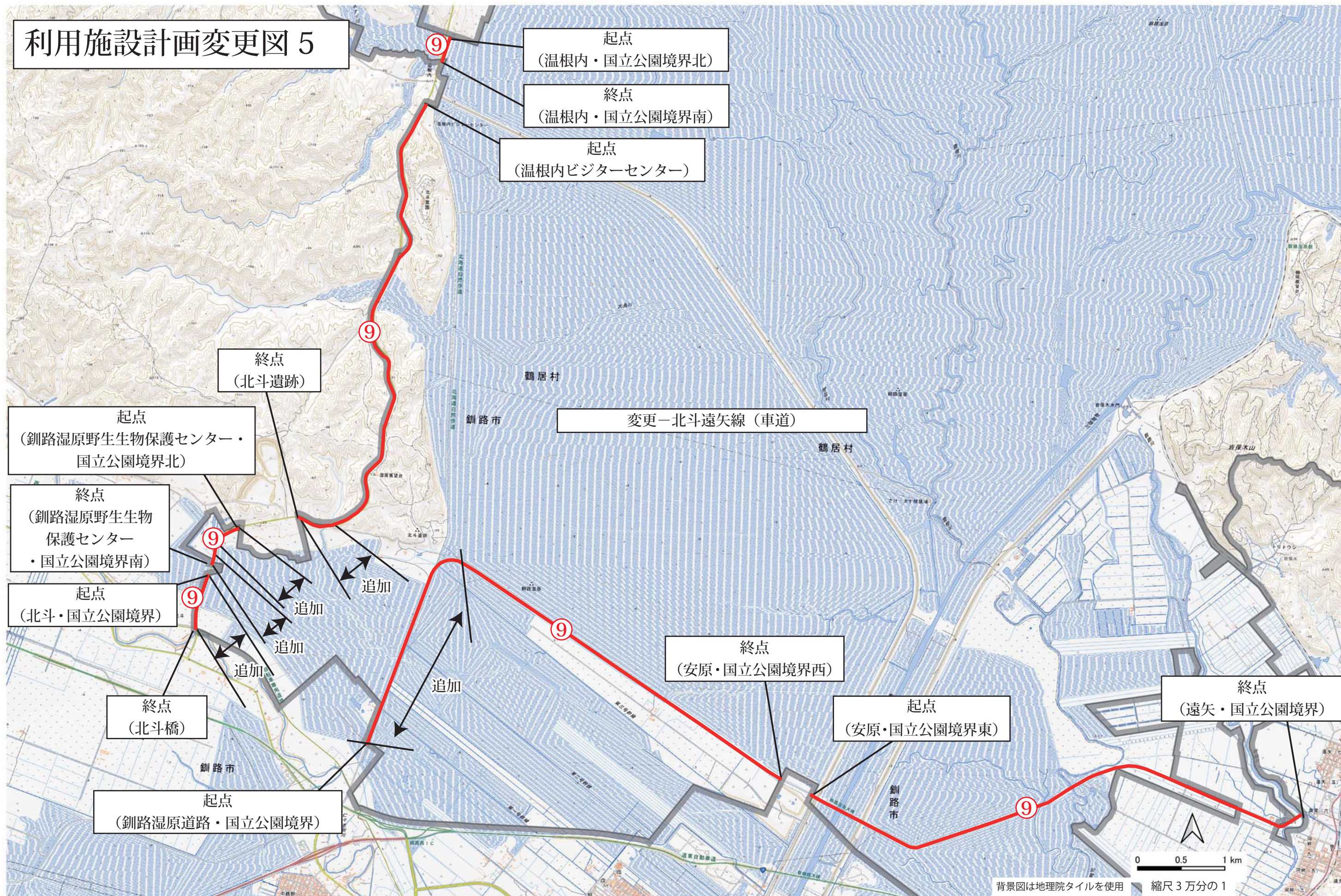
利用施設計画変更図 3



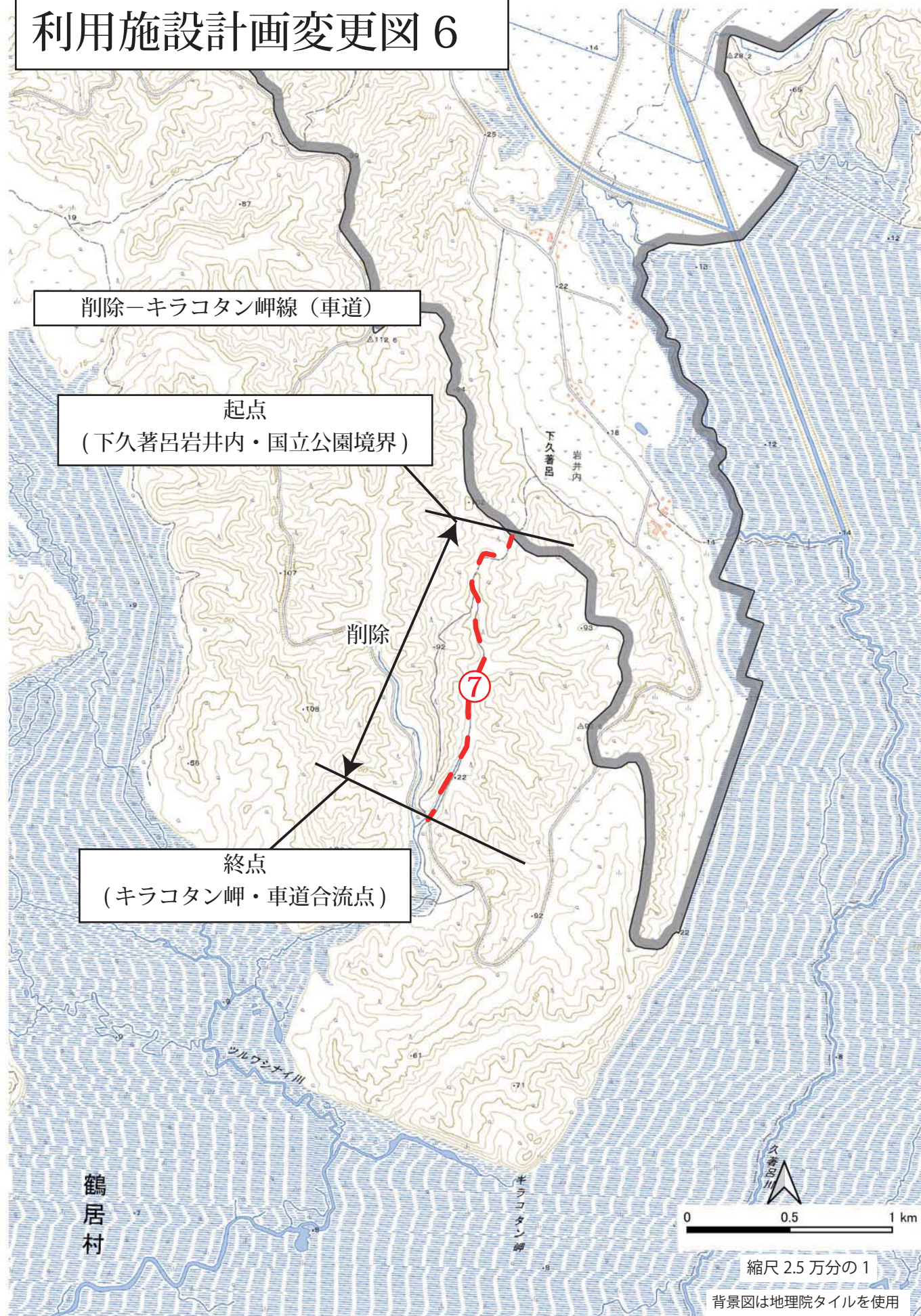
利用施設計画変更図 4



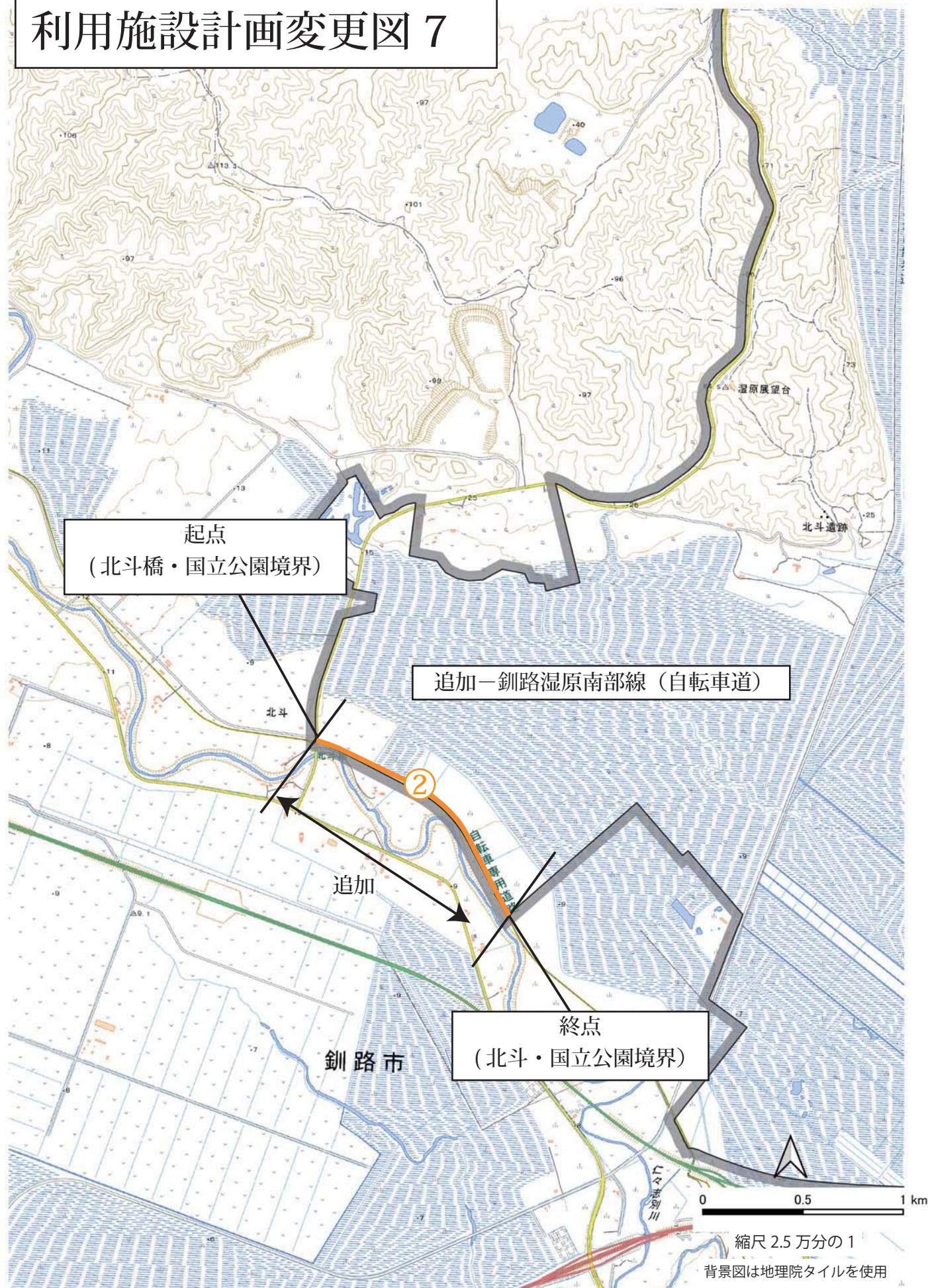
利用施設計画変更図 5



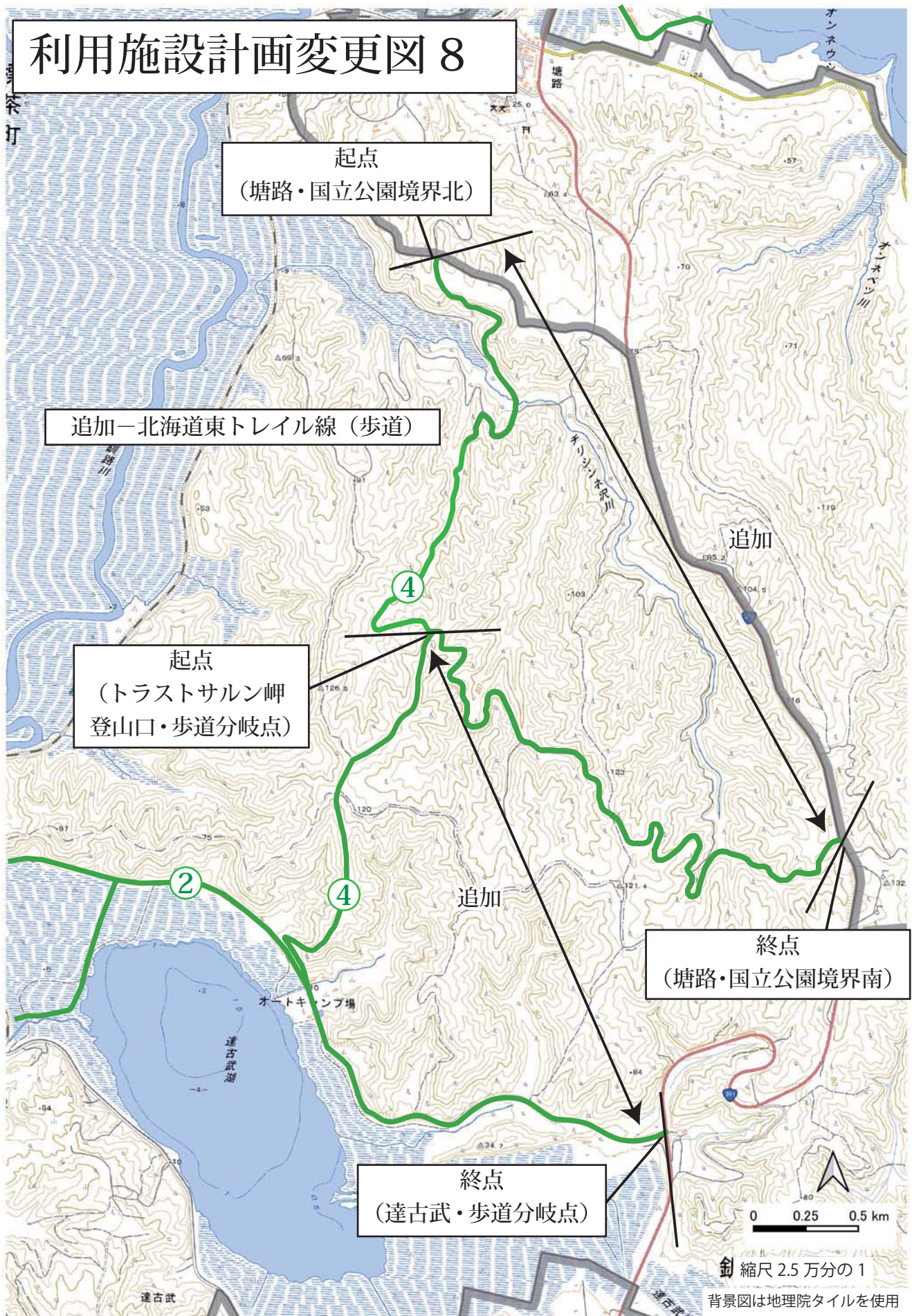
利用施設計画変更図 6



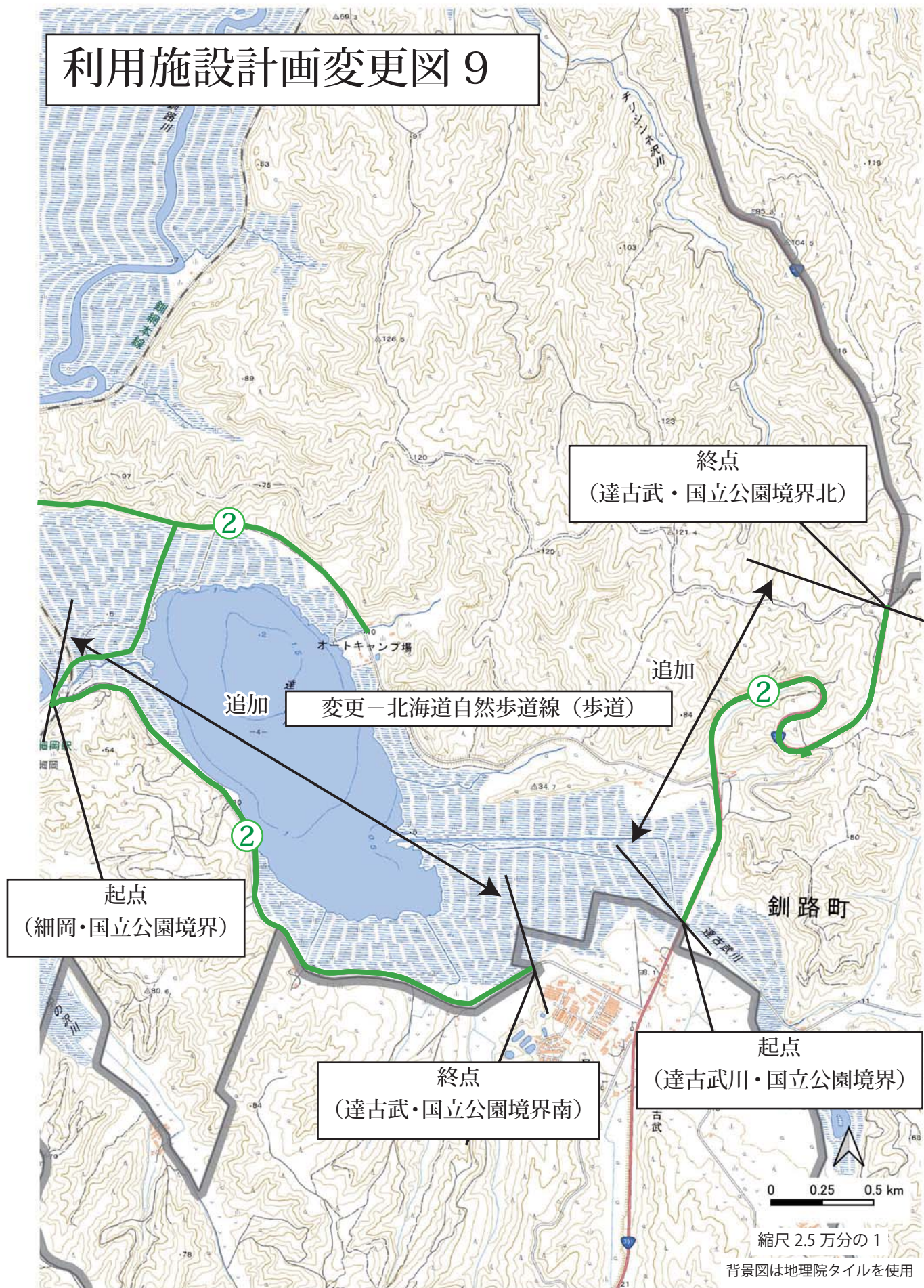
利用施設計画変更図 7



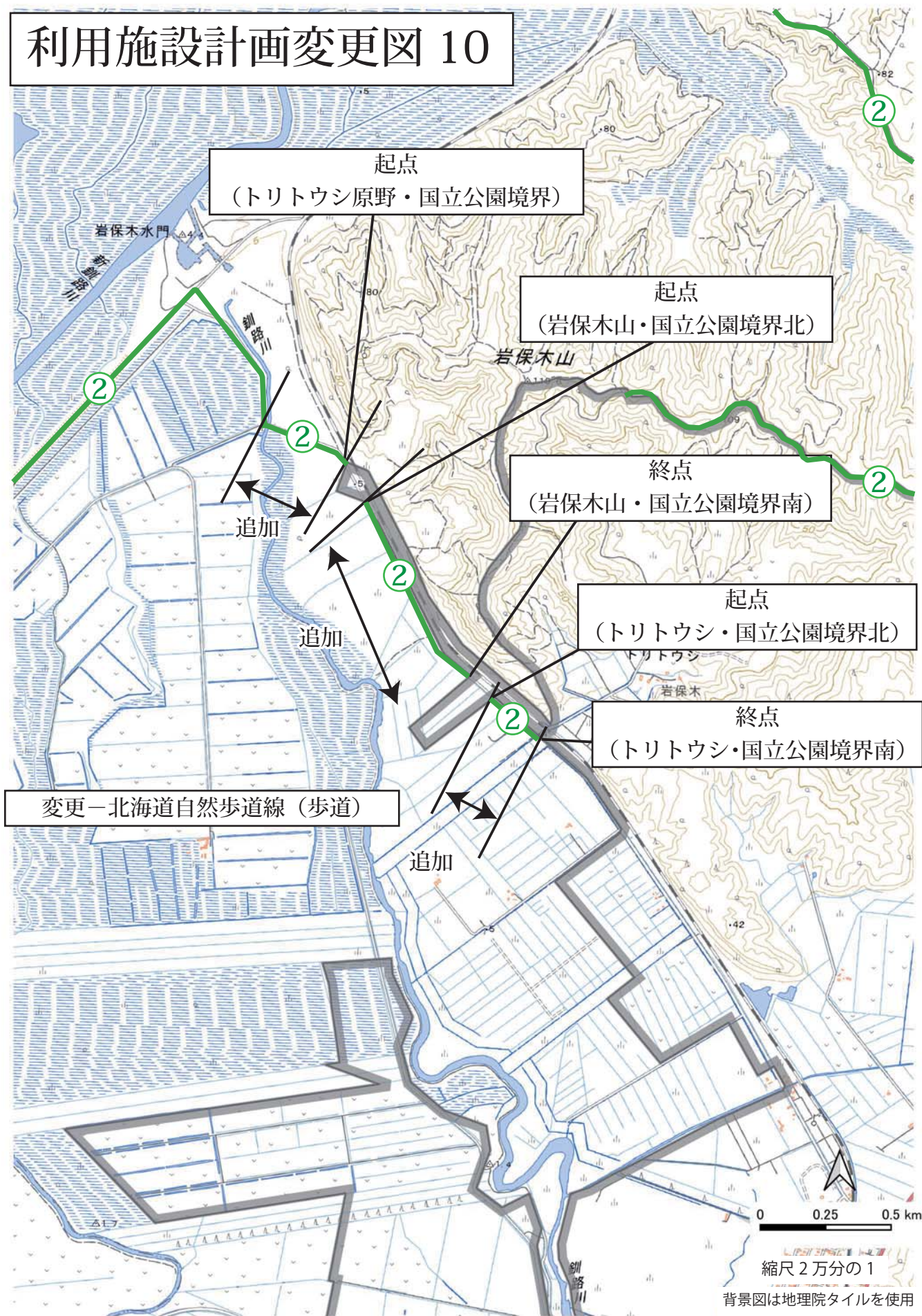
利用施設計画変更図 8



利用施設計画変更図 9



利用施設計画変更図 10



利用施設計画変更図 11

